

令和元年 6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

令和元年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月5日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第48号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号～報告第4号（質疑）	14
議案第40号～議案第44号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	15
議案第45号（質疑，委員会付託省略，表決）	17
議案第46号～議案第48号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	17
議案第49号～議案第55号一括上程	18
提案理由説明	19
議案第49号～議案第55号（質疑，委員会付託）	26
新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）	26
散 会	26
6月21日	
議事日程	28
本日の会議に付した事件	28
出席議員	28
欠席議員	28
地方自治法第121条の規定による出席者	28
職務のため出席した事務局職員	29
開 議	30
会議録署名議員の指名	30
一般質問	30
新川床 金 春 議員	30
1. なのはな館について	

2. 地熱発電について	
東 伸 行 議員	45
1. 「地熱の恵み」活用プロジェクトについて	
2. 山川ヘルシーランド決算書について	
井 元 伸 明 議員	57
1. 指定管理について	
2. なのはな館について	
木 原 繁 昭 議員	68
1. 土木行政について	
2. 国道226号について	
3. 交通安全対策について	
前之園 正 和 議員	80
1. 住宅（店舗）リフォーム事業補助金制度について	
2. 図書館の管理運営について	
3. 公職選挙法の遵守について	
延 会	96

6月24日

議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定による出席者	97
職務のため出席した事務局職員	98
開 議	99
会議録署名議員の指名	99
一般質問	99
高 田 チヨ子 議員	99
1. 安心・安全な生活のために	
2. 図書館について	
高 橋 三 樹 議員	109
1. 通学路の安全について	
2. 収納状況について	
3. サンシティホールいぶすきについて	
東 勝 義 議員	116
1. ヘルシーランド等温泉施設の指定管理について	
山 本 敏 勝 議員	125
1. サッカー場について	

2. 子どもの安心について	
3. 教職員住宅について	
4. 学校再編について	
5. 指宿商業高校の学校施設について	
6. 県下一周駅伝の応援について	
7. なのはな館について	
吉村重則議員	138
1. 農業問題について	
2. ヘルシーランドの指定管理について	
3. 地熱開発について	
散会	154

6月28日

議事日程	155
本日の会議に付した事件	155
出席議員	155
欠席議員	156
地方自治法第121条の規定による出席者	156
職務のため出席した事務局職員	156
開議	157
会議録署名議員の指名	157
議案第49号（委員長報告，質疑，討論，表決）	157
議案第50号及び議案第51号（委員長報告，質疑，討論，表決）	158
議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）	159
議案第53号（委員長報告，修正案説明，質疑，討論，表決）	161
議案第54号及び議案第55号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	180
議案第56号上程	184
提案理由説明	185
議案第56号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	185
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	186
決議案第2号上程	186
提案理由説明	187
決議案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	187
議員派遣の件	189
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	190
閉議及び閉会	192

参考資料

意見書第 1 号193
議員派遣書194

第 2 回 定 例 会

令和元年 6 月議会

令和元年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（6月5日～6月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月5日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第48号上程 (議案説明) ・報告第1号～報告第4号(質疑) ・議案第40号～議案第44号及び議案第46号～議案第48号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第45号(質疑, 委員会付託省略, 表決) ・議案第49号～議案第55号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) ・新たに受理した請願及び陳情上程(委員会付託)
6日	木	休 会	一般質問の通告限(12時)
7日	金	〃	
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	文教厚生委員会(10時開会)
11日	火	〃	産業建設委員会(10時開会)
12日	水	〃	総務水道委員会(10時開会)
13日	木	〃	
14日	金	〃	
15日	土	〃	
16日	日	〃	
17日	月	〃	
18日	火	〃	
19日	水	〃	
20日	木	〃	
21日	金	本会議	・一般質問
22日	土	休 会	
23日	日	〃	
24日	月	本会議	・一般質問
25日	火	休 会	
26日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限(12時)

27日	木	〃	
月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
28日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第49号～議案第52号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第53号 (委員長報告, 修正案説明, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第54号及び議案第55号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第56号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 意見書案第1号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 決議案第2号上程 (説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議員派遣の件 ・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

第 2 回 定 例 会

令和元年6月5日

(第1日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和元年6月5日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成30年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 平成30年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第7 議案第40号 指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第41号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第42号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第43号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第44号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第45号 固定資産評価員の選任について
- 日程第13 議案第46号 指宿市サッカー・多目的グラウンド（メイン・サブグラウンド）工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第47号 指宿市サッカーグラウンドスタンド棟新築工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第15 議案第48号 指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟新築工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第49号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第50号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第51号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第52号 指宿市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第20 議案第53号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第54号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第55号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 新たに受理した請願及び陳情上程

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 耕地林務課長    | 湯ノ口 孝   |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 上 田 薫   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和元年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び齋藤佳代議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの24日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの24日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第4号及び議案第40号～議案第48号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、報告第1号、平成30年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第15、議案第48号、指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟新築工事（建築）請負契約の締結について、までの13議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件4件、条例の専決処分の承認を求める案件4件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件1件、契約に関する案件3件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件3件の計20件であります。

まず、報告第1号、平成30年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び、報告第3号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の3議案であります。

これらの議案は、平成30年度指宿市一般会計補正予算、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算、及び、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第4号、平成30年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、平成30年度指宿市水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

次は、議案第40号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成31年3月29日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第41号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成31年3月29日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、平成31年3月29日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第43号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、平成31年3月29日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第44号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和元年5月13日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第45号、固定資産評価員の選任について、であります。

本案は、本定例会において、議会の同意を得て固定資産評価員を選任する必要があることから、市民生活部税務課長、西村里志を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なにとぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第46号、指宿市サッカー・多目的グラウンド（メイン・サブグラウンド）工事請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市サッカー・多目的グラウンド（メイン・サブグラウンド）工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第47号、指宿市サッカーグラウンドスタンド棟新築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市サッカーグラウンドスタンド棟新築工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第48号、指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟新築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟新築工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第45号を除く、各議案の詳細については、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

報告第1号、平成30年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので、割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、道路維持事業、新設改良事業及び岩本宮ヶ浜吹越線災害防除事業の3事業につきましては、繰越予定の事業のうち、年度内の支出があったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款7土木費，項5都市計画費，事業名，湊土地地区画整理事業，十町土地地区画整理事業及び庁舎潟山線整備事業の3事業につきましては，繰越予定の工事が年度内に完成したことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款7土木費，項6住宅費，事業名，敷領団地建替事業，及び款10災害復旧費，項2土木施設災害復旧費，事業名，現年補助災害復旧事業につきましては，繰越予定の事業のうち，年度内の支出があったことに伴い，翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

次は，提出議案の30ページを御覧ください。

議案第44号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，であります。

別冊の令和元年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ217万1千円を追加し，歳入歳出予算の総額を252億1,317万1千円にしたものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，13ページを御覧ください。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節11需用費39万5千円から，節14使用料及び賃借料22万円までの合計217万1千円の補正につきましては，消費税率の引き上げに伴う住民税非課税者及び子育て世帯への影響緩和対策としてのプレミアム付商品券事業に係るチラシ等作成の印刷製本費，対象者抽出等のシステム導入に係る委託料及びパソコンを借り上げるための費用を増額したものであります。なお，今回の専決処分については，プレミアム付商品券事業に係る費用に関する参考資料を配布させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款14国庫支出金，項2国庫補助金，目5商工費国庫補助金217万1千円の補正につきましては，プレミアム付商品券事業費に係る国庫補助金であります。

次は，提出議案の33ページを御覧ください。

議案第46号，指宿市サッカー・多目的グラウンド（メイン・サブグラウンド）工事請負契約の締結について，であります。

当該請負契約につきましては，平成31年4月19日に，5者による条件付一般競争入札の結果，落札業者が決定いたしましたので，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は，指宿市サッカー・多目的グラウンドのメイングラウンドとサブグラウンドの工事で，契約の方法は，条件付一般競争入札，契約金額は，2億9,518万5千円で，契約の相手方は，指宿市十二町4224番地，株式会社岩野建設，代表取締役岩野仁保であります。入札結果につきましては，お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。



工事の概要につきましては、メイングラウンドの床土及び散水設備の整備、サブグラウンドの床土、散水整備の整備と人工芝の敷設までを行うものであります。

なお、工期につきましては、令和2年12月31日の完成を予定しているところであります。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第47号、指宿市サッカーグラウンドスタンド棟新築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、平成31年4月23日に、2者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、指宿市サッカーグラウンドスタンド棟の新築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、2億8,600万円で、契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5、株式会社常盤建設、代表取締役尾辻義治であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、屋根付きの約820人を収容できるスタンド棟をメイングラウンドに併設するものであります。

なお、工期につきましては、令和2年7月7日の完成を予定しているところであります。

次は、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第48号、指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟新築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、平成31年4月22日に、4者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、指宿市サッカーグラウンドクラブハウス棟の新築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、1億8,260万円で、契約の相手方は、指宿市西方2165番地、株式会社堀之内商会、代表取締役堀之内茂であります。なお、令和元年5月10日付けで、代表取締役の変更届が提出され、令和元年5月1日より代表取締役は、堀之内敏となっております。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延床面積579.61㎡のクラブハウス棟の建設を行うものであります。

なお、工期につきましては、令和2年5月15日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追

加して御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第40号、指宿市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。第34条の7は、ふるさと納税制度の見直しが行われ、ふるさと納税寄附金が特例控除対象寄附金と規定されましたことなどから、この条例における引用条項の整理を行うものであります。

附則第7条の3の2は、消費税率引上げに伴います、需要変動の平準化対策のため、平成31年10月1日から平成32年12月31日までに入居された方の住宅ローン控除の控除期間を、10年間に13年間に3年間延長するもので、11年目以降の3年間につきましては、消費税率2%の引上げ分負担に着目した控除額の上限を設けることとしております。

14ページを御覧ください。

附則第16条は、軽自動車税の税率のグリーン化特例に関する規定のうち、重課につきましては、平成31年度に限る特例とし、軽課につきましては、これまでと同様の取扱いとするものであります。

15ページを御覧ください。

次に、第2条の指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてであります。平成29年指宿市条例第7号において、軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する一部改正を行いました。附則第15条の6第2項において、3輪以上の自家用軽自動車に対する環境性能割の税率3%を2%にするとの規定については、この適用期間を当分の間と改正するものであります。

16ページを御覧ください。

次に、第3条の指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてであります。平成30年指宿市条例第22号で、法人の市民税の申告納付に関する一部改正を行いました。第48条において、大法人が行います申告書の提出につきまして、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合での手続き等につきまして、新たに規定するものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第41号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること

について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要がある指宿市都市計画税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

附則第2条から第5条にかけて、及び附則第14条にて引用されます地方税法の附則第15条に削除の項が生じたことにより、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の内容につきまして、御説明申し上げますので、26ページを御覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるもので、現行の58万円を3万円引き上げ、61万円にするものであります。次に、第23条は低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。5割軽減につきましては、第23条第2号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を、現行の27万5千円を28万円に、2割軽減につきましては、同条第3号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を、現行の50万円を51万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と適応区分を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第43号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要がある指宿市介護保険条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであり

ます。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。

第4条は、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当である、低所得者の保険料軽減強化を実施するため、減額賦課に係る軽減幅の基準に基づき保険料を減額するもので、第1段階の保険料については、同条第2項において、現行の3万2,400円を2万7千円に改正し、第2段階の保険料については、同条第3項において、現行の5万400円を4万3,200円に改正し、第3段階の保険料については、同条に第4項を追加し、現行の5万4千円を5万2,200円にするものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（今村将吾）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

報告第2号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、事業名、唐船峡施設整備事業につきましては、事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

報告第3号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

款2事業費、項1事業費、事業名、下水道整備補助事業につきましては、事業費が確定した

ことに伴う繰越額の減額であります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

報告第4号、平成30年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による平成30年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

8ページを御覧ください。

繰越しする事業につきましては、お示しのとおり、十町土地区画整理事業、県営シラス対策事業、池田配水池更新事業、岡元平浄水場詳細設計及び変更認可申請書作成事業及び小雁渡浄水場拡張に伴う敷地造成測量設計業務事業に伴う建設改良事業の5億1,930万7千円で、十町土地区画整理事業に伴う用地交渉、県事業の年度末の水道管布設替発注要請、池田配水池更新事業の使用材料の製造、水源調査業務委託事業の施行箇所選定や造成予定地土地購入交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分  
再開 午前11時01分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第4号（質疑）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

#### △ 議案第40号～議案第44号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(福永徳郎) 次に、議案第40号から議案第44号までの5議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○12番議員(吉村重則) 議案第42号、指宿市国民健康保険条例の一部改正する条例の専決処分について質疑いたします。

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、軽減判定所得の基準額が引き上げられております。これについて、2割軽減が何世帯増えているのか、5割軽減が何世帯増えているのか。

次に、限度額が58万が61万円に引き上げられております。この対象者の所得は幾ら以上で、何世帯が対象者になっているのか。

それと、限度額でよろしいんですけれども、他の保険者との比較についてはどうなのか。

○市民生活部長(鶴本八郎) まず、2割・5割軽減の世帯の増数についてお答えいたします。2割世帯につきましては、平成30年度ベースで1,018世帯でしたが、1世帯増えて1,019世帯となっております。また、5割軽減世帯につきましては、1,346世帯でしたが、23世帯増えて1,369世帯となっているところでございます。

次に、限度額のかかる所得についてですが、限度額の所得につきましては、30年度の限度額93万円がかかる方につきましては、所得としては約810万円。31年度改正によりますと、限度額96万が課せられる方は所得820万円となっているところでございます。

次に、他の保険者の比較につきましてですが、各種制度によりまして、単純に比較されるものでもありませんし、また、改正等もかかっていないために、現段階において、手元に正確な数値を持っていないところでございます。

○12番議員(吉村重則) 国保税が高すぎて払えないと、本当言って大変な状況にきているわけですよ。他の保険者のことについて、どうのこうのとか、高いの低いのとか、そういうことを言うわけではないんですけれども、本当に国保と比べた場合にどうなのかと。例えば、

共済組合で市長の所得について、どうのこうの言うわけじゃありません。市長の場合でどのぐらいの限度額が、保険料が支払われているのか。その辺は分からないですか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほどもお答えいたしました。各制度ともですね、改正等も入っておりませんので、正確な数字としてここに持ち合わせていないところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第40号から議案第44号までの5議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第44号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対する立場から討論いたします。

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するため、軽減判定所得の基準額は引き上げられていますが、国民健康保険税の基礎課税額に関わる課税限度額が58万を61万に引き上げられ、後期高齢支援金と介護納付金課税分を合わせると96万円になります。限度額に関わる人というのは、決して桁違いの高額所得者ではありません。既に国保税の負担が大きな社会問題になっており、全国知事会は1兆円の財源投入を国に要請しております。これ以上の引き上げは許せません。被保険者の暮らしを守る立場からも本議案に反対いたします。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。

まず、議案第40号、議案第41号、議案第43号及び議案第44号の4議案を一括して採決いたします。

4案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号、議案第43号及び議案第44号の4議案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(福永徳郎)** 起立多数であります。

よって、議案第42号は、承認することに決定いたしました。

#### **△ 議案第45号(質疑, 委員会付託省略, 表決)**

**○議長(福永徳郎)** 次に、議案第45号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第46号～議案第48号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(福永徳郎)** 次に、議案第46号から議案第48号までの3議案について、質疑に入ります。



御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第46号から議案第48号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第46号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福永徳郎)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第49号～議案第55号一括上程

**○議長(福永徳郎)** 次は、日程第16号、議案第49号、指宿市特別職の職員で非常勤のもの

酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、日程第22，議案第55号，令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） まず，議案第49号，指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は，国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第50号，指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第51号，指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い，災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われたこと，及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が行われたことから，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は，議案第52号，指宿市森林環境譲与税基金条例の制定について、であります。

本案は，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い，この条例を制定しようとするものであります。

次は，議案第53号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は，歳入歳出にそれぞれ7億6,590万1千円を追加し，予算の総額を259億7,907万2千円にしようとするものであります。

次は，議案第54号，令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は，収益的支出に9万円を追加し，収益的支出額を7億893万8千円に，資本的支出に2,991万2千円を追加し，資本的支出額を6億5,465万1千円にしようとするものであります。

次は，議案第55号，令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は，収益的収入に1,026万9千円を追加し，収益的収入額を7億9,819万9千円に，収益

的支出に937万5千円を追加し、収益的支出額を7億5,610万6千円に、資本的支出に89万4千円を追加し、資本的支出額を11億2,373万5千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細については、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の36ページを御覧ください。

議案第49号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙の投開票に係る選挙長、立会人及び管理者の報酬の額を、改正後の国の基準に準拠するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、37ページ及び38ページを御覧ください。

この条例の別表に規定する、選挙長、投票所の投票立会人、開票管理者及び投票所等の投票管理者の報酬の額を200円増額し、開票等立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額を100円増額するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の51ページを御覧ください。

議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億6,590万1千円を追加して、歳入歳出予算の総額を259億7,907万2千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、17ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12役務費30万5千円から節15工事請負費2億5,667万円までの合計2億6,484万5千円の補正につきましては、山川庁舎移転に伴う山川文化ホール改修工事及びエレベーター棟建設に係る工事請負費等を増額するものであります。同じく、目7企画費、節8報償費6万円及び節9旅費4万8千円の補正につきましては、地熱の恵み活用プロジェクトの事業者公募に係る報償費及び費用弁償を増額するものであります。同じく、目11共生・協働推進費、節19負担金補助及び交付金250万円の補正につきましては、コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う宮自治公民館に対する補助金を増額するものであります。

款3民生費，項1社会福祉費，目2障害者福祉費，節13委託料76万5千円の補正につきましては，就学前障害児発達支援無償化に伴う障害福祉サービスシステム改修に係る委託料を増額するものであります。同じく，項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節9旅費1千円から節12役務費7千円と，節13委託料533万7千円のうち15万円，及び目2児童措置費，節20扶助費64万8千円の合計81万1千円の補正につきましては，未婚のひとり親に対する臨時特別給付金支給事業に係る扶助費等を増額するものであります。同じく，目1児童福祉総務費，節13委託料533万7千円のうち，518万7千円の補正につきましては，保育料無償化に伴う子ども子育て支援システム改修等に係る委託料を増額するものであります。

18ページを御覧ください。同じく，目4児童福祉施設費，節19負担金補助及び交付金6,094万8千円の補正につきましては，保育所等整備交付金事業に伴う，たいせいこども園への補助金を増額するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節11需用費10万1千円及び節13委託料914万8千円の補正につきましては，風しんに関する追加的対策の実施に伴う抗体検査及び予防接種に係る委託料等を増額するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目2農業総務費，節18備品購入費365万6千円の補正につきましては，公用車2台の不具合に伴う備品購入費を増額するものであります。同じく，目4農業施設費，節11需用費205万2千円の補正につきましては，指宿市開聞加工センター冷凍庫の故障に伴う修繕料を増額するものであります。同じく，項2林業費，目2林業振興費，節25積立金につきましては，森林環境譲与税の創設に伴う財源組替及び基金設立に係る積立金を増額するものであります。

19ページを御覧ください。同じく，項3水産業費，目2水産業振興費，節9旅費1千円から節19負担金補助及び交付金1,060万円の合計，1,067万4千円の補正につきましては，浜の活力再生施設整備事業費補助金の内示に伴う事務費及び山川町漁業協同組合への補助金を増額するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節4共済費59万5千円から節9旅費1千円，節11需用費615万8千円のうち495万2千円，節12役務費262万2千円，節13委託料1,591万8千円のうち1,240万円，節14使用料及び賃借料12万1千円及び節19負担金補助及び交付金2億5,000万円の合計2億7,449万円の補正につきましては，消費税率引き上げに伴うプレミアム付商品券事業に係る委託料等を増額するものであります。同じく，節11需用費615万8千円のうち21万6千円，節13委託料1,591万8千円のうち，10万8千円の合計32万4千円の補正につきましては，地域おこし協力隊発案オリジナル婚姻届作成に伴う印刷製本費等を増額するものであります。同じく，節11需用費615万8千円のうち99万円，節13委託料1,591万8千円のうち，341万円の合計440万円の補正につきましては，指宿市地域公共交通体系再編支援業務に係る委託料等を増額するものであります。同じく，目3観光費，節13委託料165万円の補正につきまし

ては、指宿観光宣伝誘致促進事業に係る委託料を増額するものであります。

20ページを御覧ください。款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節15工事請負費3,438万8千円の補正につきましては、鎮守山線及び橋梁長寿命化修繕事業に係る社会資本整備総合交付金の決定に伴う工事請負費を増額するものであります。同じく、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節19負担金補助及び交付金1,026万9千円の補正につきましては、公共下水道事業会計の補正に伴う負担金及び補助金を増額するものであります。同じく、項6住宅費、目2公営住宅建設費、節4共済費5万1千円から節14使用料及び賃借料96万6千円までの合計776万7千円の補正につきましては、市営敷領団地建替に伴う敷領遺跡発掘調査に係る賃金等を増額するものであります。

21ページを御覧ください。款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節11需用費49万5千円の補正につきましては、開聞十町西部地区の防火水槽漏水に係る修繕料を増額するものであります。同じく、節12役務費5万円から節19負担金補助及び交付金3万6千円までの合計6,498万6千円の補正につきましては、柳田分団車庫建設に係る工事請負費等を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款2地方譲与税755万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの譲与税であります。

款14国庫支出金1億5,200万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する負担金、補助金、委託金であります。

15ページを御覧ください。款15県支出金942万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款18繰入金4,299万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款20諸収入2億252万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金等であります。

16ページを御覧ください。款21市債3億5,140万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、市債を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の39ページを御覧ください。

議案第50号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改

正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、40ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正についてであります。第36条の2は、市民税の申告書記載事項の簡素化についての規定を第5項の次に追加するものであります。第36条の3の2は、給与所得者が単身児童扶養者である場合に行います扶養親族等申告書提出についての引用条項及び文言の整理等を行うものであります。第36条の3の3は、公的年金等受給者が単身児童扶養者である場合に行います扶養親族等申告書提出についての引用条項及び文言の整理等を行うものであります。

41ページを御覧ください。附則第15条の2及び第15条の6では、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に取得した3輪以上の自家用軽自動車について、排出ガス性能等により、環境性能割の税率を1%課税については非課税、2%課税については1%とする臨時的軽減の規定等を新設するものであります。附則第15条の2の2は、3輪以上の軽自動車で、軽自動車税の環境性能割の課税対象となる軽自動車に該当するかの判断は、当分の間、国土交通大臣の認定等により判断するとの規定が新たに追加されるものであります。

42ページを御覧ください。附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例であります軽課について規定していますが、この特例を3段階で改正するものであります。

43ページを御覧ください。附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の特例を新設するものであります。

44ページを御覧ください。第2条の指宿市税条例の一部改正についてであります。第24条第1項は、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受け、前年度の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者に対し、個人の市民税を非課税とする措置を講じるものであります。

附則第16条は、第1条において3段階で改正することとしました軽課の対象車両を、令和4年と5年においては、電気自動車に限るものとする改正であります。

なお、附則において、改正条例の施行期日と経過措置等を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の47ページを御覧ください。

議案第51号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が行われたこと、

及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、48ページを御覧ください。

災害援護資金の貸付利率について、一律年3%とされていたものが、3%以内で市町村が条例で定めるものとされたことから、保証人がある場合は、貸付利率を無利子に、保証人がない場合は、貸付利率を1%に改正しようとするものであります。また、償還方法について、現行の年賦償還に、半年賦償還、月賦償還を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（田之上辰浩）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の49ページを御覧ください。

議案第52号、指宿市森林環境譲与税基金条例の制定について、であります。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、今年度から交付される森林環境譲与税を基金として積み立てるため、この条例を制定しようとするものであります。森林環境税は、国税として住民税均等割と併せて1人千円が徴収され、市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税として交付されるものであり、令和6年度から課税されることとなっております。森林環境譲与税の用途については、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとするとしており、用途については公表することとされております。森林環境譲与税は、森林環境税の課税に先行し、今年度から交付されますが、森林環境譲与税の適切な活用のため、基金として積み立てることも可能とされていることから、条例を制定し、基金を設立しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（井手久成）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の52ページを御覧ください。

議案第54号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ、原水及び浄水施設整備費を2,991万2千円増額し、1億5,290万8千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を9万円増額し、水道事業費用を7億893万8千円に、営業費用を6億4,339万7千円にしようとするものであります。内訳につきましては、小雁渡浄水場急速ろ過機設置工事の工場検査に係る旅費の増額であります。

第4条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を2,991万2千円増額し、資本的支出を6億5,465万1千円に、建設改良費を4億6,226万5千円にしようとするものであります。内訳につきましては、岡元平浄水場さく井拡張工事に係る工事請負費の増額であります。

なお、7ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の53ページを御覧ください。

議案第55号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、当初予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のロに雨水環境建設費89万4千円を追加しようとするものであります。

第3条におきまして、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益を89万4千円増額し、第2項営業外収益を937万5千円増額し、公共下水道事業収益を7億9,819万9千円に、営業収益を4億1,422万円に、営業外収益を3億8,397万9千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を937万5千円増額し、公共下水道事業費用を7億5,610万6千円に、営業費用を6億8,747万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては、労務単価の上昇に伴う指宿市浄水苑等包括的維持管理業務委託に係る委託料の増額、及び指宿市浄水苑のNO. 4汚水ポンプ整備に係る修繕費の増額であります。

第4条におきまして、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を89万4千円増額し、公共下水道事業資本的支出を11億2,373万5千円に、建設改良費を7億1,508万5千円にしようとするものであります。内訳につきましては、大牟礼雨水幹線築造工事に伴う建物調査に係る委託料の増額であります。

第5条におきまして、債務負担行為をすることができるものを定めております。

第6条におきまして、一般会計から補助を受ける金額を937万5千円増額し、1億5,682万2千



円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第49号～議案第55号（質疑、委員会付託）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第53号を除く6議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第53号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第23、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情2件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 山 本 敏 勝

議 員 齋 藤 佳 代

# 第 2 回 定 例 会

令和元年 6 月 21 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和元年6月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩

建設部長	山崎一磨	教育部長	下吉一宏
水道事業部長	井手久成	山川支所長	前蘭佳生
開聞支所長	今村将吾	総務部参与	中村孝
総務部参与	谷口澄子	建設部参与	荻定治
市長公室長	山下浩二	総務課長	鶴窪誠作
危機管理課長	山下秀一	財政課長	坂元一博
商工水産課長	上田和成	観光課長	山元成一
観光施設管理課長	園田猛志	土木課長	下馬場健一
社会教育課長	野元伸浩		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	上田 薫	次長兼議事係長	木下 英城
主幹兼調査管理係長	平畑 卓哉	議事係主査	上玉利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び東伸行議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） おはようございます。19番、新川床金春です。元号が令和に変わり令和元年第2回指宿市定例市議会において一般質問の初陣を飾ることができたことを大変光栄に感じています。一般質問は、議員が行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行状況及び将来に対する方針等について住民の立場から批判監視し、また、住民のための各種サービスについて具体的な提案をすることです。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目のなのはな館について。（1）ふれあいプラザなのはな館の設計者との交渉状況についてですが、平成27年9月に、ふれあいプラザなのはな館利活用構想を策定し、担当者が、設計者に直接面談し、利活用構想の改訂版を示し理解していただいたと議員懇談会で説明がありました。平成27年10月4日、担当者が設計者と面談しています。交渉内容は、庁議に諮っているのか、それとも担当部課で決定したのか。答弁を求めます。

2番目の県と旧ふれあいプラザなのはな館の交渉について。平成22年4月から県と市で施設の譲渡について協議しています。平成22年4月初から平成27年10月まで県との無償譲渡に関する覚書するまでですね、議会に何回も説明がありました。その度に議会からいろいろな意見や要望がありました。どのような意見や要望が多く出され、どのように対応してきたのか。答弁を求めます。

なのはな館県有建物財産支援について。平成22年4月からふれあいプラザなのはな館を指宿市が県から無償譲渡を受けるのであれば、今後、市の財政負担がないように雨漏れ箇所や風害箇所を改修工事し、県に対して解体費相当額を要望してほしいと要望がありましたが、どのようなになったのか。答弁を求めます

2番目の地熱発電について。令和元年5月23日、東京の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱

物資源機構，通称，JOGMEC本社に6月13日，福岡県にある九州経済産業局に出向き，地熱発電関連補助金等について調査してきました。JOGMECに対して今日の一般質問の時間を連絡していますので，国としては，信頼関係を損なわないためにくれぐれも間違った答弁をしないようにしていただきたいとお願いします。JOGMECの部長さんは，分かりましたということで，今朝ほど話ししました。

1番目の国のエネルギー政策について。平成30年度閣議決定された国のエネルギー政策は，地域住民や温泉事業者と利害関係者の醸成が必要と伺っています。国の政策をどのように理解し，地域住民，温泉事業者，利害関係者に対して平成30年度の地熱資源量の把握のための調査事業助成金申請をしたのか。伺います。

(2) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構との協議内容について。平成30年8月20日から21日にかけてJOGMECに佐藤副市長と担当者が，地熱資源量の把握のための調査事業費補助金打ち合わせを行っています。JOGMEC担当者からどのような指摘がなされたのか。佐藤副市長に答弁を求めます。

(3) 地熱資源量の把握のための調査事業費の不採択理由について。地熱資源量把握のための調査費事業補助金申請した自治体や企業で，これまで不採択になった事業がありますかとJOGMECで確認しました。平成30年度補助金申請した指宿だけと伺い，大変驚くことでした。不採択理由をどのように捉え，再発防止のためにどのような改善策を講じたのか。佐藤副市長に答弁求めます。

(4) 地域との共生について。令和元年5月23日東京都港区虎ノ門ツインビルでJOGMECの職員3名と面談し，確認してきました。利害関係者の排除について，JOGMECの担当者からどのような指導を受けたのか。佐藤副市長に答弁を求めまして，1回目の質問として終わります。

○市長（豊留悦男） ふれあいプラザなのはな館についての御質問でございます。このなのはな館の利活用については，議員御指摘のとおり，27年9月28日の議員懇談会で報告をさせていただいたとおりでございます。この中で，設計者の高崎さんの所へ伺い，その行った人，そして利活用構想等について内容を説明したかどうかというようなことでございますけれども，10月の4日に，担当者が，高崎さんの所に伺い，利活用構想の改訂版をお渡しして，その内容等について説明をしたところでございます。高崎さんの所に説明に行くことについて庁議を開いたかどうかというような質問もあったようでございますけれども，その庁議の内容等について，このなのはな館を具体的にどうするということが決まっていますので，つまり，高崎さんの所に伺い，今度どのようにするかということについて，調査，意見を聞くために行ったものでございます。そして，この新しいなのはな館の利活用構想の改訂版については，高崎さんには，その都度連絡をし，理解を求める努力をしたところでございます。

地熱関係につきましては，副市長及び担当部長等が答弁をいたします。

○副市長（佐藤寛） 国のエネルギー政策についてでございますが、国のエネルギー基本計画につきましては、平成30年7月3日に閣議決定されております。この中で地熱につきましては、世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源を担うエネルギー源であること。発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用も期待されること。一方、開発には時間とコストがかかるため、投資リスクの軽減、送配電網の整備、円滑に導入するための地域と共生した開発が必要となるなど、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めていくことが必要であると謳われているところでございます。

2点目の質問。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構との協議内容についてでございます。平成30年の8月20日にJOGMECへ伺い、大きくは6項目について協議しております。自然公園法及び温泉法の許認可事項につきまして、現時点における取得状況の確認がありました。助成金申請書の提出を目指しております第6回公募の期間について、市の方から、その期間の申請期間を確認しております。

市民に理解してもらうための方策につきまして、市では、9月に説明会を開催することを伝えております。

利害関係者の整備については、調和のとれた地熱活用協議会で協議した事項をJOGMECの方へお伝えしたところでございます。

最後の6点目は、指宿市調和のとれた地熱協議会のメンバー表をJOGMECの方へ提出したところでございます。

次に、地熱資源量の把握のための調査事業助成金の不採択理由についてでございますが、不採択の理由は、機構においては、国のエネルギー政策との整合性の観点から厳正な審査を実施し、採否の可否を決定しているところ。電気事業を取り巻く最近の地域環境は、国のエネルギー政策から導かれる地域と共生した開発及び中長期視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認め難いためとなっているところでございます。

市の方では、4月10日にJOGMECの協力を得まして、地熱開発専門家による説明会を開催させていただいております。第三者の視点に立った説明と会場にお越しになられた方々、市民の方々との質疑によって、地熱開発の理解及び調査の必要性は認識していただけたと考えており、地元との共生が図られた一助になったと認識しているところでございます。

○総務部参与（中村孝） なのはな館の件でございますけれども、県との交渉状況についてでございます。平成29年10月に、県から、宿泊棟、健康増進施設等の県有建物につきましては、現状では解体が難しいことから、市に対して利活用計画を検討し、提示してほしいとの依頼がありました。これを受けまして、市では、仮に譲与を受けるとしたらという前提で、利活用構想案を策定し、昨年5月16日に、協議のたたき台として県に示しました。それ以降、利

活用構想の具体的な中身や、財政支援の考え方、財政支援額につきまして、延べ9回の協議を重ねて交渉を続けてまいりました。市としましては、補修・改修に係る費用と将来の大規模修繕等に備えた市の負担を軽減する支援金として、約10億2,000万円から13億900万円の範囲で、財政支援を要望しておりましたけれども、県の担当課から提示のあった金額は、約5億2,000万円でございます。財政支援の考え方、並びに財政支援額につきましても、市の要望額とは大きな開きがあり、5億2,000万円の財政支援額では、将来的な市の財政負担を考慮した結果、県有建物の譲与を受けて、市で活用していくことはできないとの結論に至り、昨年5月16日に提示しましたこの利活用構想案に関する協議については、終了させていただく旨を5月13日で文書で回答をしたところでございます。

次に、なのはな館建物の財政支援の部分でございますけれども、平成22年3月に、県から、なのはな館休止と市への譲渡の方針が出されて以来、今日まで、おおよそ9年間、将来、市に大きな財政負担があってはならないということが、この案件に関する市議会と市の共通の認識であったかと思えます。県の交付金で行った、本館、体育館等の譲与を受けた施設の補修費用は、約2億円でございます。宿泊棟、健康増進施設等の県有建物補修につきましては、平成26年度に行った保全調査の結果から、約2億8,000万円の費用が試算されているところでございます。

市としましては、そうしたライフサイクルコストも考慮しまして、約10億2,000万円から13億900万円の範囲で財政支援をしていただきたいと県に要望をしておりました。しかしながら、県の担当課から提示のあった金額は、約5億2,000万円でございます。この支援額では、議会の皆様も心配しておられる、将来的な市の財政負担を考慮した結果、県有建物の譲与を受けることはできないとの結論に至った次第でございます。

○19番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。なのはな館のふれあいプラザの設計者と交渉していますが、議会で説明があったときに、設計者が市民会館を建てる候補地について本当に知ったのかと、担当者に説明したのかと確認しました。実際、そのときにはですね、市民会館の構想があつて議会にも説明があつたんですよ。どこになるかは決定はしないけれども、こういう構想がありますということだったんですけれども、なのはな館の北側の構想は、設計者と会うときには、議会には報告はあるんですよ。なぜ設計者に説明しなかったのか。お願いします。

○総務部参与（中村孝） 市民会館の基本構想・基本計画につきましては、平成27年8月28日に、プロポーザルで選定した業者と、業務委託を結んで、基本構想・基本計画の策定作業に入っております。そして、平成28年3月18日に、市民会館の基本構想・基本計画が完成したところでございます。高崎氏には、平成28年2月18日に連絡を差し上げて、建設予定の大ホールについては、なのはな館と調和のとれたデザインとなるよう検討しなければならないと考えていること。今後、1年かけて大ホールの在り方について検討することとしていること

を説明したところでございます。その後も、同年3月7日に、県の担当者に同行して、高崎氏のもとを訪れて、これまでの経緯や市民会館の建て替えの方向性を説明したところでございます。10月に高崎さんの所に行った段階では、まだ解体跡地に市民会館をそこに建てるという形まではいっておりませんでした。基本構想を策定して、運営協議会の中で協議していく中で、最終的に、3月の完成の時点ですすね、解体跡地という形で市民会館の建て替えのことについては決定をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 平成27年10月4日に改定跡地が市民会館、今言ったように未定だったということで説明しています。しかし、28年2月にはですよ、その情報が高崎さんに伝わり、高崎さんから、私は、解体するとは聞いていない。財政が厳しいからどうかお願いしますということだったと新聞か何かの記事で見ました。そして、同僚議員もその旨を質疑していますよ。ですから、決まる前にもいろいろな方が、市民が知っていて、市民からの情報だと思えますけれども、28年2月の時点で解体するということは、解体して市民会館が建てられるということを設計者が知っているんですよ。情報は流れているんですよ。そのことについて答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 高崎さんに会ってお話をしたのは、平成27年の10月4日でございますけれども、これにつきましては、なのはな館の利活用構想の改訂版を説明に行ったところでございます。その中で、改訂版の中にも書いてありますけれども、市民会館の建て替えの計画があると、そういう構想があるという形では利活用構想の中に入れてありますけれども、その解体をした後に、跡地に市民会館を建てるということにつきましては、運営協議会であるとか、今後の中で方向性が決まっていくということでございましたので、その時点では、市民会館を解体跡地に建てるという形ではなくて、今後、検討をしていくという形で説明をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 29年11月10日、県議会に出向き、県から、なのはな館の件についてヒアリングを受けました。そして、書類はここにあります。実際ですすね、なのはな館を解体できると県の方は思って、市から説明を受けてもらっていたので、27年10月に県と指宿市と無償譲渡に関する覚書を締結しているんですよ。明らかにもうしっかりと解体できるという根拠をですすね、県は受けたんですよ。曖昧な説明をしたおかげで解体は聞いてないとなったんですよ。そのところについて質問します。

○市長（豊留悦男） なのはな館の経緯につきましては、議員も御存知だろうと思います。議員の中でも様々な意見があって紆余曲折がございました。私どもは、その度に指宿市の計画、県と調整をしなければならぬ事態になったわけでありすす。なのはな館については、あくまでも県の施設でしたから、ここに解体をして建てるという、そういう断定的な結論は出せなかったわけでありすす。その時々で変わったということは、皆さんも御案内のとおりでありすす。県有施設を残せという建築士会からの要望もありました。そしてその後、財政的な

負担が大きいので壊せというような議員の皆さんの声も聞きました。極めて慎重に、かつ、方向性を決めるのには時間を要するだろうという、そういう結論を私どもは持っておりましたので、このなのはな館については、なかなか結論を出すに至らなかったわけでありまして、現在もそうであります。財政的な問題、その他様々な問題がありますので、この件については、現在、県との交渉というのは、今の段階ではストップしているところであります。

○19番議員（新川床金春） 県からもらったペーパーが何枚かありまして、先ほどは平成27年10月でしたよね。平成28年3月29日、市長から解体について設計者の了解を取り付けた旨の連絡があり、3月30日、県の職員が高崎さんと面談し、高崎氏は、解体について承諾したと言ったが、承諾はしていないということでした。そして3月31日、市長に高崎さんとの面談結果を伝え、市長は、県有施設の取扱い等について了解したと。その日、県と市の県有建物譲渡契約を締結しているという文書があります。27年10月に行って、2月には解体できないという設計者の新聞記事が南日本に載っていたんです。だけど、3月29日にこういうことがあったと、これは県の書類なので、県からもらった書類なので、私は、それは当時の知事と市長のトップ会談でやったことだと思いますけれども、県の職員は、確認のために3月30日、高崎さんと面談しているということがここにあります。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） その時点での県との交渉というのは、今、県からもらったその文章というのは報告の中の断片的、つまり、切り取りをした部分だけしか言っていないと思います。県の担当者が3月30日だったでしょうか。31日、話をした。そういうことを私は聞いてはおりません。

○19番議員（新川床金春） 3月30日、設計者は、解体するとして、施設については建物躯体を残し、なのはな館の基本コンセプトは壊さないと言っております。そのことについて答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 設計者が、そのように言ったことについてのコメント。それは県に聞くべきであって、私は、そのことに対してコメントすべきではないと思います。

○19番議員（新川床金春） 県の方がですね、3月29日、市長から連絡をもらったということだったので、一応聞いたんですけど、ないということよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） 私が、どのような連絡をして県にコメントを求めたのか。記憶にございませんけれども、その段階では、県としては、解体する方向であったけれども解体できない。だから後のことは、県に任せてほしいというようなことございましたので、そのことに対してのコメントは、私はできないところであります。

○19番議員（新川床金春） 南側の施設を2億500万、県から交付金としていただいております。そして、市の将来を負担軽減する支援金として、解体費は南側の分ですけど、幾ら県からいただくようになっていたのか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 解体費につきましては、南側の施設につきましては、市の方で譲与を

受けて県の交付金で補修をして利活用するという事で、南側の施設については、解体費はないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 県からです。交付されたお金は改修費用だったんです。合併特例債を使うということは、目的外使用じゃないかということをお県の方から聞いたんですけど、県としては改修費を与えたと、もらったお金は使わないで安い機材を使って改修しているということですが、これは目的外使用にならないのかと思います。

○総務部参与（中村孝） 南側の改修費につきましては、合併特例債は活用していないところでございます。県の交付金で全て補修をやっているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 6月5日の議員懇談会の場ですね、県との交渉が駄目だったと。5月13日に文章で対応したということですけど、新たに電気設備と消防ポンプ設備等を造らないといけないということでした。この施設を造る費用はどのくらいなっているのか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 先の議員懇談会の方で、電気室の部分について若干触れさせていただきましたけれども、電気室につきましては、当初は、解体予定であった市民会館を建設する際に本館などまでカバーできる電気室を新設する計画でございました。しかし、県有施設の解体が困難な状況となり、市民会館の建替地が確定できない状況であったということで、そうした中、市が譲与を受けた施設については、なるべく早く利活用できるよう県の交付金で補修工事を行い、再開する方向で進めることとし、当面の間は、既存の電気室を県から無償で借りることとしていたところでございます。

市民会館の新設に併せ電気室も新たに造ることも検討している中、県から県有施設の利活用を検討提示してほしいとの依頼があり、その後、県有施設の取扱いについての協議が始まったところでございます。協議がまとまれば、そのまま電気室を利用することも可能でありましたけれども、今回協議が不調に終わり、このまま県の電気室を借り続けるよりは別途新設するという事も視野に入れて、今後、検討をしていきたいという形で説明をさせていただいたところでございます。

○19番議員（新川床金春） ですから、幾らと試算したのか聞いているだけで、いろんなことは要らないんですよ。金額について聞いています。

○総務部参与（中村孝） 金額については、これからでございますので試算はしていないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 試算するように伝えてありますので答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） この電気室につきましては、今現在、市民会館の基本設計の方をしておりますので、それと併せて検討をする形になろうかと思っておりますので、現時点で試算はできないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 要するに、県との交渉が頓挫したのは、指宿市の設計者との交渉

の流れが悪い方にいったからですよ。県の方は、指宿市が解体できると言ったから無償譲渡の方に動いていった。実際、この中で、県が解体についていくべきものを指宿がいて市民会館の建設計画を黙っていた。いろんなボタンの掛け違いでトラブったと思います。懇談会の場でも言いました。丁寧な説明をし、真摯に了解を得るべきだったと思いますけれども、一番足りなかったものは何なのか。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 県有施設に私どもが出向いてこうしてほしいということは言えないわけがあります。議員も、市民会館というのは多額の後年度負担を要するので解体をすべきだという考え方が多数だったと思っております。その後、いわゆる健康施設、北側の施設についてはプールその他あるので、ここだけは壊してもいいのではないかと。前の方は利用してもいいのではないかと。そういう流れになったことを記憶しております。壊すんだったら、その跡地に市民会館を建てるという一つの方法もあると。ところがその後、県が設計者と話し合いをしたときに壊せないというそういう認識に至ったと。だから、この市民会館、つまり北側については、県に任せてほしいというそういう流れにあったわけでありまして。私と議員との考え方は、全く違いますので申し添えます。

○19番議員（新川床金春） 先ほど平成27年10月4日、担当者が設計者と話したのが第1回目なんです。解体の話をしなかったのは県じゃなくて、面談したのは指宿市なんです。そのところ勘違いしないでください。県の書類にも、県が行くべきなのによって書いてありますよ。指宿市が対応していただいたと。その県とのヒアリングの中で聞きましたよ。実際、県はいつ行ったの。この私が持っているペーパーに県が交渉したって書いてありませんよ。前同僚議員からも預かってきました。実際、恐らくこれは県がしないといけない事業じゃないのかなということを言ってあります。それを指宿市が出向いていった。先ほど市長は、県有の建物に指宿が出回ることはないということでしたけれども、指宿が最初動いているんですよ。答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） ふれあいプラザの、その最初27年10月4日に出向いたのは、先ほどから繰り返しておりますけれども、ふれあいプラザなのはな館の利活用構想改訂版について、その前段で庁議を開き、その後、議員懇談会で説明をし、それをもって利活用構想について説明に行ったわけです。その中では、後ろの方については、北側の方については、解体予定であるというふうなこと。また、そこについて大ホールを新築する予定もありますよというふうなことでの説明に行ったわけでありまして。そういうことで、利活用構想の改訂版について説明に行ったということでございます。

○19番議員（新川床金春） ただいま解体もあるということで高崎さんと交渉したということですね。私たちが27年のときに聞いたときには、その話はなかったと思いますけれども、言われたということで受け取っておきます。次に入ります。時間の関係で、南側の解体費はなぜもらわなかったのか。そのことについて答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 南側の解体につきましては、譲与契約の中で、南側の部分については、解体費というものは譲与契約の中では入っておりませんので、その解体費については協議していないところです。

○19番議員（新川床金春） 平成22年4月から、市議会では、改修費と解体費相当額8億円は、譲れないんじゃないのかなということでした。利活用するんだったら減額してもいいけれども、全体的な解体費はもらうべきということで、私を含め何人も質問してきましたが、解体費は要らないと誰が決めたんですか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 先ほど解体費が要らないという形ですけれども、そういう協議をしたことはございません。当時、県が8億円の支援はできないという、全体を解体する場合に8億円というような金額が出ておりました。当時、県が8億円の支援はできないとの結論であったことは議員もご承知のとおりだと思います。交渉事につきましては、相手があることですので、あのかたとき交渉をまとめていけばとの御指摘ですけれども、市としましては、その時点におきまして、県とはしっかり協議をしてきているところでございます。そして今回、財政負担を第一に考え、8億円ではなく、今回、10億2,000万円から13億900万円の範囲での財政支援を要望しているということでございます。

○19番議員（新川床金春） 北側のやつを10億2,000万から13億900万、県としてはですよ、解体費を4億2,000万、28年の時点で県議会に提案しております。実際、指宿市は、そのときに、前の解体費ということは一切言っていないで、今回、13億900万下さいと、県議会納得するのかなと思いますけれども、そこについて、その詳細ですね、どんなのに幾ら要るのか。詳細に説明を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今回、北側の施設につきまして、利活用構想を県の方にお示ししております。そのときに、財政支援額というのも県の方には説明をさせてもらっているところでございます。まず、県有建物の利活用をするための補修・改修費に係る経費が約6億円という形で試算をされたところでございます。内訳につきましては、補修費が約2億8,000万円。改修費が約2億7,000万円。それと、設計や工事管理に係る経費が約5,000万円でございます。

補修費につきましては、平成26年度に行った保全調査の結果を基に積算をしております。それと改修費につきましては、利活用構想案の改修概要を基に建築課の方で試算をいただいたものでございます。設計費につきましては、業者から参考見積りを、工事管理費については本館の補修工事費を実施した際の実績額を参考にしたものでございます。

県には、将来的な大規模補修に備える支援金として、解体費相当額を充てていただきたいという形で交渉をしてまいりました。県が予算化をしていたとされる北側の解体費が4億2,000万円でございます。それと一方、市が独自に参考見積りを徴した県有建物の解体費につきましては、約7億900万円でしたので、その補修改修費の6億円と合わせまして約10億

2,000万円から13億900万円という金額を県の方に説明をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） もうちょっと私が頭が悪いのかどうか分かりませんが、実際、南側は解体費はもらわないで利活用しながらですよ、あの建物は、この前の懇談会場で担当者が言っていたと思いますけれども、今後60年間は解体はできないので利活用するしかないですよ。南側は解体費ゼロ。北側は7億数千万下さいと。こんな話はないと思いますよ。60年以上使うんだったら、やっぱり市民が使い易いような施設にしていくべきだと思います。ふれあいプラザなのはな館は、鹿児島県の中で4・5件の自治体が公募し、指宿市が誘致に勝って、指宿の新田開発、湿地帯がきれいになったんですよ。あそこに国・県で89億円投資しています。そして、道路整備も国の予算が入っております。県はですね、県議会の議事録の中に、39年まで起債の償還をしないとイケない。あと12億円ほど、私が見た文書では12億円ありました。実際、12億円まだ借金返済しながら10億2,000万から13億900万、このような内容を知っていて請求できたなと思いますけど、新田開発ができないよりも、市民の利便性はたくさん良くなっておりますが、その10億2000万から13億900万というのは、どこで決定したのか。庁議なのか、担当課なのか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） この財政支援の考え方という形で、昨年5月16日、県の方に利活用構想といっしょにお示しをしております。その時点で県の方には、財政支援の考え方も、先ほど言いました10億2,000万から13億900万円という形で説明をさせております。その中で、協議をしていく中で市の考え方をしっかりと伝えた方がいいということで、8月に文書の方で県の方に10億2,000万円と13億900万円の市の考え方については、文書の方でもお示しをしたところでございます。それと、このなのはな館につきましては、平成23年に閉館をして以来、そのままずっと活用されないで残っていたものでございます。その中で、市としても活用できる部分については、市として活用する。そして活用できない部分はという形で県と協議をしてきておりまして、南側の施設につきましては、市の方で活用するという形で、県の交付金をいただいて、活用をしていくというような譲与契約書を結んできているところでございます。

これまで、なのはな館の取り扱いについては、様々な経緯があつて今に至っているところでございます。質問の意図とするところが理解ができないところですが、本来は、県の建物でございます。譲与契約に基づき、県の責任で対応していただくこれが筋であろうかと思っております。しかし、解決の糸口が見えない中で、市としても賢明に活用策を検討し、財政支援についても県に要望をしてきたところでございます。しかしながら、今回の財政支援額では、将来のその負担を市民が負うことになるので譲与は受けられないと判断をしたところでございます。解体が難しいことは承知をしておりますけれども、何が何でも解体ということではなくて、県の建物なので、今後どうするのか原点に立ち返って主体的に考えてほしいという形で、県の方にはお願いをしているところでございます。

- 19番議員（新川床金春） 地元選出の県議とはどのような交渉を今までしてきたのか。答弁を求めます。
- 総務部参与（中村孝） 地元の県議に対しましては、昨年の利活用構想の改訂版を出すときにも、こういうものを県の方にお示しをしておりますということと、この間、県の方に、市の方から今回の利活用構想については、財政支援の部分がはるかに解離があるというようなことで県議の方には報告をさせていただいているところでございます。
- 19番議員（新川床金春） 県議にいつ会ったのか。答弁を求めます。
- 総務部参与（中村孝） 6月5日に県議の方には報告をさせていただいております。
- 19番議員（新川床金春） 県とは、特に県議とはですよ、平成28年からこのことについて話はしてないんじゃないですか。私が大変な状況になっていますよと、この前連絡したらですね、金春君が電話を来る前に来ましたよと。ですから、6月5日の懇談会の後に、私が県議会のことを言ったから、県議にこの情報を提案したんじゃないですか。この問題は、県に出した金額も何も県議は知りませんでした、再度伺います。いつ、時系列にいつ、どうだったと教えてください。
- 総務部参与（中村孝） 県議に説明に行ったのは6月5日でありますけれども、その2日前だったと思いますけれども、県議の方に、今回のなのはな館のこの取扱いについて御報告があるという形で県議の方に日程調整をお願いしたんですけれども、県議会の業務があるという形で、6月5日であればOKですよという調整をさせて、その日に行ったということでございます。
- 19番議員（新川床金春） なのはな館を現状のまま維持することになると防災上大変なことになっていくんじゃないかと思えます。やっぱり、指宿市と地元出身の知事、そして地元代表の県議がいるわけです。県の重要案件をですよ、呉越同舟し、県民と指宿市民が安心するような解決策はできないものか。市長に答弁を求めます。
- 市長（豊留悦男） 議員のおっしゃるとおりであります。
- 19番議員（新川床金春） それでは、いつ、このような三者で協議しますか。
- 市長（豊留悦男） ここで、いつ、どのような内容でということは、相手があることでございますし、日程等を考慮しないといけませんので、今は答えられません。ただ、方向性を同じ方向にしないと、そのことが、むしろマイナスになることもあるということだけは考えていただきたいと思えます。
- 19番議員（新川床金春） 市民が喜ぶような施策を、どんどんやっていただきたいと思えます。次に地熱発電に入ります。JOGMECに行ってきました。JOGMECの方が今年の4月10日、指宿市に表敬訪問したということですが、びっくりしたということをおっしゃいました。補助金を出すのはJOGMECです。なぜ補助金が採択にならなかったのかご立腹でしたということで私は聞いて、すみませんと言いました。補助金をもらう側が御立腹でもう残

念だったということを知っていますけれども、それに間違いはないのか。どのような質問をしたのか。佐藤副市長か、市長に答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 4月10日の日にJOGMECの部長以下担当者の方が複数名来られております。その席で、不採択の理由について、こういった視点で不採択だったのかということ申請者として確認をしております。それと4月10日の説明会の手順、そういったものの確認を当時しております。

○19番議員（新川床金春） 30年の8月20日・21日行って6項目調整したということですが、JOGMECが地熱発電に対して、一番気にしている部分はどこなのか。答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 先ほども答弁いたしましたとおり、国のエネルギー政策との整合性、その視点から地熱の開発事業についての整理ができていくかどうか。ということがJOGMECが求める大きな視点だと思っております。

○19番議員（新川床金春） JOGMECが4月10日、山川文化ホールで説明した内容によりますと、地域との共生、そして還元井が必要だということでした。そして、私が行ってJOGMECでもらってきたこの書類にも還元井が入っています。実際、指宿市は国の政策を何も理解していないと言われたんですが、もし、JOGMECという言葉が間違っていたら、どこが間違っているのか。答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 私どもの開発手順、構造試錐井を1本掘ったうえで水質、水量などを確認し、開発行為の中でこういった支障が出てくるのかということを確認しようとするので、構造試錐井そのものについては、将来的には事業の用に供する生産井になる場合もありますし、その水質データが環境に対して相当悪い働きを及ぼすというものであれば、当然、それは還元井というものが必要だろうと。併せて地熱発電事業の継続的・持続的な事業を推進するには、別の受給バランスというものが必要になるので、そうした視点も加味したうえで、今後の還元井の掘削の有無もそのときに検討していこうと、そういう考え方でおりますということですので、最初から、申請時の当初から還元井の用に供する構造試錐井を事業としてお願いしますというのは、まずそこは違うんじゃないのかなと。開発する過程の中において、しっかりと還元井は事業計画の中で位置づけてやっていくべきだという考え方でおります。

○19番議員（新川床金春） 県に出した書類の中に、地熱は既存の側溝で流します。そして、九州電力の議事録、指宿の地熱利活用協議会の議事録の中にはですね、大きな海原に流せば希釈されるんだがとあるんですよ。指宿市は、還元井の前に錦江湾に流すと言っているんですよ。そのことについて答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 地熱の活用協議会の中で、九州電力の方も来られて答弁をいろいろとされておりますが、議員御指摘の海に全て流すというのは、前後の文脈の中からピックアップし

た言葉は確かにそういう言葉をおっしゃいましたが、その前と後では、しっかりと水質、水量などを調査したうえで、場合によっては流す場合もありますよとそういうような発言だったと私は記憶しております。

○19番議員（新川床金春） 錦江湾に流せば、大きな海原で希釈されるという言葉自体が、指宿市民、そして県民、国民が環境汚染を受ける根源なんです。もし、近場で魚を釣ったり海苔を採取した人が食べた場合はどうなるのか。そのことを考えたことがあるのか。佐藤副市長に答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 恐らく議員の御指摘は、ヒ素などの有害水質成分のことなどを指して発言されておられるのだと思いますけども、特にヒ素につきましては、本年4月の地熱開発の専門家による説明会の中でもありましたように、自然界に存在し、我々が利用する温泉にも含まれている場合があります。そういう専門家からの発言もあったところでございます。また、平成24年度の環境省による温泉利用状況調査によりますと、ヒ素濃度が排水基準である0.1 mg/lを超える源泉は、日本全国で約10%程度あると報告されております。そうした視点から、熱水の成分等を十分に確認したうえで、どこまで安全に利用が可能なのか。自然環境の保全に支障が出ないなど、調査井の水質対応を検討し、還元井の必要性についてもしっかりと判断していく。そうしたことが必要だと思っております。

○19番議員（新川床金春） JOGMECの方が、いいことを言ってくれました。この前の説明会の中でも、他の地域の水質の状況は出していましたよと。ですから、山川にある九州電力の発電所のデータを開示し、市民の不安を排除することが一番であって、地熱発電が100%安全じゃないということでもしっかりと市民に説明しなさいと。そして、JOGMECの意向は、昨年10月の不採択になった時点で、これまでのアンケート関係全てはリセットされるんだと。ですから、市民の説明会をしっかりと、指宿市は汗をかいて、住民の理解を得るべきだと言われました。今聞いていると思います。JOGMECが事業をするためには、市民の反対があったらできないよと。円滑な事業推進ができないと、できないと言っているんですよ。今回再公募しましたね。そのことについてもJOGMECの方は、やっぱり国の政策を理解していないね。市民、国民が一番なのになって言っています。市民が、この事業によって被害を受けるよりも、市民が納得してからやるべきだと。そうしても遅くはないよねと私に言われました。住民説明会をし、市民の理解を得るための努力はしていませんよね。答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 先ほどの他地域での成分分析の開示の件につきましては、私は、どうなっているかは存じないところでございますが、本地域におきましては、九州電力が所有する熱水等の成分分析については、企業情報でもありますので開示できない旨は説明回答の場でも回答しているとおりでございます。ただ本市が計画している事業について構造試験井を掘削した後に採取したデータについては、市民に公表する。そういった計画でございます。

それから、説明会につきましてですが、4月10日に説明会を開催した後、地元の福元地区からは、より詳しい説明をしていただきたいということも要望があったので、そこには執行部の方が出向いて行って説明をしております。また、他の市内の地域からもそういった御要望があれば、こちらからも出向いて行って説明をしていきたいと考えているところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、山川の福元区でいろいろ説明があつて市民からの質問があつたと思います。その中に、汚物はどうするんですかということでした。ヒ素とかいろんなものを除去したものは、どのようにするんですか。答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 福元区の方でそういうご意見がございました。構造試錐井を掘削して、その資源量調査、そういう成分等を分析をしますということで、その分析をしたものにつきましては、ヒ素とか、それが汚泥とかに含まれておりますので、汚泥等につきましては、産業廃棄物として処理をいたしますということで、熱水等については、その構造試錐井の方に返すこともあるというようなそういう内容で説明をしたかと思ひます。

○19番議員（新川床金春） JOGMECの部長さんは、ヒ素とか重金属を地上に出すことは、大変危険なことだと。産廃処理するんだつたら地中に戻すべきだということをご指導しているということでした。そうしないと国民が大変なことになると。そして、温泉の枯渇もあるので、しっかりと還元してもらわないといけないということでしたけれども、実際、今処理するということでしたけれども、還元はしないからですよ。そのところについて答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 先ほど説明をしたものにつきましては、現在、構造試錐井の調査という形での取扱いを説明しているところでございます。調査によって成分等を分析いたしますので、そのときに排出されるそういう有害物質を含んだ物質については、産業廃棄物で処理をすることになると。これが事業化になった場合については、その成分等を分析して、処理をして行くということでございます。

○19番議員（新川床金春） 質問を1件飛ばしていたのでちょっと戻ります。国のエネルギー政策で地熱活用プロジェクトの多段階利用をしておりますけれども、アイスランドに職員等7名の方が行っております。九州経済産業局に確認したところ、実際ですね、私が開示請求した書類を見てもらいながらでしたけれども、受託事業者が行かないで利活用構想検討委員会の人たちが行った。受託事業者が図面を書き、どういうものを造りたいと描くのが当たり前で、予算が足りなかったら検討委員会のメンバーのお金は市が出してでも良かったんじゃないかなということでした。砂田光紀さんというすばらしい方が、今回のこの受託事業者に入っておりますが、この人は利害関係者ということで、アイスランドに行くことを拒絶されたということですし、この受託事業者なのにいろんなことは知らない。そして負担金も出した覚えはないということですが、そのことについて答弁を求めます。

○副市長（佐藤寛） 地熱理解促進事業に係る御質問だと思います。地熱の有効活用及び多段階利用の検討において、指宿市株式会社セイカスポーツセンター、そして九州電力及び委託事業者の間で地熱の恵み利活用検討会を組織しております。九州電力株式会社と株式会社セイカスポーツセンターにつきましては、指宿市とともに地熱発電事業者として、その検討会の委員になっております。九州経済産業局との調整において、この検討委員会の中の受託会社の参加については不可となりました。ですので、受託会社としての海外視察への参加はありません。以上です。

○19番議員（新川床金春） 九州経済局が私に募集要綱と、そして、補助金の交付の書類をやりました。提示しながら説明しましたが、そういうのはどこにもないですよと言いました。それでは次に、地熱開発をすることによって電気を発電しますけれども、実際、委員会の中では、補助金の返納の部分で、構造試錐井を生産井に転用した場合は目的外じゃないので、そして、目的外ですけれども、地方再生計画を出せばいいというような話がありました。その地方と状況について答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今回、調査を、構造試錐井を掘削して、これにつきましては、JOGMECの助成金を使って掘削をするわけでございます。その結果によりまして事業化になった場合については、その構造試錐井から生産井、あるいは還元井という形の目的外使用ということになりますので、その目的外使用の処分の申し出につきまして、JOGMECの方から、普通の民間事業者であれば、その助成金の部分については、減価償却の部分について返還をしていただきますよということでございます。これにつきまして、地方公共団体につきましては、内閣府の方に地方再生計画を提出して承認されれば、その返還については、JOGMECの方としては、その条件は付さないということになっているということでございます。

○19番議員（新川床金春） 地方の状況について、北海道のどこか説明したところの条件について答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） たぶん議員懇談会の中だったと思いますけれども、洞爺湖の温泉地域でやっている温泉観光と共生するバイナリー地熱発電でございますけれども、その中で、助成金の交付事業採択という中で、そういう地域の地方再生計画を内閣総理大臣宛てに申請をして、平成26年11月28日をもって認定を受けていますという事例を紹介をさせていただきました。

○19番議員（新川床金春） 私が洞爺湖の状況を今朝打ち出してきました。補助金で造った試錐井は、目的外使用でできないため、洞爺湖は、旅館組合が50キロ、そして電気自動車の充電に10キロ使っているだけであります。売電はここはしていませんが、この問題については、同僚議員が後ろに控えていますので残しておきますが、実際、説明とその地方再生計画、今朝打ち出してきました。皆さんも打ち出してしっかりと次の方に答弁していただきたい

い。

○議長（福永徳郎） 時間がまいりましたので、これで質問を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 9番、東伸行です。通告に従いまして質問をいたします。まず、1問目に、地熱の恵み活用プロジェクトについてであります。5月8日の市議会議員懇談会において、同プロジェクトから株式会社セイカスポーツセンターが4月12日付で辞退したいとの申し出があり、それを受理し、それに伴い、新たに事業者を募集することを決定したとの報告がなされました。突然のことであり、私をはじめ、何人かの議員が辞退の理由を聞きましたが、セイカスポーツ側の経営判断ということなのでやむを得ないと判断したとのことでした。責任のある方を呼んで何回協議をしたのか聞いたところ、1回もやっていないとの答えでした。2015年、平成27年からいろいろな問題があったこの事業をやってきた事業者が、経営上の理由があるにせよ、辞退を申し入れたら、1回の面談もせず了承するというのはいかなもののでしょうか。一般社会では考えられないことでもあります。なおかつ、議会に諮ることなく、新たな事業者を公募することを決め、その募集も5月末で締め切り、3者の応募者があったことです。そして、6月5日開会の議会に、その公募に係る予算を上げてくる。全く順番が違うと思います。議会軽視も甚だしいです。先の議員懇談会において、辞退の理由も含め、6月議会開会前に議員懇談会を開いて回答をしてくれという要請をしていたはずですが、それもありませんでした。セイカスポーツセンターの辞退の理由と、このように短期間で新たな公募をしなければならなかったのかについても答弁を願います。

次に、2問目の山川ヘルシーランド決算書についてであります。5月8日、夜のNHKニュースでも報道されましたが、指定管理者から提出された決算書について、改ざんの疑いがあるというものです。数字を改ざんしたという元社員の方の証言によると、指宿市に提出するものと、社内向けの二通りの、いわゆる二重帳簿を会社の指示で作らされたとしております。この元社員の方が提出した資料は執行部も見ていると思います。現に、私が作成しましたと名乗りを上げている方がいる以上、市としても、その実情を解明すべきであります。第三者機関でしっかり解明するとか。市の監査事務局でやるとか。いろいろな話がありますが、市としてどのような手段を取るのか。また、現在どうしているのか。答弁願います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） セイカスポーツセンターの件については、このことは事実無根であり、重大な法令違反不正行為等は行っていないというような報告がありました。社内での様々な監

査を通して、その事実というのは明らかになるだろうと思っております。指宿市代表監査委員からは、令和元年5月20日付で、平成27年度及び平成30年度分のヘルシーランド及び山川砂むし保養施設について、令和元年7月3日に監査を実施する旨の通知がありました。証拠書類等を令和元年6月3日に監査事務局へ提出したところであります。監査委員の監査を見守りながら、指摘があった年度分については、担当課の観光施設管理課において調査もするようにしているところであります。

以下いただきました質問等については、担当部長等が答弁いたします。

○総務部参与（中村孝） 地熱の恵み活用プロジェクトの部分でございますけれども、セイカが、このプロジェクトから辞退した理由についてですけれども、市としましては、株式会社セイカスポーツセンターから、経営判断による辞退届が4月の12日にあったところでございます。その理由としまして、会社を取り巻く経済状況に鑑み、経営資源を直営店舗運営と指定管理の運営に集中していきたいということでございます。このことから、三者協定を結んでいた九州電力と双方で協議をした結果、やむを得ない事情として三者協定の解除を本年4月26日に行ったところでございます。ただ、市としましては、九州電力と株式会社セイカスポーツセンターの共同提案を採択してやってきているプロジェクトでございまして、その一者が辞退し、三者協定も解除したことから、また、JOGMECの助成金の対象期間が、平成27年度実施した地表調査から6年という期間と、財源措置の確保も考慮する必要があることから、今後のスケジュール等を総合的に勘案した場合、地熱発電事業者の再公募を行い、本年度事業として実施することが望ましいと判断したことから再公募に至ったところでございます。

○9番議員（東伸行） 1問目、2問目、関連しておりますので2問目から2回目の質疑をしたいと思っております。よろしく願いいたします。まず、2問目の山川ヘルシーランドの決算についてであります。市長に伺います。行政向け決算と社内向け決算があり、平成23年度から27年度までの5年間では、社内向けとされる資料では、1,950万円余りの黒字となっているのに対し、指宿市向けの決算書では、逆に650万円余りの赤字になっている。この真意はともかくとして、これを見たときにどのように思いましたか。答弁願います。

○市長（豊留悦男） その資料について詳しくは見てはおりません。社内でのいろいろな監査の資料として、そして、内部の人の資料ということでございます。それ等については、会社でそれなりの真意を確かめてから、私としてのコメントを述べたいと思っております。

○9番議員（東伸行） だいぶ余裕のある答弁かなという思いもします。普通は、こういうものが出てくると、かなりびっくりするといいますか、とんでもないことだという思いから、それはどういうことだということを、別に公表するわけではないにしても、その資料をすぐを持って来いというようなことをするのが普通の考えじゃないかなと思うんですが、そのようなところが非常に冷静な市長だろうなというふうに考えるところであります。

市の監査事務局で監査をするとのことですが、第三者機関で監査をするというようにことも漏れ聞いたことがあるんですが、第三者機関ということに関することには、どういう機関を指しているのか。答弁をお願いします。

○産業振興部長（川路潔） 第三者的な機関といたしまして、監査委員会の監査を予定しているところであります。

○9番議員（東伸行） 通常考えるに、市の監査委員というのももちろん今までもきちんとやっておられることは理解しているんですが、こういう事態が起きたときに一般的な見方としては、市の監査委員というのは内部監査というような受取方を普通の人はすると思います。それが第三者機関でやるんだからということになるのか。その辺のところをもう一度答弁願います。

○産業振興部長（川路潔） 第三者の外部的な監査を行うことにつきましては、第三者機関、弁護士であったりとか、公認会計士であったりという部分につきましては、条例を制定していないといけないところであります。現在のところ、その条例もありませんので、ちょうど代表監査員の方から27年度と平成30年度に監査の分の監査を行うということでありましたので、そちらの方の監査をしっかりと受けていただいて、そして、私どもとしても、担当課といたしまして与えられた情報に基づきまして、しっかりと精査をしてまいると考えております。

○9番議員（東伸行） 今、監査事務局の方で27年度と30年度の監査を行うという答弁でありましたが、先ほどの改ざんの資料の年度というのが、23年度から27年度までかかっているもので、その27年度が入っている意味合いなのかなと思いますが、通常は23年度から27年度のもので、これは通常監査ではないわけですので、こういう問題が起きたときの監査でありますので、当然23年度から27年度まできちっと監査をすると監査委員会でやったにしてもですね、そういうふうにする必要があると思うんですが、27年度と30年度というふうにした理由はどういうことなのか。答弁願います。

○産業振興部長（川路潔） 監査委員の方からそのような通知をいただいたわけですが、これは通常の監査でありまして、たまたま今回そのような情報があった関係で、監査の方は27年度もやりましょうということになったと伺っております。私どもとしては、23年度からしっかりと精査してまいりたいと考えております。

○9番議員（東伸行） 市の監査事務局、監査委員という方々の姿勢というのか、どういうことなのか、こういう問題が起きたんであれば通常監査というようなことが、すんなり出てくるとは一般的には考えられないんですが、それはそういう方式でやっているということなんでしょう。

今、産業振興部長の方で、私どもとしては、23年度から27年度までしっかりと監査をしていきたい調査をしていきたいというふうな言葉でしたが、それは担当部署としてやるという

ことよろしいのでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 観光施設課の方でちゃんと精査をして、その情報に基づいた精査をしていきたいと考えております。

○9番議員（東伸行） 市の監査がある以上、担当部局でやる監査がどの程度の効力を持つのか甚だ疑問のとはありますが、それでは、監査事務局での監査について、先ほど市長の方からもでしたか、資料提供を求めて提出してあるということでありましたけれども、その帳票類の種類について答えられる限り答えていただきたいと思います。

○産業振興部長（川路潔） 監査の方からいただきました財政援助団体と監査の実施についてということで、監査資料の提出につきましては、協定書関係一式、支出負担行為書、支出命令書の写し、関係書類として事業概要書、組織図、予算書及び決算書、事業報告書、関係帳簿、領収証綴り、預金通帳等を提出くださいという通知がありますので、それに基づきまして6月3日提出させていただいたところであります。

○9番議員（東伸行） 今、それだけ書類を出してあるという答弁であります。基本協定書の第50条ですね、本業務に固有の銀行口座を開設することになっております。ということは、この口座で全ての入出金がきちっと把握できるという理解でよろしいのでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 一つの通帳で管理をしてくださいとしております。

○9番議員（東伸行） 先ほどそのるる答えられました帳票類の提出物の中に、この通帳もきちっと入っているという理解でよろしいんですね。

○産業振興部長（川路潔） 預金通帳、これは金額の分かる部分の写しでも可ということでありますので、通帳の写しでも可ということになります。

○9番議員（東伸行） 是非その辺のところは、しっかりとチェックをしていただきたいとそのように思います。改ざんをしたと証言している元社員の方について、その方呼んで事情を聴取するということはないのか。どのようにお考えでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 現在のところ、出された資料に基づきまして、こちらの方では精査をしまいたいと思います。また、場合によっては、どうしても分からない部分とかいう分になりましたら、資料の提出等お願いすることもあろうかと思っております。

○9番議員（東伸行） 現在のところ聴取はしないとのことですが、この件についてなぜかなという思いが非常に疑問として起こります。少なくともその方が打ち出したことからこういうことが起きているわけでありますので、しっかりとまずはその方の意見を聞くということをするべきじゃないかと思うんですが、市長、その辺のことについてはどのようにお考えですか。

○市長（豊留悦男） こういう問題については、決め打ちをしたらいけないと私は思っております。決め打ちというのは、こういう問題があって、それは事実だというそういう前提の下で人を呼んだりすることは、企業の経営という面からも非常に控えなければならないだろう

と。やはり、こういう問題については法的な措置、つまり然るべきところで判断をして、それが事実であるということが認定されたら、監査事務局等を通して、これまでの補助金等の在り方、指定管理料の在り方に及ぶかもしれませんが、断定的にこの人が言ったことが、即ち、二重帳簿があって、こういう報告がなされているというそのことを、市が本人を呼んでどうのこうのということは控えなければならないと思っているところであります。これをいわゆる第三者機関、つまり、どこでこの方がどのような証言をしたのか。資料をどういう形で提出したのか。そういうところについても全く私どもの知るよしもございませんので、これは慎重にすべきだと、私は考えております。

○9番議員（東伸行） 先ほどの一人目の質問者の方のときも市長が何か答えていました。考え方が違うんだということの意味からそういう考え方なのかと思うんですが、私も別にその方を呼ぶことが、その人をこういうことをやったのが事実だということを決めて呼ぶというような発想になんてなるんだろうなと、その辺のところ非常に疑問のところではありますが、この方についてはですね、平成30年1月30日、去年の1月30日ですね、この決算書改ざんについてメールで送ったということではありますが、送信があり担当課の方でそれを受けて検討されたのかどうか分かりませんが、その後、これを受けてからですね、5月の7日ですので約3か月以上経ってから市長名でその方に回答文が送って来ています。その中、要約しますけども、全部読みあげたいところですが要約しますと、貴殿からいただいたメールにありますことが事実であるとするならば誠に遺憾であります。今後、貴殿からの情報提供を踏まえ、これまでのモニタリングの方法や調査内容を再検討し、更に踏み込んだ調査等を行っていきたいと考えております。とあります。指宿市長豊留悦男、公印が押してあります。相手方の名前は公表はしませんが、その方の名前もちゃんと明記されております。もちろん担当部局、市長もご存知だと思います。この踏み込んだ調査等を行っていききたいと思っております。この時点、5月の7日付になっております。その後、1年余り、今回またこういう問題が出てきて、今はいろんな意味で物議を醸し出しているわけですが、これまでに、これに更に踏み込んだ調査等を行っていききたいとちゃんと答えておられる状況の中で、どのようなことをやってきたのか。お答え願います。

○産業振興部長（川路潔） ヘルシーランドのその後の調査の状況ではありますが、回答後のモニタリング時の実地調査からは、ヘルシーランドを所管する観光施設課の職員だけではなく、総務課で指定管理に関する業務を担当する職員も加えて調査を行っております。また、モニタリングに加えて連絡調整会を月1回ヘルシーランドにおいて実施をし、より健全な指定管理の運営が行えるよう指導及び協議を行っております。そのほか、29年度の決算書からは、より分かり易い決算様式とするよう項目等を増やすなど見直しを行っているところであります。

○9番議員（東伸行） 今の答弁は非常に私の意図するところとはかけ離れた答弁であります。

実際には、この件については何もやってこなかったというふうに受け取らざるを得ません。そのとききちんと対処しておけば、今回の件についてもある程度の進展はしていたのではないかなと、そのように考えております。この改ざんが、要するに、事実であったかどうかというのは別のことです。こういう資料をきちっと本人の方もこうやって文書を送られるわけですから、逃げ隠れしているわけではないです。所在をちゃんとやってきているはずですので、その点についてきちっと調査をし、あなたの言うことは違いますが、こういうことが違いますが。そうだったらこういうふうに変更しますということを言うのが、それを指摘された方の務めじゃないのかなというふうに思いますが、市長もこの件については、その当時報告は受けたと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

○産業振興部長（川路潔） 確かに、昨年1月30日で指宿の行政サイトの問い合わせホームにメールをいただいたところでありまして。その後、その方とは電話でのやり取りが4回ほど、面談が2回、文書での回答が1回とされているところでありまして。面談の内容では、こちらとしても具体的な細かいところまで調査をすることは難しいというのは理解されており、今後もっと踏み込んだ形でモニタリングや調査を行ってほしいとのこと等が話し合われているところですので。

○9番議員（東伸行） 話し合われているところですので。その後どういうふうにしたんですかっていう問いです。その点についてお答えください。

○産業振興部長（川路潔） 本人と話をする中で、自分もヘルシーランドが大好きであるということで、従業員のやる気をなくさせるようなことは絶対やめてほしいということもあり、また、その後、何か進展等があったら連絡をいただきたいということでありました。本人もその時点では、会社を訴えるとか、そういうことにつきましては、考えていないということでありましたので、モニタリング等をする中で、ちょっと踏み込んだような形での質問等を行っているというようなことでもあります。

○9番議員（東伸行） 時間が限られておりますので質問を変えていきますが、5月17日に、指宿市内ホテル、旅館のオーナー会という会との意見交換会が開かれたと聞いております。私も出席された数人のオーナーの方から内容について、そのときの状況を聴取させていただきました。確認の意味を含めて質問いたします。その中で、地熱の恵み活用プロジェクトや山川ヘルシーランドの決算書についても諸々の指摘があり、これに対して、市長はじめ執行部の方々がしっかりと検証をしていくという答弁がされたと聞いております。経理上のことについては、公平性が保たれる機関で検証すべきとの意見も出されたと聞いております。しっかりと検証とは、どういうことなのか。また、公平性が保たれる機関とは、どのような機関のことなのか。再度お答え願います。

○産業振興部長（川路潔） 私どもといたしましては、まずは、その監査委員の監査を見守ってまいりたいと考えております。そして、公正公平な立場で私どもは、その出されたものに対

しまして精査をしていくという心構えであります。

○9番議員（東伸行） 今まで指定管理者の監査をどのようにやってきたのか。しっかりとやってきたのかというこの会の中での問いかけに市長がお答えになったということですが、監査部局で議会の代表とか市内の有識者とかで監査を行っている。指定管理者については、セイカだけではなく、全ての指定管理者について出された事業報告について現場にも出向いてやっている。監査を市の事業としてやらないということはありません。とお答えになったと聞いております。専門家を使っての監査はやっていないということであったと聞いておりますが、今までなかったにしてもですね、今回については、第三者機関で専門家を入れてやるべきという意見がいろんなところで出ております。全ての指定管理者について現場にも出向いて検査をやっているということと、それから今後のこの監査をどのようにやっていくのか。ということに関して答弁を願います。

○総務部長（有留茂人） 指定管理業務の監査につきましては、施設の担当課におけるモニタリング調査といたしまして、年次事業報告書の提出に基づきまして適正な管理が行われているかなど、市と指定管理者双方で確認、評価をしております。また、年2回以上の定期の実地調査も行い必要に応じて指導等を行ってきているところであります。市においては、地方自治法に基づく監査委員が設置をされております。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任をされた識見を有する者及び議員のうちから監査委員が選任をされており、市の監査委員により、常に公正普遍の態度をもって各種の監査が行われていると認識をしているところであります。これによって適正な行政運営が行われていると認識をしているところであります。また、市の監査につきましては、通常定期監査に加え、地方自治法第199条第7項に基づく指定管理者に対する財政援助団体等監査も去年から行っているということでございます。

○9番議員（東伸行） すばらしい監査をやっておられるというような話ではありますが、この件については、月曜日に同じくヘルシーランドの配管等の件について質問が出ているようですので、そちらの方にまたお願いをしたいなというふうに思います。結局、そういうことをちゃんとやっていけば配管の問題も起きなかったというふうに認識をしておりますので、またそのときしっかりした答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1問目の地熱の恵みプロジェクトについて伺います。同プロジェクトは、2015年、平成27年に指宿市、九州電力株式会社、株式会社セイカスポーツセンターの3者で協力協定を締結し進められてきました。当時、この事業者選定についても問題視する向きもありましたが、とにかくこの3者で地熱発電事業がスタートいたしました。その後、既存の温泉への影響、市議会の動き等の中、市長が事業の凍結を表明し、事業はストップした時期もありました。しかし、市としては、昨年、2018年度予算に調査井掘削のための予算を計上し、議会において小差ではありましたが可決されました。事業は進む予定でしたが、市が事業費

の4分の3を見込んでいた助成金、4分の1は報告では、九州電力が負担するというものでありましたが、この4分の3の助成金について、先ほど1人目の質問者のときも出ましたが、経済産業省所管の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称、JOGMECは、昨年10月、地域との共生が図られていないなどの理由で不採択とし、市は、昨年度の事業は断念したと。以上のような経緯だと思います。先ほどの答弁を聞きましたが、セイカスポーツが、このプロジェクトから辞退した理由、早急な次の事業者の公募、いまいち納得いかなところがあります。もう一度聞きます。このプロジェクト辞退について、その後、セイカスポーツセンター側と面談の上、協議したことはないですか。

○総務部参与（中村孝） 今回のこのプロジェクトから辞退の申し出があったのが、平成31年の4月12日でございます。営業部の課長の方が本市の方に出向いて来ております。そして、辞退の理由の中に経営上の判断という形でございます。先ほども言いましたけれども、経営上の判断ということで、会社を取り巻く経済状況に鑑み、経営資源を直営店舗と指定管理の運営に集中していきたいという形での説明を伺っているところでございます。そして、この辞退届につきましては、三者協定を結んでおりました九州電力の方にも郵送で届いているところでございます。それを受けまして市と九電とは、この辞退の届けの取扱いについて、それぞれが社内の方と市の方で検討をして、その後、その方針をもって市と九電と協議をし、4月の16日に協定書の解除をするということを決定いたしているところでございます。直接、九州電力といっしょに直接は会ってはおきませんが、市の中でこの取扱いについて経営上の判断であればやむを得ないという結論に至りまして、その協議をもって協定書を解除するというところになりました。

○9番議員（東伸行） 何回聞いてもちょっと納得できるような答弁ではないんですが、今、参与の方で答えられた中に、セイカスポーツセンターの経営上の問題ということで、従来の業務の方に専念したいというようなことをですね、素直に受け取れば、セイカスポーツセンター自体が経営上いろんな問題があるというふうにも受け取れますね。その中で、ヘルシーランドの指定管理者を存続させるということについてどうなんだというような意見は出されなかったですか。

○総務部参与（中村孝） 今回の辞退届けにつきましては、このプロジェクトから辞退をしたいということで、これが社の中で、最終的に社の方針ということでございますので、指定管理の方とこのプロジェクトについては、関係しないところであるというような認識の下で、本市としては、このプロジェクトの辞退の部分については、やむを得ないという判断をしたところでございます。

○9番議員（東伸行） この質問の順番を変えたのは、その辺のところの意図もあったわけですが、経営上の問題であるならば、やむを得ないという判断の基準はどういうところにあったんでしょうか。もう1回答弁願います。

○総務部参与（中村孝） セイカとしては、先ほども言いましたけれども、経営資源を直営店舗の運営と、指定管理という経営をしている中で、当市のプロジェクトに九州電力とセイカが共同提案という提案をしてきておりましたので、その指定管理の部分と、プロジェクトの部分につきましては、現在、構造試錐井というような調査の段階でありまして、その進んでいないという状況もたぶん会社としてはあったのかもしれませんが、我々としては、プロジェクトからの辞退ということでありましたので、やむを得ないというような判断をしたところでございます。

○9番議員（東伸行） 今、今回のその辞退を受けて再公募をしたということでありましたけれども、セイカスポーツが辞退してわずか1か月後という直後で、応募期間も約半月という短期間であります。この期間で企画提案することは事実上かなり厳しい、不可能な部分もあると考えますが、しかも今回の応募資格には、掘削地を1,500mを超える地熱生産井での発電実績があること。という条件が付いております。この条件を満たすのは、かなり限定されるというふうに思っているところでございますが、先ほど答弁の中で、その申請の期限云々も言われましたけれども、もっと公募期間を長くして余裕をもって応募者を募ることはできなかったのか。答弁願います。

○総務部参与（中村孝） 今回のプロジェクトの再公募につきましては、新しい発電事業者を再公募するわけなんですけれども、先ほども言いました、JOGMECの助成金というものが平成27年から6年間ということでございます。そういう期間的なものを考えた場合に、本年度から掘削の事業に着手しないと、なかなかこの事業が完成しないということもございました。そういうスケジュール等を勘案した場合に、この再公募についてでございますけれども、5月13日から再公募をして、まずは登録をしていただく。そして、登録をして、実際の企画提案というものにつきましては、6月の28ということでございますので、この1か月半というものにつきましては、これまでも本市が行っている地表ゲーター等も公表をしており、この公表ゲーターを分析する期間ということで、他の調査会社の方にもその期間というものを聞き取りをしてこの期間であればできるだろうというその下で、この公募期間というものを設定をしたところでございます。

○9番議員（東伸行） 今の答弁を聞いておりますと、全く指宿市、自分のところを主体にした状況の中でやっているということしか考えられないところであります。先ほどの同僚議員の質問でもありましたように、JOGMEC側の不採択の理由の中で、指宿市側は、我々の意図を全然理解されていないということと同僚議員が、実際、東京まで行って伺ってきております。ちゃんと面談もしております。今日のこの状況も先ほどの同僚議員の話では、ネット中継等で見ているという状況であります。そういう中でまずは、このJOGMECとの関係をきっちり改善をして、清算をして、改善をして、それからやるんだったら、新たに公募をしておくというのが普通だと思います。これでまた、この状況の中で、8月には再度JOG

MECに助成金を申請するというようなことを、この間、委員会等でもお答えいただきましたけれども、その8月に申請をするということは本当に拙速だと思いますが、そのJOGMECとの関係改善はなると、申請を出しさえすればなるというふうにお考えなんでしょうか。どうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） このJOGMECとの関係でございますけれども、昨年の不採択の部分でございますけれども、それにつきましては、JOGMECの方からも不採択理由として、地域との共生について、まだ説明が足りないということでございました。今年度に入ってからJOGMECの方が、アドバイスによりまして4月10日に説明会を行っております。それにつきましては、JOGMECの方の第三者の視点から、地熱資源開発に係る情報提供を行うアドバイザー委員会の制度を活用して説明を行っているところでございます。その中で、JOGMECの方が、その参加者のアンケートをやっておりますけれども、アンケート結果の方でも、8割の方々から理解が進んだというようなものもいただいているところでございます。そういう会議の方にJOGMECの職員の方も参加をされまして、そういう状況については把握されたんだろうなと思っております。そしてまた、この説明会を受けた後、地元である福元区の方からも、このプロジェクトについては是非進めたい。調査の段階ではありますけれども、まず、調査をやってみて、そして我々の地域の活性化であるとか、市のそういう地方創生のプロジェクトとしてやってもらいたいという地域ですね、熱いそういう思いも出てきておりますので、我々は、そういう地域のそういう熱い思いをですね、JOGMECの方にはきちんと伝えて、このプロジェクトについては推進できるように務めていきたいと考えているところでございます。

○9番議員（東伸行） 今、福元地区でのその云々というのは出ましたけども、地区は違いますが、私もその近くに住んでいる一人であります。ある区民の方に何人か話を聞きました。これは何の話よと。あの署名についても名前を書いてくれと言って持ってきたけど何の話だよこれはと。名前を書いてくれと言うから書いたよと言う人もいました。わけは分からなかったから絶対書けない。断ったという人もいました。そういう状況です。熱い思いとか、何とかという状況では決して私はないと思っております。今、JOGMECの話も出ましたけども、福元区の皆さんもあそこに施設ができて、そっから先の話です。皆さんが期待しているのは。そのことによって、余剰熱水を使って、先ほど最初の議員の質問にもありましたけどもブルーラグーンのようなアイランドにあるようなああいう施設を造って水着を着て入る。そしたら外国人も来る。何十万、ひよっとすると何百万、百万という数も夢ではないという話を聞いて、福元区の一部の皆さんは、もうそんなのができたら雇用も増えるし、財政的にも豊かになるという思いから一生懸命やっておられる方もおります。それはそれで思いだと思います。ただ、その状況をちゃんと、いろんな状況を説明してくださいよということ私には、今ここに何人かの職員の方もいらっしゃいますが、ちゃんと状況を説明してく

ださいよと、そこまで行くにはかなり困難な状況があつて、なかなか大変なんですということとちゃんと説明すべきですよと言いましたよ。私の顔を見てください。私は、言った人も何人かいます。先ほどいろんな問題が出されましたが、JOGMEC側としては、経済産業省の関係ですので、これが資源井であるけれども、それを生産井として使う場合には、その補助金は返納してもらいますよというのが、経済産業省JOGMECとしての基本だと。そういうことも全然、区民の方は知らないです。すんなり地方再生のことで補てんされるんだというような言い方をされますけども、洞爺湖町からいただいたものを持っておりますけども、なかなか厳しいです。それがいかに、その市民の福祉そういうことに寄与するかということが第一条件です。そこで電力を売電して収入を得てということだったら、なかなか難しいかなと私は思います。そういうところでもすね、しっかりと精査したうえでやっていくということですよ、お願いをしておきたいとします。

最後になりますけれども、先のオーナー会の意見交換会の中でも言われたと聞いておりますが、なぜ、ヘルシーランドの敷地内に地熱発電所を造る必要があるのか。ということですよ。すぐ近くに九州でも大規模な九電の地熱発電所があるのにかかわらず。皆さんも行かれたことはあると思いますが、レストラン、プールから見えるグラウンド、そして左に竹山、この自然豊かな眺めが、グラウンドの先に発電所ができるということですよ。人工物ができるということですよ。皆さんも何人か行かれたことはあると思いますが、別府辺りでも非常に音も大きいですし臭いもします。そういう所に造るって理由、本当に私も理解できません。私も地熱を利用した発電には反対しません。なぜ、ヘルシーランドの中ですかということですよ。地熱発電は、場所を選んで、地域住民の理解を得て、周辺になるべく影響の出ないようにして造れば、それはそれで結構だと思います。それが何で発電所だったんでしょうか。市長の答えの中には、山川地区の方々の強い要望だったと、それは私は発電所ではないと思います。温泉施設の充実だと思います。市長が、どうしてもやりたいとおっしゃるのであれば一回リセットして、しっかりそのへんから理解を得てやるならやるべきだというふうに思いますが最後に市長、お答え願います。

○市長（豊留悦男） この地熱の恵みプロジェクトが、どのような経緯で事業として採択されたのかっていうのを考えると、山川地区の地域審議会の中でも、この地熱を利用して地域を元気にしたいという切なる思いもあつただろうと思います。その場所としては、山川地熱発電所がある近辺それが最適であろうと、一番いい所であろうと、これまでの計画の流れを受けてこの事業は、地方総合戦略の中の一つのプログラムとしてなったわけでありまして。これまで指宿市は、この事業の趣旨その他を理解していないというJOGMECの考えがそうであれば、いくら出してもJOGMECは、これは許可しないだろう。それはもう当然のことです。指宿市の考えとJOGMEC、そういうところとの考えにかい離があるとすればできないでしょうと。それと議会を二分し、地域を二分し、この事業が理解されない。この

ことで様々なところで分断されるとしたら、それはゆゆしきことであります。これは市の行政、つまり、そのトップである私の責任であろうと考えております。

今後、この事業をどう進めるのか。非常に重要な問題だろうと思っております。セイカスポーツにしるJOGMECにしる、様々な関係者に多大な迷惑をかけているのは事実であります。その迷惑というものが、どこから発生したのか。ということは差し控えたいと思えますけれども、ここでは言えないような多々いろんな事情があっただろうと。セイカスポーツにしてもいろんなところにしても。これらのことを冷静に受け止めながらどうしようかと、それは今後、私に課せられた大きな行政課題であり、皆さんへの信頼回復の一つだろうと思えます。

ヒ素についても、いろいろ言われております。そして、各漁協も反対をしているというようなこともお聞きしました。そこに私も出向いて聞いたこともあります。風評被害等が広がり大きな問題があるとすれば、それは止めざるを得ないだろうと。しかし、その風評被害というのが、科学的に学術的に問題がないとすれば、この錦江湾という、この中でどのような被害があるのかということの研究していかなければならないだろうと思っております。

温泉についてもヒ素が含まれているとか。桜島の沖では、海底からいわゆる気泡が上がっていると。それについても問題はないのか。様々な観点から話し合っていかなければならないと思えます。最後ですからということでしたので、セイカスポーツのことについては、あくまでも企業内で第三者を入れて法的な手段を講じるべきだと思っているわけでありまして。そこまで私どもが踏み込んで第三者を入れて、または会計のその帳簿の二重帳簿についての精査をするようなことはできるのかどうか。やはり、企業にはプライドもありますし、企業イメージもあります。そういうところで私どもは、法的な判断を待ちたいと言っているところでもございます。

この地熱の問題。様々な問題を抱えた、いわゆる議員の皆さんもこのことについては、いろいろな思いがあるだろうと思えますけれども、この地熱の問題、セイカの問題、なのはな館の問題、様々な問題が議員の中でも、市民の中でも、いろいろな思いがあるだろうと思えますけれども、そこをどのような形で把握して、どう判断するか。非常に厳しいものがありますけれども、これは避けて通れないところであります。反対、賛成だけではなくて、その事業がどのような形になった場合に賛成なのか。反対なのかというその論点をしっかり見極めながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（福永徳郎） 東伸行議員、残り12秒ですので簡潔にお願い申し上げます。

○9番議員（東伸行） 今、伺った意見をしっかりと受けとめてヘルシーランドの発展に私も尽力を尽くしたいと、そのように思います。終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時17分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 10番、井元伸明でございます。通告してございます2点について順次質問をさせていただきたいと思いますが、今朝ほどお二方の同僚議員が質問がありましたように、いくらかダブることもございますが、私なりの視点からお尋ねをさせていただきたいと思いますので、一つ簡潔な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

それではまず、第1点目は、指定管理についてでございます。これは去る5月の8日、NHKの午後の8時45分からのニュースで報道されたものでございます。内容は、指宿市がヘルシーランドの施設の管理を委託されている指定管理者であるセイカスポーツの決算書の内容が、指宿仕様と社内用向け二通りが会社の指示で作られたと、セイカの元社員が証言をされていることについてでございます。元社員によりますと、平成23年から平成27年までの5年間分の決算書書類を提出されているようでございます。

内容の一部でございますが、例えば、社内用では、1,950万円の黒字でございますが、指宿仕様においては、650万円の赤字となっているようでございます。これらの指摘がなされている以上は、指定管理を委託している指宿市としては、知らなかったでは済まされない問題でございます。この二重帳簿の内容については、指定管理者であるセイカスポーツ株式会社の玉川社長さんにもお知らせをし、内部調査を実施して事実確認をして、もし何もなければ名誉毀損で相手を訴えてくださいと申し上げているとも聞いております。また、このことについては、昨年30年の1月30日付で指宿市にもメールが送信をされております。そして、その回答として、指宿市長名で担当課であります観光施設係が回答しておりますが、そのときの回答内容については、先ほどもありましたが、メールの内容が事実であるとすれば、誠に遺憾であります。これまでの指定管理者に関する決算など、調査については、モニタリング等で確認を行ってきたところですが、細部についての確認は困難な状況ではございますが、これまでのモニタリングの方法や調査内容を再検討し、更に踏み込んだ調査等を行っていきたくて回答をされたのは、昨年5月の7日でございます。これも相当経ってからの回答でございますので、その間いくらか調査をされたものと私は推察をしておりますが、それからもう1年以上経過をいたしております。返事をされてからですね。その後の調査の進展状況についてはですね、どのような調査をされて、どのような結果がでたのか。一つ御回答をいただきたいと思っております。

次に、なのはな館についてお尋ねいたします。現在のなのはな館については、南側半分については、指宿市が県より譲り受けて既に、市民の健康増進のためにグラウンドゴルフ等にも活用されている状況でございます。問題は、北側の建物の利活用については、今朝ほどもございましたように当初は、解体をし、跡地に市民会館をという案もございましたが、設

計者とのやり取りの中で解体をできないということが出てまいりまして、利活用されないまま現在まで至っている状況ではございますが、既に敷地帯には市民会館の建設も決定している状況でもございます。指宿市は、県との協議の中で、昨年8月27日、将来的な財政負担を考慮した結果、北側の県有建物の譲与を受けることはできないとの結論に至ったと県に通知をされております。もし、このまま北側の県有建物があることに対して、景観上から見ても非常に危険な状態でもあろうかと思われまます。加えて、これから建物の利活用がない状態では、更に建物の老朽化が進んでまいりますと、建物の維持管理費の増大も予想をされてまいります。今後の指宿市の財政負担にならないようなためには、早急な解決を図ることが大切であろうと思っております。これについて先ほども重複するところもあろうかと思っておりますが、現状での県との交渉内容について一つ簡潔に御答弁をお願いをいたしまして第1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） なのはな館の件でございます。県とは、昨年5月16日以降、延べ9回ほど協議を重ねて話し合っておりました。議員の御指摘のとおり、市としましては、補修・改修に係る費用として、将来の大規模修繕等に備えた市の負担を軽減する支援金として、その額をお示しし、財政支援をお願いをしております。県からは、協議を継続しなければならないというような回答をいただいておりますが、市の財政負担の懸念が残るようであれば、それは、将来、市民がその負担を負うこととなりますので、市としましては、やはり、譲与を現状では受けることはできないのではないかと考えております。平成28年3月31日に交わしました譲与契約の中でも、県有建物の取扱いは、県の責任で対応するとなっておりますので、現在、県に対応策を求めているところでもあります。今後、県から、具体的な対応策等の提案があれば、その時点で、改めて、判断をしたいと思います。以下いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（川路潔） ヘルシーランドの件につきましては、回答後のモニタリング時の実地調査からは、ヘルシーランドを所管する観光施設管理課の職員だけでなく、総務部で指定管理に関する業務を担当する職員も加えてモニタリング調査等を行っております。

また、モニタリングに加えて連絡調整会を毎月1回ヘルシーランドにおいて実施し、より健全な指定管理の運営が行えるよう指導及び協議を行っております。そのほかには、平成29年度の決算より、より分かり易い決算書様式とするよう項目等を増やすなど見直しを行っているところであります。

また、メール後の平成30年2月21日に実施いたしました、平成29年度の2回目の実地調査におきましては、領収証等の提出を求め内容を確認いたしましたが、その時点では、違算等は確認できなかったところであります。

○10番議員（井元伸明） 通告内容とは、ちょっと若干変わるかもわかりませんが、ご容赦願いたいと思っております。今の答弁を聞いておりますと、先ほどもですが、毎月モニタリングも

行っていたと、調整会議をしていたということで、それに加えて、総務課の職員ももう一人入れてやるという今ことでありましたけど、それと含めて内部監査で行いたいということでもありますけど、今まで、ここまでですね、長年監査したり、モニタリングして分からなかったのが、今からやって分かるんですか、これが。これ早急に第三者委員会、これ数字的なもの聞いているだけでもですね、1,950万円の黒字であるべきものが、指宿仕様には650万円の赤字ということで提出もされているということで指摘を受けているんですよ。こういう数字的に指摘も受けている以上は早急な説明というか図るべきじゃないかと思うんですよ。これで指宿市が、メールをいただいたのが今年の1月ですよ。1月、そして、実際返答されたのが5月の7日ですか。そういう状況からして、もうあれから1年以上経っているにもかかわらず、今からそういうことをしたいと、指定管理をしている指宿、こういうことで本当によろしんですか、これで。改めて御答弁願いたいと思います。

○産業振興部長（川路潔） この元社員の方とも面会をいたしまして、その方もなかなか調査をすることにつきましては、難しいということも理解されておりまして、今後、もっと踏み込んだモニタリングをやっていただきたいということでありましたので、そのような取扱いでやってきたところですが、今回のこの通報をいただきましたので、更に23年度につきましては、市の方でしっかりと精査をしてまいりたいと考えております。そして、監査委員の監査の方も見守っていきたいと考えております。

○10番議員（井元伸明） 今年の1月にそういう指摘をいただいて、返事も5月にされて既に1年ちよい過ぎておりますけれども、その間、ほとんどされていなかったというか、先ほど市長がですね、この書類をご覧になったでしょうということで質問されたのに対して、資料はよく見ていないという答弁をされておりますけれども、こんな大事なものをですね、ほとんど見ていないということで、市の最高責任者でもある指宿市長が、これでいいのかなと私は疑問に思うんですけれども、その辺については、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（豊留悦男） いわゆるセイカさんの内部の問題でもあろうかと思っております。そのことについて、どういう経緯でその方が二重帳簿を付けていたってということに至ったのか。そこらへんも私は理解に苦しむところであります。二重帳簿を付けるということは、単なるその会社だけの責任じゃなくて、その人の責任もあるだろうと。二重帳簿を付けろと言ったから私は付けましたと言ったのかどうか。そこらを含めてですね、慎重にやらないと一つの企業のイメージを損ねることにつながってはいけないと。そういう判断で私はセイカスポーツさんには、内部でしっかりとその事実を捕まえ捉え、その後、市とどうするか。市がどうするかというその経緯を見守っていただきたいと、今でもそう思っております。一番の危惧は、それが事実かどうか判明しないことには行政が企業に入りこんで、その帳簿等を見せていただきたいというようなことはできないだろうと思ったからであります。内部のそれぞれの事情がありましようけれども、その方にとって二重帳簿を付け、それを外部に公表したとい

う、この事実は重くは受け止めております。内部でどのようなことがあったのか。それ等をしっかり見極めたうえで、これは対処すべきであろうと、いろんなことをお聞きしておりますけれども、やはり、それが事実だったら法的な手段を講じて、そして、然るべき判断に従うべきだろうと思っておりますので、情報としていただいたその資料の信憑性というわけではありませんけれども、それを全面的に信じてすぐ対応するということだけは差し控えたわけでありませぬ。

○10番議員（井元伸明） この方もですね、今の政府広報オンラインというので、組織の不正を未然に防止するというので、通報者も企業も守る公益通報者保護制度というのがございます。これも平成28年12月には、改正をされております。こういう状況の中でですね、今、盛んに企業の中から内部告発というが出てきているのは、どちらも守っていきますよと、でないとい、市長が言われたように、その情報ものが信憑性がどこにあるのか。何でそこまで書いたのか。本当に指示があったのか。そういうのが分からない。企業の中に踏み込んで調べて調査できない。しにくいということの表現だろうと思うんですけども、こちらはですね、指宿は、市民の税金というか、そういうのを賄われているものを指定管理料としてお支払いしているわけですので、そこはしっかりと責任を持って調査するのが当たり前のことなんじゃないかなと思うんですよ。付け加えて言うならばですね、もしこういうのが調べて、そういうのは全然ありませんと。恐らく今、監査でやろうとしているその結果についてはですね、不正は見つかりませんでしたと、というような結果が出てくるのは、もう想像ができますよ、本当に。だから今、皆さんが言っているのは、第三者機関、そこに委託して、今朝も言われましたけど、条例改正をしないと公認会計士の方はお願いできないということでしたけど、条例改正すれば、すぐお願いできるわけでしょう。そんな無茶苦茶な指宿市の市税が出るわけじゃないと思うんですよ。これについては大方の市民もですね、賛成をしてくれるだろうと私は信じております。なぜそういうことの第三者機関にお願いをできないのか。そこが私は非常に今やろうとしている中でですね、非常に何か二の足を踏んでいるというのか、代表監査から直近の30年に加えて言われている27年もついでに調べましょうというような形にしか私には聞こえません。指摘を受けているのは、23年から27年なんですよ。そこをしっかりと検証してですね、なければなかったで相手を名誉毀損で訴えるぐらいのことをやるべきだろうと思うんですけど、それぐらいの決意はないんですか。

○産業振興部長（川路潔） 私どもは、その23年から後の年度につきましては、公正公平な立場で見たいと考えております。ですから、しっかりとその内容につきましては、精査をしてみたいと思います。

○10番議員（井元伸明） 公正というか、それは当たり前のことだろうと思うんですよ。この告発者はですね、いろんなところで漏れ聞いて聞いておりますと、もし、指宿市が何もやらない。市議会も何も動いてくれない。私が言うのは独り言であるというようなことを言われ

るようであれば、本人も相当な覚悟で臨んでいるようでありますので、然るべき機関に告訴をして事実を明らかにしたいということまで言っているやに聞いておりますので、まだしているとか、どうかは聞いておりませんが、そうなった場合にですね、もし、事実があった場合には、観光施設管理課の担当の皆さんだけじゃないですよ。執行部の方々も全てに責任が負ってくるんですよ。こんな大きな問題が、天下のNHKが放送をして、新聞でも報道されている状況なんですよ、これについてはですね。これを本当に真剣になぜ考えていただけないのかなと思っております。私があまっておおげさに言い過ぎだと思っている方もいらっしゃるかも知れませんが、そうじゃなくて、市のお金を不正に指定管理者が、言えばチョロマカシテいろんなことをやっている、従業員の数を水増ししたり、減ったり増やしたりして、何かそれだったら簡単にできるやに聞いておりますけれども。そこあたりするためにもですね、さっき通帳の話も出ましたが、通帳のほかにはですね、あとは従業員名簿も提出していただいて照らし合わせて過去の方であればもう税務署とか国税とか全部上がってくるでしょうから、それなんかを検証すればですね、プロの会計士、公認会計士さんであれば、そんな時間はかからないというふうに私も聞いているんですけども、なぜそこをやりたがらないのかですね。セイカさんと何かそういうしないようお互いにという形で、さっきのあとでまたいきますけど、辞退したい、第三者協議をですね、そのときも相手側から営業課長さんと話ただけで呼んで深い話はしていないようなことでもありましたけど、何かこう連動性があるんじゃないですか。指摘をセイカさんも受けて、しばらく経ってから今年の4月に入ってから辞退申し出書が出てきておりますけれども、これなんか1つの関連性というか何かがあったから辞退した方がいい。会社の事情じゃなくてですよ。そういうこと、私なんかあるからというのを薄々思っていますから、第三者機関というか、そういうところで正式に調査する気はないのか。再度お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 午前中も回答させていただきましたけれども、市においては、地方自治法の第196条第1項の規定によって、議会の同意を得て選任された識見を有する者及び議員のうちから監査委員が選任をされておりまして、市の監査委員により常に公正普遍の態度を持ってというふうなことで法律でも謳われております。常に公正普遍の態度を持って各種の監査が行われているというふうに思いますし、また、199条においては、監査委員は、監査のため必要があれば関係人に対し、帳簿の提出を求めるとや学識経験を有する者等から意見を聞くこともできるということも規定をされておりまして。必要があれば、そういうふうにして監査委員の方で判断をされ、学識経験を有する者等から意見を聞くということもあろうかと思えます。ですので、市の監査委員をもって適正に監査がされていくものと考えております。

○10番議員（井元伸明） 事によっては、今、総務部長が答弁されましたようにですね、条例を引っ張り出しているんなことを言われますけど、この地熱関係についてはですよ、28年の

3月議会でしたかね、議会在修正案を議決して事実上予算を否決したことがありましたけど、その一週間後には、県にも申請書を出しているじゃないですか。いろんな理由を付けて、そういうときには、その条例とか何とかが変なふうに解釈をされてですよ、今の必要があれば、そういう形ですということですけど、今現在は、必要ないということで考えているわけですよ。必要があるということはどういうことなんですか。明確に一つ答弁してください。

○副市長（佐藤寛） 事実関係を整理させていただきたいと思います。NHKの報道の内容は、重大な法令違反、不正行為等があるのではないのかなということ報道はあっておりますが、その中で、一方で、セイカさんの方は、業務委託料の算定に関して違法な行為が介在している可能性があるという指摘を受けましたが、指摘は事実無根であり重大な法令違反、不正行為等は全く行っていませんというコメントも添えられているというのは事実です。

もう1点は、市の方に寄せられた文章によりますと、当然、指定管理者制度を悪用した詐欺事件という題目の中に、既に東京国税局、鹿児島県警、指宿税務署等に報告を上げということになっております。そうした捜査機関にも既に情報は伝えていると思います。そうした中で、私どもの執行部は、指定管理者制度、その中の経理状況が適正であったかどうかというのをまずしっかりと監査事務局において監査していただき、なおかつ、私どもの執行部の中でも詳細を監査したうえで対応を図っていこうというような考えで、今、いるというところでございます。

○10番議員（井元伸明） 今、副市長が言われた、他の機関というか、税務署それこそ国税局とか熊本税務局の調査部とか、いろんなところにですね、そういうのを投げかけてあるという話を私も聞きましたけれども、今、話は、そこで何か話が進んでいけば、何か出てくるでしょうと、それからですよという話なんですか。自力で捜そうとは思わないんですか。これは他力というか、世間様がそういうのを訴えたから何か出てきたときに初めて行動しましょうということに聞こえますけど、そういう理解でよろしんでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 先ほど事実関係を整理させていただきました。私どもとしては、こうした文書が寄せられたので、指定管理者制度の中でしっかりと経理が行われているのかどうか。それをまず、監査事務局、そして私どもの執行部の中で並行して審査をしていきますということをお伝えしていることでございます。ですので、当然、そういった、例えば国税局とか、捜査されているのであれば、それはそれでしっかりとやられていると思います。私どもは、行政の執行機関として、これが適正なものかどうかを審査していこうということで、今、行っている状況でございます。ですので、先ほどNHKの報道にありましたとおり、一方の証言だけではなくて、やはり、セイカ側の証言もありますので、先に不正ありきではなくて、これが正しいかどうかをまずしっかりと確認したいと。そうしたことを考えているということでございます。

○10番議員（井元伸明） 一方の言い方ばかりで誤った判断をしないでじっくりと見ていきたいということですが、これは期限的にはいつ頃までをそういうふうに思っているのですか。

○副市長（佐藤寛） 監査事務局の方は、必要な証拠書類等を取り寄せたうえで7月3日に監査を終える。7月3日に監査を実施するとお聞きしております。その監査の実施結果を踏まえたうえで、今後の対応はしっかり図っていきたいと考えているところでございます。

○10番議員（井元伸明） 市長も、先ほどの答弁でも法的な判断があった場合に、いろんなコメントもしたい。今、するべきじゃないというような話をされとりましたけど、この5月の17日でしたかね、オーナー会が市役所の中で開かれて、その場でも、オーナー会の皆さん方からいろいろと、やっぱし、公平公正が保てる機関で調査をするべきであるとか、望む声があったようにお聞きしておりますが、この専門家、第三者機関というのは、条例を作ってお願ひするまでには、指宿市は、そんな何か無理な状況はあるんですかね。なければ、すぐでもですね、やるべきじゃないかなと思うんですが、なぜ、そこを踏み込んでできないのか。理由があれば一つお示しをしていただきたいと思います。

○総務部長（有留茂人） 外部監査につきましては、地方自治法の中では、県と指定都市、中核市に義務付けられているところであります。義務付けられた理由と申しますか、県を義務化している理由については、事務事業が広域的で広範囲、かつ複雑多岐に亘っていることが一つ。指定都市及び中核市においては、県の事務とされている事務の一部を処理する団体であること。それから、人口が多い。また、行財政の規模や組織の規模も大きいということなどから法律で義務付けられているところであります。

その他、一般の市については、義務がされていないというところであります。私どもは、今の監査システムの中で監査を実施していき、適正な事務が行われているかということが確認できるということで考えておりますので、外部の監査のものについては今のところ考えていないというところでございます。

○10番議員（井元伸明） そうというような今の規則の中では、義務化をされていないからしないんだと。指宿市の監査を全面的に信じてやるということなんですが、今、指宿市の代表監査なり、監査の方々というのは、公認会計士を有した方というのは何名いらっしゃるんですか。

○総務部長（有留茂人） 今、お二方でございます。識見を有する方と、それから、議員のうちから監査委員を選任している2名でございます。

○10番議員（井元伸明） お二人は公認会計士の資格を有した方がいらっしゃるということで、いくらか安心しますけども、こういういたってですね、

○議長（福永徳郎） 井元議員。ちょっと待ってくださいね。答弁では、いないという答弁をされていますので。

（発言する者あり）

○議長（福永徳郎） いないということでありましたのでという切りだしになっていったもんですから。再度、じゃすいませんが。はい。お願いします。

○10番議員（井元伸明） 質問が、ちょっとおかしかったようで。二人はいるということは、私も確認いたしました。その中でですね、2名はいらっしゃるということでもありますけれども、これだけの言葉は悪いかもしれませんが、告発されて、二重帳簿というのがありますよというぐらいですから、それこそ我々が一生懸命調べても分かるはずはないと思うんですよ。相当巧妙な手口というか、やっているはずなんですけど、そこらあたり調査するのにですね、市の監査、内部においても常日頃から多忙で、今、状況を見ますと、コンテナが山積みされてる状況もありますけど、そのような状況の中で、今、指摘を受けている二重帳簿の監査そのものが十分にできると、やっぱし思っているらっしゃるんですか。

○総務部長（有留茂人） 先ほど言ってますけども、監査の方から5月20日付で、その財政援助団体等の監査の実施についてということで、その監査をいたしますということでの通知があったわけでありまして。その監査の対象、期日については7月3日ということにしておりまして、資料の提出が6月3日までということとなっております。提出書類につきましては、午前中答弁をしたとおりの書類を持って監査をするというふうなことにしているところであります。

また、監査委員は、必要があると認めるとき、この先ほど必要があるというのはどういうことかと、監査委員の方で必要があるというふうなことで認めるときについては、様々な書類の提出を求め、また、学識経験を有する者等から意見を聞くというふうな手段もあろうかと思っております。そういうことを駆使しながら適正な監査を行っていくというふうに思っております。

○10番議員（井元伸明） その監査をされていらっしゃるということでもありますけど、指摘を受けているのは23年から27年なんですけど、この23年から26年までの監査はもうせずに27年をやれば、それで終わりということで理解してよろしいですか。

○産業振興部長（川路潔） 23年度からの分につきましては、私ども職員の方でしっかりと見させていただきたいと思っております。それから、監査事務局の方には、従業員のタイムカードであったり給与支払い表、それから、賃金台帳等も提出をしております。

○10番議員（井元伸明） そこをですね、どうしても今の内部的というか、職員さんの方々とか、仕事でやりたいという意気込みのようでもありますけど、しっかりとしたあれができるようにですね、もしこれが、万が一、外からの情報やら調べてですね、こういう事実があったということになれば、職員の方も元より、皆さんにそれ相当の責任あろうかと思っております。私もここまで言っていなければ、私も覚悟はせんないかんと思ってますんでですね、そこはお互いに覚悟していかなければいけないのかなと思っておりますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。

次にまいりますけど、この二重帳簿がされた後のが、4月の12日のセイカスポーツセンター代表取締役の玉川社長さんより、地熱の恵み活用プロジェクトからの辞退届けが出されているわけでございます。それを受けて市は、九州電力と協議をされて、4月の26日、地熱の恵み三者協議を解除したと。5月8日の議会懇談会で我々に報告がございました。このセイカスポーツが、地熱開発の三者協議からなぜこの時期に離脱されたのかという指摘については、先ほどからあったように、会社内の事情によりということでありましたけれども、これ以前にですね、今、言っている話が、セイカスポーツさんの方にもこういう二重帳簿の指摘がありますよと調べてくださいという、向こうにも当然通知がいつているはずでありますけれども、そういうのを受けてですね、何か因果関係があるのかなと我々素人というか、こういうのに詳しくない人間は、ああ何かがあるから三者協定も止めようというふうに判断されたのかなと思うんですけど、そこらへんについては、先ほどあったように、5月13日に再公募をしてくれないと補助金の期限があるから早くしなければいけないという説明をいただきましたけどですね、先ほどの質問でも、今出しても地域の共生が取れていない状況で出してもJOGMECがOKを出すはずはないんじゃないですかという質問をされました。そういうのを受けてですね、いいや時間がない。山川の地元の福元地域では、こういう要請やってほしいという、ただそういうことだけでですね、この事業をまた推し進めていこうとする。これについてはですね、今回の二重帳簿の指摘と三者協定の離脱からの因果関係は、どうあるのか。これについては市長は、どのように考えていらっしゃるのか。一つお尋ねしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 鹿児島県警とか国税局とかに、いわゆる告訴と言いますか、してあるそうである。とならば、県警その他告訴を受けたその機関は、当然ながら調べていると思います。それが、なかなか事実関係がはっきりしない。つまり、NHKが報道したような形での報告、または、こうだったというその結果というのは、いただいておりません。ということは、市が、いろいろと踏み込んだ調査というのは難しいだろうというのが一つと、今回、セイカさんが、離脱したいというそのことは、企業の今後の戦略の一つであろうということで私は受けとめました。その時々において、どのような報道がなされたのか。ネット等を通してどういう形でセイカさんが、この協定から離脱したのかっていうのを踏まえるべきだろうと思います。やはり、一企業ですから、企業としての社会的な責任もありましょうし、そして企業としての役割と申しますか、それもありましょうから、私どもは、そのことについて一々なぜなのか、こうなのかっていう詳しいことを、理由を問い質すわけにはいかないと私は思っております。

○10番議員（井元伸明） 今の指定管理をお願いしている企業のことを信じ、いろんなところで調査しているであろうから、それを見守っていきたいということでもありますけれども、そういう状況の中ですら、今後の展開といたしまして、ヘルシーランドを指定管理してい

る指宿市としては、セイカさんが地熱開発事業の三者協定から離脱を表明したことも含めてですね、こういう状態では、お互いの信頼関係というのが段々なくなってきているのかなと想像するわけでございますけれども、このヘルシーランド管理運営業務仕様書の中ではですね、著しく社会的信用を損なうなどによる指定管理者としてふさわしくないと認められるときは指定取り消しができるとなっております。正しく、昨年30年4月1日から35年の年号が変わっておりますが、35年の3月31日までの5年間の契約を委託されております。まだ今、1年ちょっと過ぎたばかりでございますが、このような状況でございますね、こういう途中で辞退をされたり、そういう相手側とあと4年間ずっと安心してお任せができるかどうかですね、担当の部長、課長としては、どのように判断されているのかですね、一つお尋ねいたします。

○産業振興部長（川路潔） ヘルシーランド管理運営業務仕様書の中にある、著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときというのは、指定管理者として議会の議決を受けて協定締結までの間にそのようなことがあった場合に該当するものでありまして、指定管理の取り消しにつきましては、条例、それから、協定書、仕様書に基づきまして、条例であれば第11条に規定する資料を提出しないとき。また、報告をせず調査を拒み又は指示に従わないとき。その他、指定管理者の責めに帰すべき事情により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。また、協定書では、業務に際し不正行為があったとき。虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。仕様書では、指定管理者の責めに帰すべき事情により施設の管理が困難になった場合。またはその恐れが生じた場合というふうに指定されております。万一このような事態になった場合には、弁護士等と相談して対応したいと考えております。

○10番議員（井元申明） 聞いていますと今の段階では、あくまで噂の段階でもあるし、全面的にこれに信憑性がいかなものかということもあろうかというようなふうに聞こえておりますけれども、だから、これについては自浄努力というか、こちらが指定管理をお願いしている側とすればですね、率先してこれが事実であるかどうかというのは調べるのが本来のやり方じゃないかなと思うんですけども、相手側の指定管理を今されているセイカの話を知ると、事実無根であると言われたから向こうを今信じているということですよ。こういう状態でいって何もなければそれでいいんですよ。これ本当に今後、これが事実であったことであればですよ、それこそ、もう大変なことになるだろうと思いますので、先手を打って、ここはもう相手に遠慮とか何かじゃなくして、ここまでですよ、踏み込んでいろんなことを言われているわけですので、やっぱしこちらから調査をすべきじゃないかなと思うんですけど、これでもやろうとしないのであればですよ、私、議会で特別委員会なりを設置するなりして、その告発者というか、その方と呼んだりとか、いろんな形でやらないと真相解明はまた難しいのかなという今、気がしております。そして今、条例改正をしないと、公認会計士

なり外部の方にお願ひできないようになっているということで、今、したくないというふう
に私聞こえるんですけども、そういうことができなければ、議員提案として、その条例改正
も含めて、今議会に間に合うように準備をしたいと考えるところもあるんですが、こうい
うことでよろしいんですか。先ほど市長も言われたように、もう反対の賛成じゃなくて悪いこ
とは悪い、いいことは是々非々でみんなでやりましょうやということで、何か提案されたん
じゃないかなと思うんですけども、市長の今、聞いておられての思いとはどうなんですか。

○市長（豊留悦男） 御案内のように、この企業という、私は、社会的な責任という話を先ほど
いたしました。大変大きな影響があるわけであります。県内だけではありません。県を含め
て県外を含めて多くの施設の指定管理を請け負っております。つまり実績と信頼があるがゆ
えに県外の施設もそうしているだろうと思います。指宿市でそういうことが指摘されてお
ります。そのことは、いろんな関係機関に告訴してあるという。ここを重く受けとめたわけ
です。警察であれ国税局であり。としますと、警察にしてもそこにしても、それこそその告訴
というのを重要視し、そして細部に亙り調査をしてその報告があるだろうと思います。

私どもが、そういう事実があったから、または内部のそういう通報があったからそういう
調査権、つまり企業の内部まで入り込んでできるのかということまで考えたわけでありま
す。指宿市がそうなりますと、この指定管理者の持つそれぞれの自治体もいろんな影響が波
及するであろう。そうした場合に、やはり私たちは、慎重であるべきだという意味がそこ
にあるわけであります。いろいろな過程を踏まえたうえで慎重に対応しなければならないとい
うのは、そういう意味で申し上げているわけでございます。

○10番議員（井元伸明） 聞くところによりますと、セイカさんは、全国で16か所において、
この指定管理を実際運営というか受けておられるというふうにお聞きしておりますが、それ
だけ指宿市が単独で動けば、ほかの関係にも案件というか、事業所にも大きな影響を与える
であろうという心配をされているからのことだろうと思うんですけども、やっぱり正すべ
きは正していかないとですね、お互いに遠慮じゃなくして、まずはその告発されたその方を
担当課でももう1回呼んで、何でアンタは、ここまで言うのか。事実関係をもう1回確認す
るとかですね、そこまで踏み込んでやらないと、どっからが、例えば、警察とか国税局とか税
務署とか、どっからが今、調査しているだろうと、それが何か出てからいろんな形で対応す
るやに、そういうようなしか私には、今、聞こえてきておりませんが、非常に踏み込
んだ発言がないのは残念でありますけど、まだ一般質問は、今日始まったばかりであります
ので、あとまた、そういう関係の質問もあろうかと思っておりますので、今、最後に申し上げまし
た条例改正と、議会においての特別委員会の設置なりは、また議長なりに然るべき筋を通し
てちゃんとお願ひするのか。また、検討していきたいと思っております。最後にですね、この地熱
の中で先ほどありました中で、今の調査井掘るために、それ生産井に変えればですね、補助
金の返納をしなければならないと。受けるためには、地域再生計画の中に総務省がやってい

るそれについてもらえばですね、補助金はそのまま移るだろうという話でもありましたけど、なかなかこれについては、先ほど聞いていますと、国の補助金が、そこまでうまい具合に全てがタダでボーリングして、それを生産井と言えば、電力を発電するまでに補助金が出るのかなというのは非常に難しい状況でもありますので、それについては副市長の方で思いというかですね、あくまでも、一生懸命補助金の申請の時期が迫っていると、期限があると新聞にも出ておりましたけれども、こういう状況の中であってもですね、もうちょっと心配をされる方の話を聞いたり、いろんな形で、また来週の火曜日ですかね、25日に、日本温泉協会の総会が指宿であるやにも聞いておりますので、是非そういうところにも専門の方、出ていただいてですね、全国のそういう話も聞いていただいて、指宿の温泉が、生涯本当に栄えていくような指宿であるように頑張っていたいただきたいんですが、それについて副市長の方からも答弁を最後をお願いします。

○副市長（佐藤寛） 地熱開発プロジェクトにつきましてですが、しっかりと地域の方々の御理解を得ながら補助金申請にあたっていきたくて思っております。また、25日の日本温泉協会の総会だったと思いますが、それにつきまして各地域の状況などを把握するために参加したいと思っております。

○10番議員（井元伸明） そういう思いでありますので、一つですね、我々も頭から地熱が反対であるとか、そういうことでここに立っているわけじゃありませんので、筋道立ててですね、市民の方々が理解できるような方法であればみんな応援すると思うんですよ。それを総務部長じゃないけれども、いろんな条例を出して、これがあるから今、できるんだ、できないんだということ言われますけど、本当にそれでやっていくんだっただけですね、もうちょっとしっかり頑張っていたいただきたいなというところもありますので、一つ肝に銘じて頑張っていたきたいと思っております。以上で終わります。

○市長（豊留悦男） 先ほど、既に東京国税局、鹿児島県警、指宿税務署等に報告を上げ、内部告発者による証言も行っておりますと答弁をすべきでございました。詳しく国税局その他びしゃっとした文章にあるような答弁に変えさせていただきたいと思っております。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時11分
再開	午後	2時21分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○17番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。17番、木原繁昭です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私も議員になって、市民からの要望で一番多いのが土木に関する要望であるような気がいたします。道路が狭い。舗装がはげてデコボコになっているので補修してほしい。排水が悪く雨が降ると家の庭の水がひかない。酷いところになると、床

下浸水はおろか床上まで浸水するので畳をはがし、高いところに積み上げなければならないなど市民の皆様の大変な苦勞をたくさん聞きました。酷いときは、消防団の方が、消防ポンプで排水をしていただいたこともありました。行政としてもいろいろ対策を打ち努力をして今は、新潟口ポンプも完成し、以前より浸水等が少なくなってきたのは何よりです。このように、いろいろな要望が公民館長さん等を通じ、市民より寄せられるのではと思いますが、どのようなものがどのくらいあるか。お伺いいたします。

次に、国道226号線について。同じく、土木関係になりますが、国土交通省管轄の分ですが、今、本市内分で大園原交差点や市役所前交差点が改善中ですが、交通安全の面からも道路の拡幅や通学者、歩行者の安全確保のため歩道整備などの要望がPTAとか地区団体などから、かなり前からいろいろな形で上がっていると思うが、どのようなものがあるか。伺います。

次に、交通安全対策について伺います。交通戦争と言われた時代がありました。統計によりますと、1958年昭和30年代以降交通事故死者の水準が、日清戦争での日本側の戦死者数2年間で、1万7,282人を上回る勢いで増加したことから、この状況は、一種の戦争状態であるとして名付けられた名称だそうです。確かに交通戦争という言葉をよく聞いた記憶があります。日本における交通事故での死者数は、1970年に1万6,765人のピークに達するとあります。この数は、沖縄は、まだアメリカ統治下にあり入っていない数字だそうです。その後減少に転じまして1979年は8,466人でした。しかし、1980年より再び増加に転じ、1988年には、1万人を超え、第二次交通戦争とも呼ばれる状況となったとありました。今は、車の安全対策や信号機の設置、道路の改善、交通取り締まりや安全教育など、いろいろな改善が進み交通死亡事故は、平成30年現在4,000人を割り、ピーク時の4分の1以下になっているそうです。全国は、このような状況ですが、本市の交通事故や死亡事故数について、できれば変遷等についても分かりましたらお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 道路に対する市民からの要望内容等についての御質問でございます。道路は、通行車両や歩行者の安全性・快適性の向上を目的とした整備が求められております。生産性のスムーズな流通を促進するための輸送路でもあると考えております。また、多くの歩行者が利用する道路であることから、子供や高齢者、障害のある人などの視点に立った整備が求められていると考えております。道路の改善につきましては、随時、各自治公民館長さんや地域住民の方々から拡幅改良・排水改善・舗装の補修などの要望が寄せられております。これらの地域からの要望を踏まえまして、年次的に改修、改良整備を進めるとともに、補修・修繕等の工事による対策で道路の安全対策を図っているところでございます。以下いただきました質問については、関係部長等に答弁いたさせます。

○建設部長（山崎一磨） 国道226号についての市民からの改善要望は、どのようなものがある

か。との御質問でございます。指宿市を南北に縦断します国道226号は、鹿児島市、南九州市にアクセスする幹線道路であり、本市の産業や観光振興等を担う基幹道路として重要な路線であります。しかし、その路線の中では、歩道の幅員が狭隘であったり、整備が遅れているため、近年の通行量の増加、特に大型車両の増加に伴い、歩行者・自転車通行が危険な箇所があると認識しております。

国道沿線には、多くの小・中・高等学校が立地していることから、通学路として利用されておりますので、登下校時における児童・生徒の安全安心な歩行空間を確保するためにも、歩道の拡幅や、交差点改良などの要望が寄せられております。

○総務部長（有留茂人） 本市の交通事故の推移でございます。本市の直近の人身事故件数を見ますと、平成28年が180件、平成29年が143件、平成30年が122件と発生件数は減少傾向であります。

また、死者につきましては、平成28年が1名、平成29年は0、平成30年が4名となっております。なお、平成20年時の人身事故発生件数は、242件、死者につきましては、4名となっているところであります。

○17番議員（木原繁昭） まず、続いて土木の方から2回目以降させていただきます。予算の関係もありますので年次的に拡幅とか排水路の整備、舗装等をやっているということでございますが、軽微ですぐに対応できるものもあり、また、場合によっては無理な要望等もあるかと思いますが、年次的についてということではございますが、急に来る場合もあるかと思えます。その辺の対応等はどのようになさっているのでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 市民からの要望等、維持管理部門につきましては、年間約200件ほど要望いただいております。これは電話等であったり土木課の方へ来庁されたり公民館長さん方が来庁されたりする件でございます。簡易な整備につきましては、維持管理を委託しております、指宿まちづくり公社によって整備いたしますし、なお、若干、業者等の施工が必要な場合には、機械借上等によって業務委託をいたしております。また、大きな補修等が必要な部分に関しましては、改良工事等での対応という形で進めているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 年次的な部分と、また、いきなり来る部分においては、それなりに見て対応していただいているようでございます。市民の要望の中に里道、サトミチについてですが、里道の場合、市民の里道と市道の区別付かないと言いますか、そこは里道だ。里道で云々ということがございますけれども、里道というのは、どういうものなのか。また、里道に対する改善要望があった場合、その対応はどのようにしているのか。伺います。

○建設部長（山崎一磨） 里道についての御質問ですが、道路法が適用される国道・県道・市道や、河川法が適用または準用される2級河川・準用河川のように、法律が適用・準用される公共物を法定公共物と言います。これに対しまして、里道、水路、普通河川などのように法律が適用されない公共物を法定外公共物とって区分されております。

里道、水路などの法定外公共物は、法務局の公図に無番地で示されております。番地が付いておりません。古い公図においては、里道は赤色に水路は青色に着色されていることから、以前は、赤線、青線と呼ばれたこともございます。なお、この里道に関する要望ですが、各自治公民館長を通じて、舗装や拡幅について整備ができないか要望はいただいております。里道につきましては、地域に根差した道路であって、その性格上、受益者が限られております。国有地から市へ譲渡される以前から受益者によって維持管理がされてきたところですので。そのような状況の中で、市においては、合併時の協議において、指宿市認定街路整備要綱を制定し、本要綱に基づき、地域で行う整備に対しまして、生コンクリートなどの資材支給を行ったり、整備や整備に係る2分の1の補助金の交付を行っているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 今、その里道に対して認定外、法定外公共物って言いましたですね。のことで地域の住民、今、高齢化して、なかなかその自分たちで生コンなりいただいても、自分たちでできないからということで、2分の1補助と言うのがありましたけれども、数としては、自分たちでやるのやら、2分の1補助。場合によっては、それが年間何件くらいあるものなんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 里道につきましてはの合併以降、平成18年から平成30年までの要望につきまして、資材支給、生コンクリート等の支給につきまして106件、補助金の交付が4件、要望なされ全ての路線において対応されております。

○17番議員（木原繁昭） 今、資材は106件ということで、なんかこの頃は、最初の合併当初は、それも多かったんでしょうけれども、すごく高齢化しているような気がして、それにしても、補助金のあれもなかなか金を出してまでと言うのがあるかもしれませんけど、4件って少ないようですが、ここ近年、2・3年の傾向はわかりますか。

○建設部長（山崎一磨） 平成28年度の資材の支給につきまして指宿地区で2件、山川地区で3件、開聞地区で4件、計9件でございます。平成29年度、指宿地区1件、山川地区1件、開聞地域2件、合計4件でございます。平成30年度につきましては、指宿地区3件、山川地区4件の計7件でございます。

○17番議員（木原繁昭） 公民館自治と言いますか、その辺の皆さんで力を合わせて道路なり良くしようという動きがあつて大変結構なことかと思えます。続きまして、指宿高校正面横の市道について伺います。数人の市民より、指宿高校前の道路は、かなり傷んでおり車が跳ねるくらいだ。どこにもこんなところはない。なんとかできないかとの声を聞き、数か月前にも関係者に伝えたので見ていただいたと思うが、どのような感想をお持ちでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 指宿高校正門横の市道についての御質問ですが、当路線は、西方地区の各集落と東方地区の各集落を結びます延長5,245mの幹線市道であります。各市街地への通勤路、指宿高校・柳田小学校への通学路でありますので、車両の通行量が多いことから、

舗装の傷みが激しく、また、側溝の未整備の箇所が見受けられるため、平成18年度から年次的に改修、改良工事を行っている路線であります。議員御指摘のとおり、指宿高校正門前の区間についても、舗装の傷みが激しく傷んでいる箇所であることは認識いたしております。現在、国が整備しており、国道226号北十町地区歩道整備事業において、指宿高校前交差点の改良工事が計画されておりますので、この国道と市道を一体的に整備する必要があることから、今後、国の交差点改良事業に併せまして市道の整備を進めていく計画であります。

○17番議員（木原繁昭） 国道の整備に併せてということですが、ちょうど役場前の交差点からそういう形でやっているようですね。その部分かと思えますけれども、それが済んでどのくらいかかるのか、あとで聞きますが、どういう形でというか、ずっとそこが出来上がって、それからやるとなるとかなりかかるのか。その辺の期間とか、期間的な目途とかついているんでしょうか。それとも、その場合によっては、かなりかかりそうだったら別な対策をとるか、時間とかかかりそうでしたらですね。その辺は何かどうなっているんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 現在、国が整備する北十町地区歩道整備事業におきましては、指宿高校前の交差点の形状を、国道226号に直角に交差させる計画でございます。スムーズな車両の流れと歩行者の安全を図る計画であると伺っております。このようなことから、市においては、この国道の交差点の改良計画に併せて市道の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、今年度につきましては、国が、市役所前交差点付近の工事を計画されておるようでございますので、こちらの交差点の指宿高校前の交差点の工事の期間については、現在のところ、いつ着手できるかは決まっておりませんが、交差点の改良計画につきまして、設計等国の方で実施されておりますので、その形状が決まりましたら、市の方としましても、それに併せた形で改良計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 直角に交差させるということですので、あすこをこおして見ますと、いろいろと買収しないとならないところも出るんじゃないかと思えます。国の事業なので、いつか分からないということなんですが、こっちが令和1年で、こっちの役場前の交差点をやって、それからのようですが、結構かかるようでしたら、仮に、凸凹をちょっとした補修で凌ぐということは全然考えていないんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 改良工事が始まるまでの維持管理につきましては、随時、道路パトロールを行い、不良箇所の補修・修繕等の維持工事による対策で、道路の安全対策は図ってまいりたいと考えております。

○17番議員（木原繁昭） ということは、あそこ、結局やり直さなければならないけれども、いくらかやれば二重になるからということもあるんでしょうけど、あまり凸凹だったら、仮に、ちょっとやるっていうということでもいいんでしょうかね。

○建設部長（山崎一磨） 当該路線につきましても、以前から舗装・補修等の必要性は認識して

おりました。議員おっしゃる、指宿高校前から約160m先に行っただころのカーブにつきましては、維持補修で困難なことから、その区間のみを、約10m区間のみを舗装表層のみで、一時工事で補修しておるところでございます。こういったことから、舗装・修繕といいますか、何といいますか、舗装の凸凹の凹凸の維持工事で困難な場合につきましては、区間を設けまして表層等しながら維持に努めてまいりたいと考えております。

○17番議員（木原繁昭） あまり長く国道とのあれが長くかかるようでしたら、そのような対応をよろしく願います。それでは、あそこの電柱も取り除いて、どっか私まだ見て行ってないんですが、移動いただいたんですかね。ちょうど指高の前に、国道から入って来るときに信号が赤の場合に待っているところに、左の方に電柱がございます。何かちょっと少しどけたのか、どっか話聞いたような気がしますが、そうなんですかね、電柱。

○建設部長（山崎一磨） 当該宮久保線、指宿高校前から約20mくらいの所に旧電柱が立っておりました。この旧電柱があることによって車の離合が困難であるとか、なかなか地域住民の皆さんが道路へ出れないとか、出難いというような情報の中で、先般、5月前半だったかと思うんですけども、地域住民の方々から九州電力の方へ依頼をされまして、電柱が指宿高校側の方へ移設されておるのは確認しております。

○17番議員（木原繁昭） いくらかでも離合に良くなったんじゃないかと思います。結構なことだと思います。地域住民から九電へということで交渉したということです。私もですね、十二町小田には、側溝に蓋を付けて道路を広くしていただいたことがあるんですが、側溝の道路側にあった電柱が道路の中に、中と言ってもまん中じゃないんですけど、脇の方に立っているという形になり、その電柱に車を当てる人がたくさんあって、地区のころばん体操のとき、呼びいただいたとき、電柱を移動していただきたいという要望をもらいました。N T Tの電柱でしたので交渉させていただき、土木課とも相談して、すぐ横の里道内に移すことになりましたが、いつのことになるか業者に問い合わせてきたらと、数日前に土木課の職員にお願いしたばかりですが、いつできるか問い合わせできていましたら、聞いてないですか。

○建設部長（山崎一磨） 申し訳ございません。その件につきましては、聞いておりません。後ほどでも個別案件でございますので、後ほどでも回答させていただきたいと思っております。

○17番議員（木原繁昭） 私、3月頃の話でしたので、7月頃はできるのではと思っていたのですが、今、設計しているところだそうでございます。ちょっとどっか9月頃になるかなというようなことを聞いたような気がいたします。もし皆さんの方ですね、その業者さん、結構N T T関係の仕事なさっているんで、土木課の方ともよく会うことがあるようです。何か機会がございましたらできるだけ早くしていただくようにお話ができればと思います。よろしく願います。

次は、国道226号線についてお伺いさせていただきます。いろいろな要望があるというこ

とでしたけれども、今、改善中ののが目に見える形ですが、指宿市内分としては、大園原交差点、かなり北中の向こう、もうかなり出来上がりが、北中の向こうと言いますか、中の方ですね、かなり今まで向こうには道路はなかったわけです。その準備ができています。また、市役所前交差点、いつ頃完成で使えるようになるのか。分かっていたら国交省の分ですがよろしく願いいたします。

○建設部長（山崎一磨） 国の事業計画によりますと、開通時期については、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で、完成時期は公表したいと申されておりますので、現時点では、完成時期は示されていないところでございます。ただ、北十町地区歩道整備事業につきましては、今年度も調査設計、用地買収及び市役所入口交差点の工事を。大園原地区交差点改良工事につきましては、調査設計、用地買収及び交差点改良工事を実施すると伺っております。

○17番議員（木原繁昭） 出来上がりは、ちょっといつか公表されていないということですが、段々進みつつあるので交差点部分としては、そんなに長くないところで使える部分も出るのかなと期待しているところでございます。そんなに何十年もかかるわけではないと思いますので、1年もしないうちに使えるのかなと勝手に思っているところでございますが、また何かの機会ございましたら教えていただきたいと思います。この2か所の他に指宿市内です、どっか何かの改良工事の計画があるのでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 国道226号の指宿市内における改善計画についてでございますが、この国道226号の管理につきましては、指宿市十二町の交差点から北側鹿児島方面を鹿児島国道工事事務所、この交差点から南側を南九州に向けて鹿児島県が行っております。鹿児島国道工事事務所の管理区間につきましては、先ほどの北十町、大園原、2件でございます。鹿児島県の管理区間につきましては、今年度、開聞十町地区における豪雨による冠水対策解消のための冠水対策工事、これに併せまして歩道整備工事を。また、山川成川地区における舗装工事や、成川トンネルの照明のLED化の維持工事を予定していると伺っております。

○17番議員（木原繁昭） 他に開聞十町と山川成川地区のトンネル関係があるということでございます。できるだけいろんな所があるんですけども、市の方としても危なさそうな所の拡幅とか是非どんどんどんどん要望して、できるだけ早く道路状態が良くなるように働きかけていただきたいと思います。

一つ、これ普通道路ではないから、ちょっといっしょなのかなと思ったけど、やっぱり国交省関係ということで、道の駅いぶすき・彩花菜館に、基礎機能向上子育て支援施設の整備トイレ改良等、令和元年は調査設計工事って聞いたことあるんですけど、どういう関係で、この226号線の一つとしてあるのでしょうか。その226号線上にある道の駅っていう、226号線の隣にある道の駅っていうことでしょうけれども、子育て支援とかいう形で出ておりますが。

○建設部長（山崎一磨） 道の駅いぶすきのトイレ並びに駐車場につきましては、国の管理でございます。このトイレが、平成、確か、16年に、設置以来、改修等を行っていませんでしたので、今年度このトイレにつきまして改修に入るといような情報はいただいております。子育て支援につきましての件につきましては、情報は知り得てないところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 子育て支援の整備ということですね、トイレの中でおしめを替えるとか、そういうのができるんじゃないかなと勝手に思うところでございます。

次は、平川交差点付近から日赤病院付近が、片側2車線と広くなり見通しも良くなり渋滞がほとんどなくなりと言っていいのか。私は、朝あそこに行かないもんですから、朝はどうか分かりませんが、時間短縮と安全さが増したと思います。大変喜ばしいことですが、旧喜入町部分は、狭く曲がりくねったところも多いようです。議員と語ろう会でも出席いただいた市民から、鹿児島に行くのに226号の改善は、どのような状況か尋ねられました。平川交差点から本市までの現在の改善状況は、どのようになっていますか。お伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） 国道226号でございますけれども、指宿市、鹿児島市という形で広域にわたることから期成会等で要望を行っております。鹿児島国道事務所に令和元年度の国道226号の整備箇所をお聞きしましたところ、鹿児島市分で申し上げますと、瀬々串歩道整備事業を実施し、今年度は、調査設計及び工事を実施するとのこととあります。また、喜入寺前交差点改良事業を実施し、本年度事業着手し、調査設計を実施するとのこととございます。

また、指宿市分で申し上げますと、先ほど建設部長も説明がありましたけれども、2か所ございまして、北十町歩道整備事業が平成25年度に事業着手し、秋元交差点より二月田駅前交差点までの間で、右折レーンの設置や交差点の改良、歩道整備を行っており、本年度は、調査設計、用地買収及び工事を実施すると聞いているところです。もう1か所の大園原交差点改良事業で、平成26年度に事業を着手しており、交差点の改良、右折レーンの設置、歩道整備を行うもので、本年度は、調査設計、用地買収及び工事を実施すると伺っているところでございます。

○17番議員（木原繁昭） 今、説明があったように、喜入寺前交差点改良事業や瀬々串浜バス停付近の瀬々串歩道整備事業など危険地帯の改善が進行中であるようですが、喜入の所は、まだまだ曲がりくねった所が多いようです。その早期の実現と、その他の早期改善へ向けての本市等の働きかけ、活動は、どのように考えていますでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 国道226号平川交差点から指宿市十二町交差点にかけては、国直轄の管理区間であることから、国土交通省に対し、これまで、南薩地区総合開発期成会等を通じ、早期整備を要望しているところでございます。

また、昨年11月9日に鹿児島市、指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市の国道226号沿線

5市による国道226号整備促進期成会が設立されました。同月15日には、鹿児島県議会国道226号整備促進議員連盟と合同で国土交通省に対して、交通の円滑化と安全性の確保を図るための線形改良や道路拡幅、交差点の改良等の要望を行い、翌16日には、鹿児島県選出国会議員に対し、同様の要望を行ったところでございます。

本年度は、鹿児島商工会議所を中心として組織されている、国道226号整備促進協議会とも連携しながら、国道226号の整備促進に向けた決起大会を開催するとともに国土交通省に対し、国道226号の早期整備等について官民一体となって要望活動を行う予定でございます。

〇17番議員（木原繁昭） 我々も含め国道226号の整備、少しでも整備が進むよう働きかけてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

次は、交通安全対策についてです。交通戦争が問題視され始めた昭和30年代当時、関係者の間では、交通安全の対策として教育、法制、技術の三つの対策が少なくとも必要とされ英語の頭文字を取って3E対策と呼ばれ、第一の教育は、歩行者と運転者の双方に必要で、特に歩行者は年齢層に関係なく幅広い層に必要とされ、第二の法制は、交通取り締まりの対策のことで、第三の技術は、安全に関する技術のことであるとありました。

交通安全施設をとってみると、公安委員会、警察が設置する交通信号機、道路管理者が設置する歩道、指宿市にはないかと思いますが、立体横断施設横断歩道橋や地下横断歩道、道路照明、防護柵、ガードレールですね、あるいは道路標識や道路情報装置など多彩なものが展開され、特に歩道に関しては、1970年の道路構造令改正のときに初めて規定が設けられ、の道路史上画期的なことであると評価されたそうです。しかし、現在でも速度超過や横断歩行者が、妨害と違反の自動車が日常的に見受けられるほど、安全運転意識の欠落が見られる状態であり、交通監視員がいない状態でも自動車に安全運転をさせる施策の整備が急務な状態にあります。

また、警察は、交通事故の危険から身を守るための知識や、技能を習得することに重点をおいた交通安全教育を行うようになり、全国交通安全運動では、歩行者の安全な横断の確保を運動の重点とした1960年頃には、止まって見て待つて歩く習慣を身につけるための指導が行われ、1955年前後には、横断の際、手を上げて合図をする運動が推進されたが、自動車による速度超過違反や横断歩行者等妨害等違反のまん延もあり、効果は限定的であったとあります。

また、現行法でも横断歩道において、歩行者または自転車横断帯において、自転車の通行を優先させるために自動車が停止しなければ自動車側の違反である横断歩行者等妨害等違反が成立し、接触事故を起こせば免許停止、免許取り消しといった重い行政処分や罰金や懲役などの刑事処分を受けることもある。

自動車で重大事故を起こせば実名が報道されることも珍しくありません。自動車による交

通違反行為のまん延と、自動車が子供を死亡させる凄惨な事故が相次ぐ中、自動車交通犯罪の更なる厳罰化の声も高まっています。自動車交通犯罪の罰則も強化され1968年には、業務上過失致死傷罪の最高刑が禁錮3年から懲役5年に引き上げられ、1970年代に入ると主に繁華街において、人と車との分離を目的として欧米で行われていたカーフリーゾーンの取組を参考に歩行者天国を実施する自治体が増加した。1970年の死者数は、1万6,765人とピークに達したが、交通弱者である歩行者を交通事故から守るため歩道やガードレール、横断歩道橋の整備を積極的に行ってきたことや交通違反者に対する罰則強化、交通安全運動を推進したことが、成果として表れ、1979年には、死者8,048人とピーク時の半分にまで減少しました。1971年以降、減少に転じた交通事故死亡者は、1980年より再び増加に転じ、1988年に1万人を超え、第二次交通戦争と呼ばれる状況になった。この背景について警察白書では、自動車交通の成長に交通違反取り締まりを行う交通警察官の増員や、交通安全施設等の整備等を推進するための予算を国や地方公共団体が、十分に措置できなくなったためと返しています。

また、交通事故死亡者では、以前は、歩行中の死者が最も多かったが、1970年以降、自動車乗車中の死者が最多となった。また、1980年から2000年にかけては、若者の運転中の死者が急増した。その後、シートベルト装着の徹底、2008年より後席着用義務化、飲酒運転への罰則強化、チャイルドシートの義務化、エアバッグやアンチロック・ブレーキ・システムの普及、衝突安全ボデーの進歩により自動車乗車中の死者は激減した。2014年の交通事故死者数は4,113人と14年連続で5,000人を下回り、過去最悪だった昭和45年の死者数の4分の1以下になり第二次交通戦争といわれる状況は終わりを告げた。しかし、自動車に関わる交通事故で多数の犠牲者が出ていることに変わりはなく、ゾーン30や自動式オービスなどによる自動車への規制取り締まりの強化、罰則の強化、横滑り防止装置の義務化、サイドカーテン、エアバッグや自動ブレーキの搭載、歩道や自転車走行道輔車分離式信号の整備などが進められており、今後も更なる交通事故死者数の減少は期待されている。とありました。国レベル、自治体レベルでいろいろな交通事故減少対策が行われ、今があるようですが、本市の場合は、どのような状況でしょうか。

○総務部長（有留茂人） 本市では、警察署・交通安全協会等と連携をし、広報車等による広報活動や交通安全運動期間中の立哨による安全運転啓発、歩行者の見守り活動を実施しているほか、児童・高齢者等の交通弱者を対象に交通安全教室を開催し、ビデオ観賞や模擬信号機を使った横断歩道の横断方法、自転車の安全な乗り方等の講習により、交通安全意識と交通マナーの向上を図っているところであります。

また、スクールゾーン委員会等で挙げられた危険箇所の情報を関係課・関係機関で共有し、これらの情報や自治公民館長等の要望を基に危険性の高い箇所を優先し、ロードミラー等交通安全施設の整備や白線の補修等を行うほか、道路交通法による規制の案件につきましては、警察署へ要望を行っているところであります。なお、交通事故の多発地点につきまし

ては、警察署が、主催する交通事故多発地点等特別対策合同現場診断での現地調査対応策の検討を関係機関等と行っており、県全体の診断箇所での交通事故件数は、前年に比べ約3割減少したと伺っております。本市においても昨年、点検をした点検箇所につきましては、以後事故がなく、効果が上がっていると伺っているところであります。

○17番議員（木原繁昭） いろいろな努力をいただいているようでございます。県では、前年に対して3割減ということで、指宿の場合は、ちょっとだけ減だったようではございますが、2016年は、3,904名が全国で交通事故で亡くなっています。年間3千人台の死者数は、1949年以来であった。2017年は、3,694名が交通事故で亡くなった。統計史上の最小更新も高齢者比率は、昨年に次ぐ半数超であったとなっております。昨今、高齢者の運転者の事故ニュースが取り上げられています。本市も高齢者運転による事故は、どのような状況か。傾向等分かりましたらお願いいたします。

○総務部長（有留茂人） 本市の直近の高齢者65歳以上ですが、人身事故件数は、歩行中も含め平成28年が90件、平成29年が73件、平成30年が70件と発生件数は減少傾向であります。

また、死者につきましては、平成28年が1名、平成29年は0、平成30年が3名となっております。なお、平成20年時の高齢者の人身事故件数は99件、死者につきましては、1名となっております。

高齢者の運転中の事故原因につきましては、警察署の方に確認をしたところ高齢者の統計はないということでしたが、県全体の事故原因の多くは、安全不確認で、続いて前方不注意、動静不注視の順と伺っているところであります。

○17番議員（木原繁昭） 全国でも高齢者の死亡事故が運転だけじゃなくて歩行者としてのですね、死亡事故がもう合わせた分が50%を超えていると、65歳以上はですね。本市も30年度4名のうち、3名が高齢者ということですので、運転だけでなく歩行中の関係、また、自転車の関係とか指導が必要かと思います。10万人当たりの免許保有者の事故件数ですが、平成30年度統計グラフで拾わせていただきました。読み上げる数字はおよそですが、一番多い順に16歳から19歳1,500件、今朝もガードレールにお花が結んであるのを見かけました。数年前、高校生がバイク事故で亡くなったのを思い出しました。2番目に多いのが20歳から29歳750件、10万人当たりです。80歳以上630件、次が、70歳から79歳500件、30歳から39歳480件、40歳から49歳450件、60歳から69歳430件、30歳からこの79歳までの数字に大きな開きはなく、16歳から29歳、80歳以上というのが際立って多くなっております。いろいろな経験を積んで認知機能、運動機能バリバリのここにいる執行部の皆さんの年代が、最も事故率が低くですね、50歳から59歳で430件です。

今、75歳以上の免許保有者が増えております。平成28年が513万人、これは全国でですね、8,221万人中です。10年前が257万人、平成29年540万人と全国の統計で高齢者の保有も増えていきます。動体視力の低下、瞬時に判断する力の低下、身体機能の低下、ハンドルやブ

レーキ操作が遅れる、認知機能の低下などで高齢者の事故の危険が増していくことは考えられます。本市で高齢者に対しての安全運転啓発などの対策が行われていましたら伺います。高齢者に限ってのですね。

○総務部長（有留茂人） 本市においても、高齢者の交通事故防止を重点課題として捉え、警察署や交通安全協会等による高齢者交通安全教室での交通安全意識の高揚に協力をし、高齢者の安全運転対策に努めているところであります。

なお、高齢者を対象とした交通安全教室では、ドライブシミュレーターを使用し、運転中における運転判断能力や反射神経等の運転適正診断を行っております。昨年度につきましては、14老人クラブから延べ517名が参加をしております。また、警察署では、ドライブレコーダーの貸出も行っており、運転データを家族等と確認しながら、加齢による運転機能の低下の自覚を促すことや、適切な運転指導を行うことで事故防止に努めているということでございます。また、そのような自覚を促すというふうなことで、運転免許証の自主返納の推進も図っているというふうなことを伺っております。

○17番議員（木原繁昭） 自動車販売店に伺いましたが、今、販売中の多くの車にオプション等ですが、踏み間違い時サポートブレーキや、車種限定ではありますが、後付けもあるようです。また、ワンペダルという形でアクセルとブレーキが取り付けられており、踏めば必ずブレーキがかかりペダルを踏み替える必要がないので、動作が遅くなりつつある高齢者のブレーキ操作時間を短くするようなものもあるようです。市民にそのようなものをお知らせし、交通事故軽減への啓発を行う考えはございませんでしょうか。また、自動車修理工なんかにはですね。そのようなものを市民に高齢者に進めるとか、そういう考えは。

○総務部長（有留茂人） 踏み間違いを防止する装置や自動ブレーキなどの先進安全技術は、高齢者運転による交通事故防止や、事故時の被害軽減の効果が期待をされていると思っております。そのような機器の周知につきましては、機器の安全等も考慮し、警察や交通安全協会と連携をし、機会を捉えて行っていきたくは思っておりますが、その高齢者は、年齢や体力等の低下によって身体機能が変化をしてくるわけでございます。それで、ブレーキ操作に限らず、ハンドル操作と一連の操作をすることによって運転をするというふうなこともございますので、そういうことを総合的に考えて、安全な運転に心掛けていかないといけないのかなと思います。そういう踏み間違い防止装置とか、自動ブレーキ等に頼り過ぎると、また事故につながるというふうなこともありますので、警察や交通安全協会等と機会を捉えてですね、そのような周知等も図っていければと考えております。

○17番議員（木原繁昭） 先ほど免許返納のこともございましたが、都市部と違って、電車、バス等の交通機関の本数等が少ないまちでは、なかなか車の免許返納は進まない気もするんですが、そこらへんはもう一度どうでしょうか。昔は、電動カートですかね、免許証を持たない方がそういうのに乗っていたような気がする。今、なかなか歩けないから車に乗るとい

う方もいらっしゃるようですが、その辺については。

○総務部長（有留茂人） 本市では、市内循環バスについて、より効率的で各地域の特性や住民ニーズに合った交通体系の在り方、市民に分かり易い路線、時刻表や周知の在り方、民間路線バスや観光利用等との効果的な連携の在り方等を調査、研究をし、新たな公共交通体系の構築を目指しております。既に、基本計画の策定を終え、来年2月には、実証運行の開始予定でありますことから、市民により利用のし易い地域公共交通網の再編となるものと考えております。このように、市民の足も確保しながら、その自主返納についても、それぞれの体調を考えて考慮していただければと思っております。

○17番議員（木原繁昭） 団塊の世代が高齢化し、この年齢は運転免許保有者も多くなっています。AIの力で自動ブレーキや自動運転で安全が非常に高い車が早くできることを願って質問を終わります。

○議長（福永徳郎） 木原議員、ちょっとお座りください。

建設部長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○建設部長（山崎一磨） 先ほどの御質問の際に、後ほど回答いたしますと発言いたしました小田の電柱の件につきまして答弁させていただきます。NTTの方に確認しましたところ、7月に占用申請を出す予定であると。工事につきましては、8・9月を予定しているということでございます。答弁が遅れましたことをお詫びいたします。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時21分
再開	午後	3時33分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、住宅、店舗リフォーム事業補助金制度についてであります。住宅リフォーム事業補助金制度は、リフォームによる快適な暮らしと建物の延命、そして、地域に仕事をつくるということによる経済効果などが期待されるなどして大変喜ばれてきました。振り返ってみますと、私は、2011年3月議会と6月議会、2012年の6月議会と9月議会の計4回に亘って一般質問で制度導入を要求し、これに応じて、市として、2013年7月より制度導入をしていただきました。そして、店舗リフォームについても別途導入されてきました。ところが、多くの方に喜ばれ、また、効果の大きい制度でしたが、今年度から制度がなくなっています。そこで、改めて伺いますが、制度創設の目的は何だったのか。どのような効果があったと考えるか。制度を止めた理由は何か。伺います。

次に、図書館の管理運営についてであります。図書館とは、図書館法によれば、図書、記

録，その他必要な資料を収集し，整理し保存して一般公衆の利用に供し，その供与，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする施設とされています。種別によって国立図書館，公共図書館，大学図書館，学校図書館，専門図書館，その他の施設に設置される図書館に分けられています。自治体が，設置する公立図書館と法人等が設置する私立図書館を総称して公共図書館と呼んでいるようです。公立図書館の設置に関する事項は，当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。図書館法の第10条となっています。公立図書館は，地方公共団体が責任を持って管理運営を下さいということでもあります。図書館の設置及び運営上の望ましい基準，平成24年12月19日付文部科学省告示第172号であります。これにおいて，公立図書館は，事業の継続性，安定性の下にサービスを継続し，適切な図書館評価を行い，改善を図りながら運営することが求められています。これらのことから，日本図書館協会は，公共図書館は，地方公共団体が直接運営することが基本であり，本来，図書館の管理を他の者に行わせることは望ましいことではないとしています。

そこで，図書館の管理運営について，いくつか伺います。まず，指定管理者にしている理由は何か。伺います。次に，図書館行政の長期的計画や行政責任を明確にするために直営で管理運営すべきではないかと思いますが，いかがでしょうか。伺います。指宿における現状を見るときに，そらまめの会が最初から現在まで指定管理者としてやってきました。私は，指定管理者ではなく，市が直営でやるべきという立場であります。これまでのそらまめの会の経験や実績を考えれば御苦勞様でした。契約は切れました。さようならとするのには忍びないものがあります。そこで，直営でやるという判断と同時に，希望する人は，市の専門職員の正規職員として迎える。そういうことにすれば，これまでの経験や実績を引き継ぎながら，人的にも引き継いでいけるという考えに至ったところであります。このことについて，どのように考えるか。伺います。

次に，公職選挙法の順守についてです。国民には，選挙の別ごとに年齢を定めて選挙権，被選挙権が与えられています。そのことも含めて選挙に関する諸々のことを定めているのが公職選挙法です。自らが立候補し，あるいは，特定の政党や候補者を支援するために，いわゆる選挙活動をするのは公職選挙法の定めるところにより保障されています。市長にしても，我々議員にしても，自らが候補者として関わるわけですから，公職選挙法の一言一句を把握することは難題だとしても，重要なところは当然把握し，場合によっては，選挙管理委員会に伺うなどして公職選挙法や法令規則などを順守しなければなりません。そして，法律は，知らなければ許されるというものでもありません。公職選挙法の順守については，3点ほど通告してありますが，確認を含めて伺うものであります。どうぞよろしく願いします。

まず，市長は，公職選挙法順守の考えはあるかどうか。次に，先の県議選挙において，特定の候補者の応援など選挙活動を行ったかどうか。伺います。事実関係を伺うものでありま

す。もう1点は、市長は、自らの市長選挙並びに県議選挙において、公職選挙法に触れる行為はなかったかどうか伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） まず、住宅リフォーム制度についての御質問でございますが、当該補助金につきましては、指宿市補助金等交付規則に沿って、それぞれ交付要綱を定め、制度を運用してまいりました。住宅リフォーム補助事業の目的につきましては、市民が居住する住宅の長寿命化及び住宅環境の向上に資するとともに、定住者の支援等を行うこと。また、店舗等リフォーム補助事業につきましては、創業希望者の支援、活力と魅力ある店舗等の創出を図ることを目的にして実施したところでございます。併せて、経済対策として、市内建築業者の雇用の維持及び創出並びに商工業の活性化も見込んでいたところでございます。

次に、公職選挙法の件でございます。市長は、公職選挙法順守の考えはあるかということでございますけれども、当然のこととして順守しなければならないと思っているところであります。先の県議選との絡みでございます。一個人として指宿の発展のために思いを同じくする候補者の応援は行ったのは事実であります。応援の手法につきましては、候補者陣営の事務局に一任しておりましたので、ここでの具体的な答弁というものは差し控えたいと思っております。

次に、自らの市長選挙及び県議選挙においての件でございます。公職選挙法に抵触した行為はなかったのかということでございます。この件につきましても公職選挙法に抵触した行為はなかったと、そのように認識をしております。以下いただきました質問等については担当部長等が答弁をいたします。

○産業振興部長（川路潔） 住宅リフォーム補助の実績につきましては、平成25年度からの6年間で、延べ949件、総額7,330万9千円の補助金を交付いたしました。また、補助対象に係る工事費の総額は、約11億4,000万円でありました。一方、店舗等リフォーム補助につきましては、平成28年度から3年間で、延べ22件、総額243万5千円の補助金を交付いたしました。補助対象に係る工事費の総額は、約4,400万円でありました。事業効果といたしましては、市内建築事業者のリフォーム工事受注の創出につながっており、一定の効果があったと考えております。

次に、制度を止めた理由は何かということでございますが、本事業につきましては、平成25年度から事業を始め平成28度には、補助金交付要綱によりまして3年間の時限事業として実施しておりまして、平成30度をもって事業終了いたしました。

住宅リフォーム補助制度につきましては、6年間取り組んでまいりましたが、近年は、申請件数が減少傾向にあり、需要が一巡しつつある状況にありました。また、平成28度から補助金受領者に対しアンケートを実施した中では、本補助金があったことによりリフォームを実施したと回答された方は17%程度であり、リフォームの主たる動機付けにつながっていないことがうかがえたことなどがあります。本事業の一定の役割は終了したものと考えており

ます。

また、店舗等リフォーム補助につきましては、3年間取り組んだ中で、創業者が少なく申請件数が伸び悩んだことから、他の創業支援事業も含めて、新たな取組に向けて見直しを図ったところでございます。

○教育部長（下吉一宏） 図書館の管理運営について、指定管理者にしている理由は何かという御質問でございました。指定管理者制度につきましては、本市の指定管理者制度導入に係る指針にも定めているとおり、民間の事業者等を公の施設の管理者とすることで、民間のノウハウを最大限に活用し、施設のサービス向上や管理経費の縮減などの効果が図られるものと考えております。

続きまして、長期計画や行政責任を明確にするために直営で管理運営すべきではないかという御質問でございます。図書館の指定管理につきましては、施設の維持管理や図書館業務の運用について委任しておりますが、その管理運営につきましては、図書館法に定められた内容と市政運営の方針を定めた総合振興計画や教育大綱、教育振興基本計画、子ども読書推進計画に基づき実施をいたしております。

指定管理者を募集する際は、この法令や各種計画に基づいた内容での募集を行っております。また、実際運営する中では、市が設置しております図書館協議会などから意見や提言等をいただき、随時、指定管理者へ指導等を行うとともに、モニタリングや毎月の指定管理者からの報告の場で意見交換を行っておりますので、市が責任を持って図書館業務の運営にかかわっていると考えております。

○総務部長（有留茂人） 希望する図書館職員を正職員として採用する考えはないかということでございます。現在、指定管理者において管理運営されている指宿・山川図書館において、指定管理者制度導入施設から直営へ移行された場合においては、その施設運営において司書資格などの資格を有する職員及び適正な施設管理を行うための職員の確保が必要と思われま

す。市立図書館が直営の施設となった場合は、司書資格などを持っている市職員の配置も含め、不足する職員については、職員採用試験を通じて能力実証を行ったうえで採用することになります。また、市職員の採用にあたっては、地方公務員法に基づき職務遂行能力や公務員としての適正を有するかどうかを判断するために、競争試験または選考において採用することになっているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 住宅リフォーム並びに店舗も含めてそうですが、かかった費用と工事としての成果と言いましょうか。それをお答えいただけますか。制度の目的については、大体私が言った住居の延命、快適な暮らし、地域に仕事をつくるということで大体そうだったということになります。制度を止めた理由については、6年計画だったとか、3年だったとか。それから件数が減ってきたというようなことを述べられましたけども、最初の制度

の目的というのはですね、達成されるというのではなくて継続してやるところに意義があるのではないかと。住居の快適な暮らし、建物としての延命、地域に仕事をつくるということですね。これは達成されるというよりも継続して目的というのは存在するのではないかと。思いますが、どうでしょう。

○産業振興部長（川路潔） 私どものアンケート調査の中で、補助金があったから、この事業を実施したという回答された方が17%ということであったために、この見直しも必要だということで今回廃止をさせて、ちょうど3年間という期限のときでもありましたので廃止という形になったところであります。

○13番議員（前之園正和） あとの83%は、どんな理由だったんですか。

○産業振興部長（川路潔） あとの83%については、この補助事業がなくても改修をしていたという回答であります。

○13番議員（前之園正和） 17%であろうとも、この制度があることによって快適な暮らし、建物の延命、地域に仕事をつくるということが目的としてあって、それが効果としても表れているというわけですから、だからといって、これは廃止することにはならないと思うんですが、改めて制度を、いったん消えていますから継続ということにならないわけですが、改めて来年度あたりからでもですね、また再導入するという点については検討できませんか。

○産業振興部長（川路潔） 今後につきましては、社会情勢や経済状況に応じ、国の動向等見ながら、市内中小企業者にとって有用な施策等を検討してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 1回目に答弁ありましたけど、住宅の方で7,333万9千円かけて11億4,000万の工事費につながったと。ざっと考えて十数倍ですよ。の効果があるということですけど、他にそのようなコストパフォーマンスがいいものというのがありますでしょうか。行政がお金をかけて、これぐらいの効果としてもですね、大きなものが得られると。行政というのは、ときには赤字になろうともやらないものもある中ですよ。すごい、この効果ある事業だと思うんです。その点はどうでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） その点につきましては、いろいろな考え方があろうかと思えます。私どもも今回、3年間という期限が切れる中で見直しをさせていただいたところです。他市においても本事業の見直しをしており、平成25年度には、17市で、この補助事業を実施しておりましたが、各市においても、この本事業での目的達成や対象を絞った支援事業の創設などにより減少傾向にありまして、現在は、12市での実施に留まっている状況であります。本市においても、そういう部分も鑑みながら今回廃止という形になったところであります。

○13番議員（前之園正和） 申請者が少なくなってきたということですが、これは毎年、毎年、件数だけで構いませんので導入以後ですね、何件、何件、何件ということになっていきますでしょうか。そして、もう1点は、その減ったと仮にした場合でも、市民の制度を願う声

というのは依然としてあると思うんですよ。その点はどうでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 平成25年度から件数を申し上げますと、平成25年度が199件、平成26年度が189件、平成27年度が169件、これは12月で終了しております。平成28度が164件、平成29年度が123件、平成30年度が104件、こちらの方も10月で終了しております。というような状況であります。

○13番議員（前之園正和） 途中で27年度12月で終了、30年度10月で終了ということですが、終了という意味はどういう意味ですか。

○産業振興部長（川路潔） 予算に達したということでありませう。

○13番議員（前之園正和） 予算に達したということにも関連しますが、予算に達してですよ、12月でもうおしまい。10月でおしまいということは、まだ需要があるということじゃないですか。むしろ、まだ予算が必要だったということじゃないですか。どうなんですか、その点は。

○産業振興部長（川路潔） 予算につきましては、1,000万円の予算を組んでおりました。この事業につきましては、先ほども申し上げましたように、3年間の期間限定ということで実施をしております、他市の状況であったり、これまでの実績を踏まえ廃止という形でさせていただいたところであります。

○13番議員（前之園正和） ですから、予算が足りなくなるぐらいの申請があったということですよ。27年度、30年度についてはですね。そしてまた、全体として100何件もあるわけですから、これは市民の要求があるし、求める声があるというふうに私は思うんですけど、それはもう目標達成ということで打ち切る根拠になるんですか。

○産業振興部長（川路潔） このアンケート調査から見まして、そのような判断をしたということでありませう。

○13番議員（前之園正和） もう1回改めて聞きます。アンケートからそういう判断をしたということですが、予算がなくなって年度途中で止めざるを得なかった。打ち切りざるを得なかったと。これは市民の願いはまだあるということじゃないんですか。

○産業振興部長（川路潔） 10月で終了したということは、予算に達したということで、その時点では、要望があったという部分ではあると思います。

○13番議員（前之園正和） これについては住宅、店舗共にですね、再度改めて導入をするよう求めて、次の方にいきたいと思ひます。

図書館の指定管理にしている理由は何かと、これは民間のノウハウの活用と管理経費の縮減と。これは当初からそのように言われているわけですけども、市で直営でやっていた頃と比べて民間のノウハウ、指定管理者になってですね、いう点では、具体的にどのような市でやっているときと比べて市ではなかったノウハウが、指定管理者になることによって、どのようなノウハウが活かされ、あるいはなったということでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 現在の指定管理者につきましては、そらまめの会でございますけれども、指定管理前の状況と比べまして利用者も増えておりますし、また、貸出の件数も増えております。数字的なものもそういった実績でございますし、いろいろな自主事業でいろんな取組をいたしておりますので、そういった取組につきましては、指定管理前の状況とは全く異なっている状況ではないかと思っています。

平成30年度に、子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣の表彰を受けておりますが、その中から紹介をさせていただきますが、児童を対象として読書への動機付けを行う目的で、学校や読書グループと連携を図りながら出張お話し会、学校図書館の支援及び各種イベントを開催し、幼い頃から身近に本を親しめる機会を提供している。また、地域においては、校区公民館への配本や子ども会と連携し、朝読み夕読み活動を行っている。また、レファレンスサービスなど、住民のニーズに積極的に対応している。図書館の活動については、定期的にお話し会を開催することや、季節に合わせたイベントを体験型授業と結びつけることで、子どもや保護者の興味関心を高めさせている。関連機関との連携については、著名な絵本作家や児童文学評論家などを招へいし、市民向けの後援会やワークショップを開催し、本と市と人と人をつなぐ取組を実践するほか、職場体験や職員研修の受け入れ、学校図書館職員と図書館の職員が講師となり、子ども司書講座に協力している。また、DV児童虐待防止運動やマタニティスクールなどにも講話を行うなど、自治体とも連携協力を行い読書活動の推進に貢献している。ということで簡単にこの表彰を受けた内容を申し上げましたが、こういった取組を積極的に行っていると、そういった部分が優れた部分ではなかろうかと思っております。

○13番議員（前之園正和） いろいろ言われましたけど、私も今のそらまめの会については大変評価をしているところであります。それは前提であります。その中で、民間のノウハウの活用の点で言ったら今の答弁だったんですが、利用者も増えた、貸出の冊数も増えたということですけど、じゃ行政で直営でやっているとき、なぜ、それができなかったんですか。今のそらまめの会のすばらしさは言うのはいいとしてもですよ。行政でやっていたら、なぜ、そういうふうにならなかったのか。そこが問題じゃないですか。それは指摘にとどめておきます。

それから、管理経費の縮減とおっしゃいますけれども、直営でやっているときと比べてどうなんですか。どの程度。

○教育部長（下吉一宏） 指定管理につきましては、平成19年度から導入してございます。そのときの比較でございますけれども、年間で1,800万程度の縮減が図られると、そういったことになっているようでございます。

○13番議員（前之園正和） 1,800万、当時ですね、ですが、何によって削減されたというふうにお考えでしょうか。例えば、物品費だとか、事業費なのか、人件費なのか。大枠で構い

ませんので何によって削減されたというふうにお考えでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** 細かいことは、今、手元にございませぬけれども、大きな部分は、やはり人件費部分、その部分が大きく変わっているのかなというふうにございませぬ。

○**13番議員（前之園正和）** 直営でやっているときと今とですぬ、例えば、職員数で考えたときに、直営のときは何名で今は何名ということでしょうか。図書館毎でも分かれば。

○**教育部長（下吉一宏）** 平成18年度のその直営時の出勤体制につきましては、把握してございませぬが、現在においては、臨時も含めて12名体制で行ってございませぬ。

○**13番議員（前之園正和）** 1図書館2図書館でしょうか。12名というのは。

○**社会教育課長（野元伸浩）** 山川、指宿両方の図書館での職員数になります。

○**13番議員（前之園正和）** 直営でやっているときの人数把握はできてございませぬということですが、恐らく12名よりも少なかったんじゃないでしょうか。多いか少ないでは、答弁できませんか。直営の方が少なかったんじゃないかと思ひます。

○**教育部長（下吉一宏）** 確定的な答弁はございませぬが、予想すれば現在の12名体制よりは少ない人数でやっていたのかなという感想を持てございませぬ。

○**13番議員（前之園正和）** 当時のお金で1,800万ぐらひ節約になったということですが、それを主に人件費だとおっしゃいました。職員数は指定管理者になって増えていると、数はともかくとしてですぬ、増えていると、増えているのに人件費が削減できてございませぬということ、どういうことなんですかね。今の職員の賃金が、結果として、相当劣悪なものになってございませぬということじゃないんですか。人数は増えているのに人件費が減っているございませぬ、どうなんですか。

○**教育部長（下吉一宏）** 指定管理者制度につきましては、先ほど申し上げましたが、民間のノウハウを最大に活用すると。そしてまた、経費の削減を図ってございませぬということでございませぬので、必ずしも、その指定管理者の賃金が公務員の賃金と同様となければございませぬということではないかと思ひてございませぬ。

○**13番議員（前之園正和）** 同様でなければございませぬということではない。ということは、職員が同様でなくてはございませぬということではないございませぬ、相当人数が増えているのに人件費減っているございませぬ、担当の職員はですぬ、少ないもので結果としてやらざるを得ないございませぬという状況にあるございませぬ、暗に認めたございませぬかと思ひてございませぬ、そういう傾向ございませぬということでございませぬ。

○**教育部長（下吉一宏）** 先ほど議員の方から人件費的に劣悪という言葉がございませぬけれども、この人件費につきましては、毎年見直しをしてございませぬ。今回の指定管理の公募におきましては指定管理料を基準として示すわけでございませぬけれども、毎年この5年間、社会情勢を踏まえて、アップをするございませぬような形でその賃金については計上をしてございませぬ。

○**13番議員（前之園正和）** 日本図書館協会が、公立図書館は指定管理者ではなく、行政が直

営でやるものという見解を持っていることは承知だろうと思うんですが、ご承知でしょうか。そしてまた、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 確かに、公益財団法人日本図書館協会ですか、そこを中心にこの図書館に指定管理者制度を導入することについては、反対という、そぐわないということでは、そこにつきましては、私も承知してございます。逆に、そのことに対して反論する部分もございます。各大学において、いろいろ図書館の指定管理者制度についての是非について、研究をする文がございまして、そこを少しだけ紹介させていただきますが、まずもってこの図書館協会等と言われることは、いろいろ課題を挙げてございます。その末端の中に、利益の追求を本質とする株式会社等の民間企業が、無料を原則とする公立図書館の管理運営を行うことはなじまない。という反論がされていると。これに対しまして、大学等の研究論文でございましてけれども、しかし、以上の諸問題の中には、指定管理者制度固有の問題と言えるかどうか判然としないものや、指定管理者制度の運用上の工夫次第で解消されると見込まれるものが散見されるということもございまして。また、かねて指摘されてきた問題点は、客観的に見て公立図書館に指定管理者制度をなじまないとする理由として、いささか説得力に欠けるものと言えると、そういった見解も示されております。

図書館の方に指定管理者制度を導入して課題があらうかと思っておりますけれども、それについては、双方で解決をしていけば、またより良い指定管理者制度になるというふうに私どもは考えております。

○13番議員（前之園正和） 指定管理者は、導入時は3年で、あとは管理者が変わろうと同じだろうと5年と。結果的にはずっと同じところがやっているわけですけど、そういうことです。5年経てば公募をやり直すということになっています。指定管理者となっても5年先までしか約束されてないわけですから、5年以上先の計画は立てられない仕組みであります。長期的な継続性と計画性を持ってないということになるのではないのでしょうか。5年を超えるものについては、指定管理者では、長期的計画は出せない。そういう意味でも行政が責任を持ってやるべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 長期的な計画ができないということではございましたが、そもそもこの指定管理者制度については、市が、長期的な展望を持って、それをもって指定管理者に委任をするわけではございますので、まずは、先ほど申し上げましたように、私どもとしましては、公募の中でその図書館法に定められている事業、そしてまた、総合振興計画、それと教育委員会の計画。そういった理念をその公募の中に入れて、また詳細については、仕様書の中に謳い込んで、それを委任をしてやっていくということではございますので、また、年に1回のモニタリング、そして毎月の報告、そしてまた、年に2回の報告。そういった場において、いろいろ協議をして、また指摘事項があればそうしていくと。そういったことによつて、私どもが目指すこの図書館の運営については、担保されるというふうに思っております。

す。

○13番議員（前之園正和） 市として、責任を持って長期的な展望も含めて計画し、それに基づいて委任をし、やっていくんだ。というようなことでありますが、しかし、実際にはですよ、指定管理者にしている理由の一つに民間のノウハウを活用するということがあったわけですね。ということは、ノウハウ等については、行政よりも民間の方が上だということじゃないですか。考えてみればですよ。ノウハウを活用してもらったということですから、市の方が、計画を立てているから大きいということじゃなくて、そこにはやっぱり指定管理者としては5年先しか先を見れないということになりますよね。行政は、長期方針を持っているとしてもですよ。やはり、そのノウハウを本当に発揮するという点では5年間先しか計画を立てられないということは致命的じゃないかと思えます。その点はどうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 公募をいたしまして、その要綱の中にいろいろ謳い込むわけですが、その中において、その図書館の運営について、その団体の自主事業と、そういったものもそこに計画として挙げてもらうようになっております。公募いたしまして、複数の事業者が上がってきた場合においては、その選定基準に基づいて、そのチェックをして、より良いところを選定をして、指定管理者としてお願いするわけですので、その分については担保していけるものというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 指定管理者の公募の条件についてですが、受け付けは6月の21日、今日からですね。7月の31日までとなっております。既に行われた現地説明会の参加が応募資格の必須条件になっていますから、最大何者の応募があるかは既に分かっているわけでありまして。何者が現地説明会に来たのか。伺います。答えられるようでしたらどのようなところかお願いします。

○教育部長（下吉一宏） 5月28日に現地説明会を行いました。2者が、その説明会に参加をいたしております。それ以外につきましては、今後の募集等に影響がございますので答弁は控えさせていただきますと思います。

○13番議員（前之園正和） 2者ということで、名前については控えたいということでした。そらまめの会が含まれるかどうかを聞いても同じことで答えないんでしょうから、これまで一般的な話で言いますが、これまで指定管理者としてやってきた場合の実績と言いましょかね。そういったものというのは選定の際に加味されるのか。全く白紙で来たもの2者なら2者ですね、一定の評価の下にやっていくのか。その点はどうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 指定管理者の選定につきましては、基準を設けてございますが、その中に実績の部分もありますので、過去の実績もそれは反映されるというふうになっております。

○13番議員（前之園正和） 私は、1回目の質問の中で希望する図書館職員を市の正規職員として云々ということを質問しましたが、これは市が、直営ですという方針に立った場合の

話しでありますので、これ以上は進めませんが、やはりですね、そういうことも考えて直営でし、これまでの経験も内容的にも継続をし、人的にも継続をするという方法はですね、あるというふうに思いますので、これについては是非検討をですね、しないということじゃなくて検討は、やっぱりすべきではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 先ほど答弁しましたが、この指定管理者の公募者の指定につきましての選定基準というのがございますので、その選定基準に則って選定されるものというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 最後の公職選挙法との関係について伺います。市長は、公職選挙法順守の考えはあるかと、当然順守しなきゃならない。これは正に、当然であります。それから、先の県議選挙において特定の候補者の応援など選挙活動を行ったかということについては、もちろん個人として自分の政治的信念に基づいて特定の候補者を応援することは、何ら問題がないわけでありまして。選挙活動を行ったという事実については、お認めになりましたが、具体的なことについては触れられませんでした。それから、市長は、自らの市長選挙並びに県議選挙において公職選挙法に触れる行為はなかったか。伺いましたら、行為はなかったと認識している。微妙な表現であります。そこでですね、公職選挙法を順守するというのは当然のことではあります。また、先ほども言ったように、特定の候補者の応援など選挙活動が、個人として行うことに何ら問題はありませぬ。問題は、選挙活動が、公職選挙法なり法令に違反していないかどうかということではあります。改めて伺いますが、これまで前回の自らの市長選挙、県議選挙において公職選挙法に抵触する行為はなかったという答弁でよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） 私としては、そのように認識はしております。

○13番議員（前之園正和） 西日本新聞等の、等のというのは、他にも報道があったわけですので、等の報道によれば、4月16日の西日本新聞報道によればですね、市長は、県議選において、新人候補を応援する街頭演説で、選挙カーとは異なる車の拡声器を使っていた。市長は、6日、候補者とは別に拡声器の付いた車で市内を回り数か所で街頭演説、市長自ら新人候補の支持を表明し、1票託してほしいと訴えたとあります。この報道は、事実でしょうか。どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） それから、西日本の取材に対して続いて報道ではですね、西日本新聞の取材に対し、陣営が公選法に触れないと確認し、演説を頼まれたので従っただけと話した。とあります。新人候補の陣営は、市選管で確認を取ったと説明しましたが、市選管は、市長が、街頭演説するのは問題ないという意味で選挙カー以外で行うという認識はなかった。すれ違ったとしか言いようがないとしております。これは報道に市長の認識を含めて内容に誤りはありませんか。

○市長（豊留悦男） そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） 市長は、今ですね、選挙期間中に、いわゆる候補者とは別に、いわゆる候補者カーでない車で支持を訴えたということ。ただ、確認をとったつもりで市選管がそのように答えたので行き違いがあったというのは選管の言葉でありますけれども、そういうことについては事実関係としてはお認めになりました。

そこで、選管管理委員会に伺います。選管管理委員会に伺うことは既に言ってありますので、公職選挙法第141条は、いわゆる候補者選挙カー以外の車や拡声器で選挙運動はできないという内容であります。車と拡声器については、それぞれ1枚ずつ標識があり提示することになっています。これは、選挙運動をするうえでの基礎中の基礎であります。選挙委員会に確認したいんですが、よろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので答弁をさせていただきます。公職選挙法141条の規定によりますと、個人演説会場で使用する場合を除き、選挙運動に使用する拡声器は、候補者一人につき選挙管理委員会が交付する表示板を付けた拡声器1台しか使用できないとなっております。

○13番議員（前之園正和） ということは、選挙カー以外の車に取り付けられた拡声器を使って街頭演説を行い支持を訴えることは、これはたとえ候補者自身であってもできないわけですが、そこで選挙管理委員会に確認しますが、今、言った、選挙カー以外の車に取り付けられた拡声器を使って街頭演説を行い支持を訴えたという事実があれば、それは公職選挙法第141条に違反するということになります。確認してよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 公職選挙法141条の規定によりますと、個人演説会場で使用する場合を除き、拡声器につきましては、表示板を付けた1台しか使用できないこととなっておりますので、街頭演説等で同時に拡声器を1台を超えて使用した場合は、公職選挙法に抵触するのではないかと考えております。

○13番議員（前之園正和） 今、同時にという話がありましたが、正規に手続きを取った候補者の車には、標記が車用と拡声器用と載っている。別なところにある。同時って意味には、本来のやつが同じ時間に使われてなくて駐車場に停めてあったとしても別なのではできないという意味ですよね。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） その場合は、表示板を付ける必要があります。

○13番議員（前之園正和） 表示板は、拡声器については持って行って別なのに載せれば、それは使える。車については、事前に届け出しておりますから車を使うわけにはいかない。つまり、本来のやつが駐車場にあるからそれをまだ使っていないからこちらというわけにはいかない。本来の標識を示してということになりますので、141条に抵触するという。いずれにしても抵触するという確認でよろしいですね。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 表示板につきましては、拡声器一つにつき1枚交付し

ております。それを、通常は、選挙カーで運動する場合は車に付けるわけですけど、街頭演説をする場合は、その表示板を外して、また別のスピーカーについて街頭演説をすることは可能となっております。

○13番議員（前之園正和） 市長に伺います。候補者カーでない車でやったということですが、そのときに候補者カーの届けの標識、それから拡声器の標識は持っていましたか。それとも本来の候補者カーの中と推測しますが、自分がやった車に標識があったのか、なかったのか。

○市長（豊留悦男） 選挙管理委員会から交付された標記、旗です、を掲げて、そして、腕章を付けて車を走らせるのではなくて、それなりのところに停めて、候補者の演説、つまり応援をお願いしたところであります。

○13番議員（前之園正和） いずれにしても候補者カーでない車で、本来の届けてある標識付きの拡声器ではないのでやったという事実が変わりはありません。選管の方からも141条に抵触するということでしたが当然であります。私は、県の選管にも直接電話をして伺いました。聞くのも恥ずかしいんですが、確認のために電話をしました。そのような市長がというわけではありません。そのような候補者カー以外の車で拡声器で選挙運動をしたという事実があれば、それは明確に公職選挙法第141条に違反するというのが、県の選管の答えでありました。

それでは、市長は、選管に確認したつもりだったというようなことをも含めて言っているわけですが、この選管に聞きます。公職選挙法違反というのは、知らなかったとか、勘違いだったとかいうことで仮に違反をするとすれば、それが免罪されるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 選挙管理委員会の事務につきましては、選挙に関する事務を管理することです。公職選挙法に関することは、警察が捜査することになると認識しておりますので、この答弁につきましては、差し控えさせていただきます。

○13番議員（前之園正和） 総務部長に伺います。法律体系として、それを内容を知らなかった。勘違いがあったということになれば法律は守らなくていいということになるんですか。

○総務部長（有留茂人） 法律の体系ということですけども、それぞれの時、場合等があります。そういう様々な状況等を判断して考えるべきだろうと思っております。

○13番議員（前之園正和） そのような一定の候補者カーでない車で拡声器で選挙運動を行ったという事実については、市長自身お認めになっております。それから、先ほど選挙管理委員会もそのようなことがあれば公職選挙法第141条に違反する。県の選管もそう言う答えでした。それまでは確認して、そのようになっているんですが、問題は、今、言った、認識がなかったとか知らなかったということによって免罪されるかどうかという点がですね、明確な答えを言わないんですね。そうであれば、どんな犯罪を犯してもですよ、知らなかった。そういう法律があるとは知らなかった。例えば、身近なところで言えばですよ、ごみポイをしたら

いけないよと、知らなかったと、なぜ知らなかったのかということになっていけばですよ、法律がそういうものだったら困るでしょう。だから、これは認識がなかったとか、勘違いだったということで済まされない問題だというふうに考えます。市長自身は、そのことはどう思いますか。いわゆる勘違いがあったという、断ったつもりだったということですけど、公職選挙法違反の内容は、免罪されるというふうに思いますか。

○市長（豊留悦男） 時々の様子、そして、その選挙、いわゆる公職選挙法に違反するレベルのもの、内容というものによってもこの問題というのは、いわゆる、そういう違反があったと訴える人がいたからこそこういう問題になったわけでありまして、だから警察が捜査することになるだろうと認識をしているというようなことを申し述べたわけでありまして。現実には選挙状況を見たときにいろいろな例があるかと思いますが。ただその中で、こういう、いわゆる街頭演説等で違反になり検挙されいろいろ問題があったということは、お聞きしておりませんけれども、例えば、買収とか、収賄とか、盆や正月にいろんなものを持って回ったとか。そういうのがあったとすれば、これは明らかに、いわゆる票を買収、いわゆる物で買収したり、いろいろあるかと思いますが、そういうものとはまた次元が一步違ったものであろうと思います。ただ選挙法に照らしたときに違反だとしたら、これは私の認識不足だっただろうということは認めているところであります。

○13番議員（前之園正和） 買収とかが、やってはいけないことは基礎中の基礎であります。1票を託してくれと、街頭から訴えることもですね、公職法違反という点では、明白な、一番肝心なところであります。それから、選挙管理委員会に引き続き聞きますが、一般的な話も含めてですが、各種の選挙でですね、選挙違反じゃないかとか、ポスター破ってたよとかですよ、例えばですよ、そういうことも含めて、市民から選挙違反に関わる通報などがあった場合に、選挙管理委員会としては、その通報を受けて、通常どのような対応をされるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 今回の県議選につきましては、そのような通報はなかったところでありまして。

○13番議員（前之園正和） 一般的に言っていいでしょう。選挙管理委員会の仕事の枠はどこまでなのかっていうことも含めて聞いているんです。選挙違反ではないかと、例えば、市議選でもいいですよ、地方選挙でも何でもいいです。ときに通報が選管にいろいろこれもあったと思うんですよね。注意をすとか、いろいろあると思うんですよ。そういう選挙違反ではないかという通報を受けたときに、選挙管理委員会としてどのような対応をするのかですよ。電話をかけて注意を促すとか、例えばですよ、いろいろあるかと思うんですが、その選挙違反じゃないかという通報を受けたときに選管としては、どのような対応をするのか。何もしないのかです。それとも。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） その通報の内容等によって対応することになると思

ます。

○13番議員（前之園正和） 候補者カーでない車で選挙運動をしているよという通報があったらどうなるんですか。聞き流すんですか。それとも何か手を打つんですか。どういう対応をするかを聞いているんです。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 選挙運営について公職選挙法に触れるかどうかという問い合わせ等があった場合は、その件につきましては、公職選挙法に照らし合わせて指導することになります。

○13番議員（前之園正和） 選挙カー以外の車でやるということは、明確な選挙違反ということは少なくとも選挙管理委員会は、知っているはずですよ。そのときに即断ができないんですか。何回聞いても同じですけども、それでは今、市民の単なる通報についての対応を聞いたわけですが、先ほど141条に触れるのではないかと、これは、即座に判断できなくともですね、書物を見て若干1時間もあれば確認できることですよ。それが当たるか、法律に触れるかどうかは。そういう場合に公職選挙法に違反するのではないかと、先ほどは、ただ市民が、そうでないのって言ってきた通報の場合の対応を聞いたんですが、公職選挙法に違反するのではないかと選管が判断した場合には、選管として、その後どのような対応をするんですか。何もしないんですか。その該当の人に注意を喚起するとか。どう対応されますか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 公職選挙法に違反するのではないかとという通報があった場合は、その都度内容に応じて現場等の確認を行っております。

○13番議員（前之園正和） それは、最初の質疑がそうですよ。今、質問したのは、選挙管理委員会が、選挙違反ではないかと判断に至った場合のことを今、聞いた。それが事実かどうかとか、市民の通報だけでは確認することできませんから、それは事実かどうかという確認がいるでしょうけれども、現場に行くとかですね。そういうことも含めて、私が、今、聞いたのは、選挙管理委員会が、これは公選法に違反するという判断するに至った場合は、どのような対応を取ることになるかと聞いている。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） そのような場合につきましては、まず、調査等をする必要がありますので即答は避けて、まず、県の選管等へ相談して、内容によっては警察へ通報することもあると思います。

○13番議員（前之園正和） 今回の事案については、私は、県の選管に聞いたら、そのような事実があれば公職選挙法に違反するというふうに明確に答えました。選挙管理委員会は、今回の県議選に絡む西日本新聞の市長に関わる報道について、その段階では、報道にすぎないかもしれませんが、現時点では、そのような事実があったというわけですが、その後、選挙管理委員会として何か対応をされたんですか。市長の方に事実関係を確認するとかいうことも含めてしたんですか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 今回の件につきましては、選挙管理委員会の事務につ

きましては、選挙に関する事務を管理することでありますので、特に市長等に確認は行っておりません。公職選挙違反に関することは、警察が捜査することになると認識しております。

○13番議員（前之園正和） 市民から通報があればですよ、あそこにこういう通報あったがということは、今までもやっているんじゃないですか。全く対応を取らないんですか。選挙管理委員会ってデスクワークだけなんですか。不正な行動がないようにということのをですね、のために必要なときには、事情聴取したりするんじゃないんですか。

○選挙管理委員会事務局長（鶴窪誠作） 今回の市長の街頭演説につきましては、西日本新聞の記者の方から選挙管理委員会が取材を受けて、そこで初めて知ったところであります。選挙管理委員会の事務につきましては、先ほどから何回も答弁させていただいておりますが、選挙に関する事務を管理することであります。選挙違反等に関する捜査権等は与えられていないと思いますので、そういうことで事実確認は、特に行っていないところであります。

○13番議員（前之園正和） 時間がありませんので、まとめていきたいと思うんですが、少なくとも候補者カー以外の車で、特定の候補の支持を訴えるという行動が事実関係としてはあったということも市長は、そこについてはお認めになりました。ただ、報道にもありますとおり、確認をしたつもりだが、こういうことだったということは言われましたけども、そういうことがあったとしてもですね、公職選挙法に違反することは明確であります。市の選挙管理委員会も言葉が少し明確でない部分もありましたけれども、違反するということには認めております。県の選管もそうであります。そのことは確認しておきたいと思っております。そこで、西日本の報道によれば、公選法に抵触するとして市民が警察に通報したともあります。警察側から何らかの聴取を受けているんでしょうか。どうなんでしょうか、市長。

○市長（豊留悦男） そういう事実はございません。

○13番議員（前之園正和） 公職選挙法を守るというのは当然のことではありますが、実際上ですね、今度の選挙戦において公職選挙法141条に触れる行為があったと。ただ若干のこういうことだったと言いつけがありますが、それで許されるわけではありません。141条違反を市長自らが認めた。若干の言いつけはあるようですけど。ということでよろしいですね。

○市長（豊留悦男） この件については、新聞報道等なされたとおりであります。やはり、公職選挙法違反の恐れがあるというようなことを書いてございました。やはり、そのことは重く受け止めなきゃいけないし、やはり、私としては、その時点では、公職選挙法に触れるような行為ではないという認識の下でやったこととさせていただきます。

○議長（福永徳郎） 時間が、もう2秒になっております。簡潔にお願い申し上げます。失礼。13秒だそうです。

○13番議員（前之園正和） いずれにしても県の選管、市の選管、全て選管違反だということについては明らかになったわけでありますので、何らかの責任を取る考えがあるのであれば

自ら判断をしていただきたい。ということを書いて終わります。

△ 延 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、6月24日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 東 伸 行

第 2 回 定 例 会

令和元年 6 月 24 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和元年6月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 木 原 繁 昭 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 19 番 議 員 | 新川床 金 春 | 21 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|            |      |           |        |
|------------|------|-----------|--------|
| 建設部長       | 山崎一磨 | 教育部長      | 下吉一宏   |
| 水道事業部長     | 井手久成 | 山川支所長     | 前蘭佳生   |
| 開聞支所長      | 今村将吾 | 総務部参与     | 中村孝    |
| 総務部参与      | 谷口澄子 | 建設部参与     | 荻定治    |
| 市長公室長      | 山下浩二 | 総務課長      | 鶴窪誠作   |
| 財政課長       | 坂元一博 | 税務課長      | 西村里志   |
| 地域福祉課長     | 出島雅彦 | 健康増進課長    | 湯之上美奈子 |
| 観光施設管理課長   | 園田猛志 | 農政課長      | 鴨崎一郎   |
| 学校整備室長     | 中島裕一 | 学校教育課長    | 常深章    |
| 社会教育課長     | 野元伸浩 | スポーツ振興課長  | 内村喜代志  |
| 学校給食センター所長 | 有馬芳文 | 指宿商業高校事務長 | 湯ノ口繁生  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 上田 薫  | 次長兼議事係長 | 木下 英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑 卓哉 | 議事係主査   | 上玉利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

6月21日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。

最近のニュースを見ると、事件や事故などがあまりにも多いことに胸が痛くなります。特に、高齢者が起こす事故、それによって失われる小さな命。なぜこんなことが起こったのか、誰しもがそう思ったのではないのでしょうか。このことは、本市においても、今後の高齢者対策にとっても、子育て支援の上からも、また、命を守る上においても、最も重要な案件だと思います。

先日、福島県いわき市のスパリゾートハワイアンズの吉村めいさん御一行がお見えになり、全国の被災地などを巡るフラガール全国きずなキャラバンの一環として、フラダンスを披露してくださいました。すてきなダンスに幸せなひとときを味わいました。テレビを見た方々から、映ってたねってしきりに声を掛けられました。私も見たかったんですけども、そのテレビは見ていません。残念です。久しぶりの心温まるイベントに大感動いたしました。これからも明るいまち、楽しいまち指宿市をアピールできるような催しをどんどんしてほしいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

はじめに、安心・安全な生活のために、子育て支援策についてお伺いいたします。

1点目に、母子手帳についてお伺いいたします。母親は妊娠したことが分かると、最初に母子手帳を発行してもらいますが、現在の発行数はどれぐらいありますか。

2点目に、給食費についてお伺いいたします。今年度から児童・生徒の給食費が助成されるようになりました。このことから、何名の児童・生徒が恩恵を受けられるようになったのでしょうか。助成の金額も合わせて教えてください。

次に、図書館についてお伺いいたします。

まず、現在の利用数についてお伺いいたします。特に指宿図書館についてお伺いしたいと思っておりますが、併せて山川図書館の現状、入館数についてもお伺いいたします。

以上で、1回目の一般質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 母子健康手帳は昭和17年7月、世界で初めて妊産婦登録制度が発足し配布されたものでございます。その後、昭和23年に妊産婦手帳から母子手帳へ、そして現在は、母子健康手帳と名称が変わり、妊娠中の経過、出生時の状況、また、各種乳幼児健診及び予防接種の記録や子供の成長が分かる手帳として、市内に住所のある妊娠された方に交付しているところであります。また、国籍を問わず交付しており、英語版・中国版等の母子健康手帳も準備させていただいております。さて、本市の母子健康手帳の発行件数でございますが、平成28年度、276件、平成29年度、277件、平成30年度、258件となっているようであります。

以下、いただきました質問は、関係部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 給食費について、助成の現状についての御質問でございました。学校給食費につきましては、子育て支援の一環として、給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、平成31年4月分の給食費から月額900円の一部助成を行っております。この一部助成により、毎月の給食費につきましては、本来の給食費から月額900円を差し引いた金額を徴収しております。小学生の給食費は、月額3,800円が月額2,900円に、中学生の給食費は、月額4,400円が月額3,500円となっております。現在、給食費の助成を受けている人数は、小学生が2,027人、中学生が970人の合計で2,997人でございます。助成額の総額といたしまして、年額2,967万300円となるところでございます。

続きまして、図書館の利用について、現状についてのお尋ねでございました。市立図書館の貸出利用人数につきましては、平成30年度の実績で申し上げますと、延べ人数で、指宿図書館が大人1万7,496人、子供が4,769人。山川図書館が大人8,645人、子供が3,052人となっております。参考までに申し上げますが、貸出冊数につきましては、指宿図書館が12万655冊、山川図書館が5万9,023冊となっているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。

まず、妊娠したら申請をするとすぐに貰えるのが母子手帳、そういうふうに思っていました。でも、申請さえすればいいというものでもないということが分かりました。では、母子手帳はどのような流れで交付されているのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 母子健康手帳は、産婦人科医が証明した妊娠届出書の提出を受けて交付をしております。また、母子健康手帳は、指宿保健センターは週1回、山川・開聞地域では月1回手帳の交付をしております。また、交付日の周知につきましては、妊娠届出書の利便や広報紙、ホームページにて行っております。なお、仕事などで交付日に来所できない方は、指宿保健センターに連絡をいただければ、随時指宿保健センターで交付をしております。

す。

**○16番議員（高田チヨ子）** 週に1回と聞いて心配をしたんですけども、随時受け付けるということですので良かったなと思いました。

それでは、母子健康手帳の中には予防接種とか検診などが分かるように資料が収まっています。そこで、お伺いいたします。子供の予防接種の接種率についてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 乳幼児の予防接種につきましては、ワクチンの種類も多く、対象年齢も幅広いですが、90%から100%の接種率となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 90%から100%という接種率ということでした。非常に高い数値なのかなとは思っているんですけども、それでもまだ接種をしなかった、忘れたとか、また、誤接種をしてしまったとか、そういう方はいらっしゃるんでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 乳幼児のワクチンは種類も多く、ワクチンごとの接種期間も様々であるため、過去には適正な接種間隔を取らずに接種誤りがあったことがございます。平成28年度に5件、29年度に6件ございました。そのため、医療機関への周知徹底を図りまして、昨年度は接種誤りは発生しなかったところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 昨年度はなかったということですね。良かったです。でも、これからずっと妊娠される方はいらっしゃるわけですので、これがずっと予防接種を受けなかったということがないように、また、誤接種をしてしまったということがないようにしていくのが、この指宿市の執行部が取る責任ではないかなと思います。

そこで次に、スマートフォンを導入してみてもどうかということでお伺いいたします。この受け忘れた、誤接種をしたという方たちは、本当に忙しい、仕事をしているお母さん方、また、昼間はどうしても保健センターに行けないとか、そういう方たちもいらっしゃるのではないかと思います。そういうお母様方が検診日を忘れてしまわないために、検診通知機能がある電子母子手帳機能付きアプリというのがあります。執行部の皆さん、御存知でしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 電子母子健康手帳機能付き子育てアプリの機能につきましては、身長・体重等を入力することで、数値をグラフで確認できたり、自治体が発信する乳幼児健診等の情報が届いたりするものです。また、家族もその情報を共有できる機能や妊婦向けの機能も付いているアプリであるということは存じております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 実は先日、この電子母子手帳の講習を受けてきました。こういう母子モっていうのがあるんですけども、本当にいろいろこれを見ることによって、いろんな予防接種のときとか、いろんなことがここに表されてくるので、今の若いお母さん方はほとんどがスマホを毎日のように見えています。そこに入ってくると、この忘れるとかいうのがなくなってくるのではないかな、そういうふうに思っております。そのときに聞いたお話の中で、市で行われる検診とか予防接種など、母親がすっかり忘れてしまったときでも、安心

して受けられるようになっているんだよっていうのをお聞きしました。また、電子母子手帳アプリで予防接種のスケジュール管理とか、12か国語の対応で市内在住の外国人へも子育て情報を届けることができる、そういうアプリになっていますということでした。先ほど、誤接種は去年はなかったけれども、その前はちょっとありましたということでした。このアプリを使うことによって、予防接種の受け忘れや誤接種を防ぐことができるのではないかと、そういうふうに思いました。今、全国では168の自治体で利用されている。そして、予算化導入見込みの自治体を合わせると184の自治体に、この導入が見込まれているということをお聞きしています。県内においては、まだ少ないんですが、始良市と薩摩川内市が導入をしているということでした。鹿屋市などはこの母子モではなくて、ほかの電子手帳アプリを使っていますっていうことをお聞きしています。そこで、本市でもこのアプリを導入する考えはないか、伺いたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 電子母子健康手帳機能付きアプリ機能につきましては、現在、利用している母子健康手帳の代わりになるものではなく、併用して利用することができるものがございます。県内で導入している市町村に、活用方法を確認しましたところ、乳幼児健診等の知らせ用として活用しているようです。例えば、母親がアプリに子供の生年月日等を入力すると、乳幼児健診月が事前にスマートフォンに通知が来る仕組みです。詳細の乳幼児健診日程は、御自分で市のホームページにアクセスする仕組みになっているようがございます。しかし、実施予定の乳幼児健診を受けられなかった場合は、市が把握している個々の受診情報とはリンクしていないので、アプリでの再通知はできません。したがって、母親は御自分で次回の乳幼児健診日を再度確認する必要がございます。現在、指宿市での乳幼児健診通知は、母子保健推進員が家庭訪問を行い、受診票を配布しております。予定の乳幼児健診を受けなかった場合は、保健センターから電話やハガキで次回の乳幼児健診日をお知らせしております。アプリは指宿の独自情報を随時発信できるという利便性もありますが、再通知ができないなど、まだ機能が十分ではないと感じているところでございます。しかしながら、母親が情報を入力することで成長記録としてアプリを活用できることが期待されることから、他市の利用状況につきまして、聞き取りを行うとともに、母親の意見等も聞きながら、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、ここで利用している自治体の声をお伝えしたいと思います。秋田県の八郎潟町。ここは出生数は年間25名、非常に小さな町であります。ここでは、届けたい情報を必要な人にタイムリーにお知らせできることが、導入の決め手になりましたとありました。また、島根県の出雲町、ここは出生数65名、ここも小さな町です。ここではなぜ導入したかという、届けたい情報を必要な人にタイムリーにお知らせできるということ。私も、指宿市は200何名と出生数はまだまだ多くはないですけども、少なくもない、そういう状況ではあるとは思いますが、出生数が少ないから費用対効果が見

込めるか分からないとか、新しいことをやるには人手が足りないのではないとか、まだまだ情報が不足しているとか、いろんな声もあるかもしれませんが、でも、この出生数が、今、200何名であればあるほど、このアプリを利用した手厚いサポートを行うことが大事ではないかなと思います。また、災害時に非常に役に立つ母子手帳、ペーパーの母子手帳だと災害時に失くしてしまう可能性もある。母子手帳、毎日持ち歩かないですよ。そうなったときに、もし何か災害が起きたときに、母子手帳がなくなってしまって、その子供の情報が全て分からなくなってしまった。そういうときに対応するのは、このスマホだって。スマホは手から離すことはないのです、スマホはいつでも持っているのです、このアプリをスマホに取り込む。そうすることによって、災害時の後でも、このアプリを利用することで子供の成長記録を見ることが出来る。そして、これは地域全体でも見ることが出来るし、親子間、そしてまた、おじいちゃん、おばあちゃんにもこのスマホのやり取りをしておけば、おじいちゃん、おばあちゃんが遠くにいる方でも、そのスマホを見て、うちの孫は、今、これくらいになっているんだな、こういうふうになっているんだなという成長の記録を、そのアプリを通して知ることが出来る、そういうふうになっているというもお聞きしたんです。それで、このアプリを使うっていうことは、今、指宿市としてはまだ考えられてないことなのかもしれないですけども、でもこの184の自治体が使っているということは、何らかの意味があることではないかなって思います。そこで、市長にお伺いいたします。市長、このアプリを使うことに対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 大変子育てには強い味方であろうと思われれます。実際、私もこの168の自治体、そして、184の利用促進を図る見込みのある自治体があるという、その数値をお聞きして、これからはこのスマートフォンを通じた電子母子手帳機能付きアプリというのものが広がってくるだろうと思います。そういう意味で、私も実際これを使いながら、どういうものか調べながら、今後、調査をしてまいりたいと思います。やはり、子育てというのは地域で、みんなで見守り、育てるといった基本的なところは変わらないと思います。昔、太陽の子運動推進委員という方々が地域におりました。その方々はこの予防接種、その他のところでも出かけて行って、子供を抱いてみたり、そして、直接母親の思いを聞いてみたりして、地域で子育てをしようという良き習慣があったように思います。多くの人の目で声を掛け、そして、悩みを聞いて、子供たちを育てるということも一方では必要でもございます。いろいろな観点から、現在、起こっている子育ての虐待、その他の問題を解決するために、今後、調査をさせていただければありがたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。

それでは次に、給食費についてお伺いいたします。児童・生徒の中で給食費の助成を受けている子が2,997人ということでした。それでは、アレルギーがある児童に対しての対応はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。



**○教育部長（下吉一宏）** 食物アレルギーを持っている児童・生徒に対する給食の対応につきましては、医師の診断結果を基に、保護者・学校・給食センターで三者面談を行い、食物アレルギーの程度により、除去食、代替食及び弁当による対応を行っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、アレルギーを持っている方は除去食とかいろいろあるみたいですが、アレルギーを持っている子供さんをお持ちのお母さんは、毎日毎日が大変だろうなって思っております。1人の人を大切っていう観点から私はこの質問をさせているところですが、完全に給食を食べられない、弁当持参の子供に対してはどうなんでしょうかということをお伺いしたいと思います。実は、私の友人の子供さんがアレルギーがあるために、毎日保育園のときからずっとお弁当を作って持って行きました。今もお弁当を持って行っています。給食は一切食べられませんというお話がありました。大変だったねって言ったんですけども、そしたら、そのときに言われたことが、今度、給食費が助成になったよって。だけど、私の子供には当てはまらないんだよって言われたんです。何でって言ったなら、給食を食べてないから、給食費を払っていないからって言われたんです。そうなんだって、私は毎日、この保育園から今まで10何年間、ずっとお弁当を作って、給食を食べている人よりもお金はかかっています。時間もかかっています。そういう中で、子供のために一生懸命お弁当を作ってきました。その子供を持っている私たちにとっては、この給食費の助成が全然ないっていうのはどうなんだろうかねっていう相談を受けたんです。指宿市内にそういう方がどれぐらいいるかは分かりませんが、本当に1人こういう方がいるということは、やっぱり考えてあげることが大事ではないかな、そういうふうに思って、今回、質問させていただきました。このアレルギーがある児童・生徒に対しての助成ができないものか、お伺いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 本年度から実施しております、この給食費の一部助成につきましては、子育て支援の一環として給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的といたしております。したがって、食物アレルギー等による弁当を持参している児童・生徒の保護者に対しても、給食費の一部助成相当額を助成するよう検討をしてみたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非お願いしたいと思います。給食費よりも自分で作る方がお金はかかります。そういうところからも、お母さんの負担軽減のためになんとか手助けをしてあげてほしいと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、3番目の図書館についてお伺いいたします。今年になって、読書通帳が作られました。実は私もこの読書通帳、一番先に、見本みたいにいただきました。ちょうど図書館に行ったときに、高田議員、読書通帳ができたんだよって言われて、えっそうなのって言って、読書通帳を一番先にいただいたんです。残念ながら、まだ私も、まだ使っていないところなんですけれども、うちの主人の方がしょっちゅう図書館に行っているの、主人に

使ってもらえば良かったかなと思ったんですけども、読書通帳は本人のものなので貸してあげられないと思って、私が持っているところなんですけれども、これから使っていないといけないなと思っているところなんですけれども、この通帳の現在までの発行数とか利用数、そして、利用者の声とか分かりましたら教えていただければありがたいなと思います。

**○教育部長（下吉一宏）** 読書通帳につきましては、平成30年度の図書館システムの更新に合わせて導入をいたしております。金融機関等から発行する預金通帳のような小さな冊子で、自分が読んだ本のタイトルや貸出記録等が印字され、読書の履歴が分かるようになっております。私、本日持ってまいりましたけれども、こういった通帳でございます。1スパンですね、24冊子を印字できるようになっています。これが9スパンありますので、単純にかけますと216冊、この冊子に借りた履歴が分かると、そういった冊子でございますけれども、このように読書履歴を見れるようにすることによって、読書意欲の喚起、図書館利用の促進に繋がるものとして考えております。本年の3月1日から発行をいたしておりますが、5月末現在で指宿図書館が480人、山川図書館が428人が通帳の発行をいたしております。そういった通帳を発行した、受けた方の声でございますけれども、自分の借りた本が一目で分かる。自分の読書傾向が分かる。本を借りる励みになる。本を借りてプリンターで印字するのが楽しみだ。子供が本を借りるようになったと、そういった声が届いております。

**○16番議員（高田チヨ子）** すばらしいですね。本当にこの読書通帳をしっかりと、私も使っていきたいと思います。

読書通帳を使うことで、自分が、今、おっしゃったように、年間何冊読書をしたか、どのようなものを読んだのかというのが分かるなど、いろんなことが分かってきますよね。まだまだこの読書通帳のことをできていることも知らない方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう市民の皆様にお知らせをすることも大事ではないかと思います。このことについてはいかがでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 通帳のPRの件でございますが、これまでも市の広報紙や図書館が発行している図書館だより、または図書館の窓口等でPRを行っております。また、校長会、教頭会においてもPRをしてございますので、今後も利用がされるようにですね、そのPRにつきましては、積極的に今後も行っていきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、次に、指宿図書館の2階部分についてお伺いいたします。指宿図書館には2階があります。でも、現在、2階は利用されていないというふうにお聞きしました。利用されていない理由は何だと思えますか、お伺いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 指宿図書館の2階には、調査研究室、視聴覚室、多目的集会室、閉架書庫、資料展示コーナーがございます。調査研究室は、郷土資料室として歴史的にも貴重な資料と甘しょに関する資料が保管をされております。視聴覚室は、視聴覚ライブラリーが保管されているスペースとパソコンを持ち込んで学習をするスペースとに分かれており、これ

も利用されているところでございます。多目的集会室は、図書館が主催する少人数の講演会に使用し、講演会がないときは学習室として開放して利用がされているところでございます。また、資料展示コーナーのオープンスペースも学習室として利用がされている現状でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、全然使われてないということではなく、少しは使われているということですね。

**○教育部長（下吉一宏）** 議員がおっしゃられる場所というのが、多分使われてないところがございますね、郷土資料室のことではないかと思われま。郷土資料室には歴史的にも貴重な資料が保管をされており、保全を図る必要がございますけれども、申し出があれば資料を閲覧することはできるようになっているところでございます。そういったことでございますけれども、今、先ほど申し上げましたように、いろんな部屋がございますけれども、それについては学習室として、十分に活用されている、そういった状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 郷土資料室が使われていないということですね、分かりました。先日、2階に入らせていただいたんですけども、そこでいろんなお話を聞くことができました。私が入った所が郷土資料室だったと思います。とても見晴らしが良くて、気持ちのいい場所でした。そこで、小グループの会だとか、それとかパソコンを使ったりとか、1人で読書にふけるとか、そういうこともできるのではないかなって、そういうふうに思ったところですけども、この郷土資料室を開放するということは、やっぱり難しいんでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 先ほども申し上げましたが、この郷土資料室には貴重な資料が保管をされております。そういったことから、この貴重な資料を保全するということから申し上げまして、そこを自由に出入りして活用すると、そういったことはなかなか難しいのかなと。しかしながら、先ほど申し上げましたように、それを閲覧することにつきましては、申し出をしていただければ利用できると、このように考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** できれば、あそこに芋の本とかたくさん置いてあるようでしたけれども、あそこを誰でも見れないようにガラス張りにするとか、もうちょっとこう気を付けてもらえるようなふうにして、郷土資料室を使ってもらおうとかいうふうにするのも一つの案ではないかなと思うんです。そこのところも、また、考えていただきたいなと思います。

それと、先ほど視聴覚ライブラリーというお話もありました。私たちが子供の頃は、子供の頃というか、結婚した頃もありましたけれども、8mmフィルムを使って、8mmの映写会を公民館でしたりとか、公園で夜子供たちに見てもらおうとか、そういうことも年のうちに何回かした記憶がございます。本当に今でも、あのときにあそこで大きな幕を張って映画を見たよねとか、そういうことも記憶にあるんですけども、今でもその視聴覚機材はあるということですけども、その視聴覚機材はどのような種類のものがありますか。

**○教育部長（下吉一宏）** 種類ということでございますが、現在、貸出用の8mmや16mmの映写機

やフィルム、そしてまた、DVD用の機材やソフトの貸出ができる、そういったものが準備をされているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** そのDVDのあれとか視聴覚機材は、ライブラリーはどれぐらい利用されていますか。

**○教育部長（下吉一宏）** 利用の状況でございますが、平成30年度の実績で申し上げますと、子ども会やPTAなどの社会教育関係で、延べ40団体にDVDなど130枚を、学校教育用として、延べ22学校にDVDなど17枚を貸し出しております。参考までに人数等についても申し上げますが、利用人数は、社会教育関係が1,280人、学校教育関係が1,500人となっているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、何とか利用されているみたいですが、現在はテレビが普及されて、そして、家の中でDVDとかいろんなのが、好きなものが自由に見ることができるようになりました。でも、たまには外で、野外でそういう大きな画面でいろんなものを見たら、子供たちも楽しいのではないかなって思ってこういう質問をしているんですけども、本当にこのせっきく図書館にある視聴覚機材を地域で使って、夏休みの一つの思い出づくりに、こういう催しをしてもいいのではないかと思っているんですけども、こういうことはどうでしょうか。

**○社会教育課長（野元伸浩）** 視聴覚ライブラリーにつきましては、今現在、公民館とかですね、子ども会もそうなんですけれども、そういったところでDVDとかプロジェクターなんかを貸し出してですね、そういった部分で活用をされているというふうに考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 8mmと16mmとかいうのは、今はあんまり使われていないですか。

**○社会教育課長（野元伸浩）** 8mmと16mmの映写機、その他、フィルムは視聴覚ライブラリーとして保管はしてございますけれども、今現在は、DVDとか、そういったプロジェクターを使ったソフトとかですね、そういった部分が主流になっているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、分かりました。プロジェクターでも結構大きくして見ることができるので、それでいいのかなと思うんですけども、たまには、そういう8mmとか16mmを使って、公園とかそういう所で、また見る機会をつくるのも一つの案かなって、そういうふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

それでは次に、平成23年に図書館が電算化されました。どこにいても、読みたい本を選ぶことができ、借りることができるということで、この電算化はされたと思っております。現在、この機械は利用されているのか、利用状況がお分かりでしたら教えていただきたいと思えます。

**○教育部長（下吉一宏）** 議員の質問はOPACのことだと思われそうですが、このOPAC、検索機につきましては、平成23年度に市立図書館に電算システムを導入し、その際、遠隔地への利便性を図る目的で、市立図書館の図書の検索や予約等ができる検索機として導入

をいたしております。設置場所につきましては、今和泉校区公民館、池田校区公民館、開聞支所、川尻ふれあい交流館の4か所になっております。全ての4か所は使用されているわけですが、開聞支所以外につきましては、なかなかこの利用が少ない、そういった状況でございます。開聞支所につきましては、貸出冊数もございまして、そういった返却の取扱いも結構あるところではございますが、他の3か所については、なかなか少ない状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** このOPAC、電算機が使われない理由って分かりますか。

**○教育部長（下吉一宏）** 当初、図書館から遠い所の方々の利便性を考えて設置をしたわけですが、なかなか最近は車で直接その図書を見て借りると、そういった方が多いというのが1点と、もう1点は、設置している場所での説明、利用者の方々に対する説明、そういったものがまだ不足しているのかなという、そういった思いをしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 校区公民館とか、開聞支所とか、そういう所に設置されているということです。この電算機は、今、部長もおっしゃったように、本当にどこにいても、誰でも図書を借りることができるようにという思いでこの電算機が置かれたわけですね。そうであれば、図書館に遠い地域の子供たちとか、車に乗れない方々のために、少しでも読書の楽しみを味わっていただけるように、移動図書館を利用する、そういうことは考えられないでしょうか。今、そらまめの会の方々が一生懸命、この移動図書館を取り組んで頑張っているようですけれども、市として、この移動図書館を利用するということはお考えではないでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 議員がおっしゃられますように、そらまめの会が独自の事業として移動図書館を運営していただいております。この移動図書館につきましては、市においてもいろいろ議論がされたところではございまして、過去に行政改革の外部評価の中でも評価をさせていただきましたが、やはり、導入後の維持経費、それも含めまして、費用対効果の関係でなかなか難しいという判断をいただきまして、現状に至ってはそういった移動図書館の事業を市がするというには至っていないと、そういった状況でございます。その代わりに、各公民館、学校、いろんな所に配本サービスをいたしておりますので、この配本サービスをですね、充実をしていきたいと、このように考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** すいません、先ほど電算化のところの一つ抜かしてしまいました。子供も大人も誰でも利用できるようにするためには、設置する場所が大事なことではないかなと思います。それで、利用しやすい場所に設置することが大事であると思います。学校とかには、そのOPACは置いてないのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** OPAC自体は学校には置いてございませんけれども、市立図書館電算システムを導入した時点で、学校においても市の図書館の蔵書検索をできるようになっておりまして、学校との連携は図られているところではございます。

○16番議員（高田チヨ子） 学校との連携は図られているということでした。

では、本当に子供から大人までみんながこの読書を楽しめるようにしていただきたい、そういうふうに思います。地域や場所に関係なく楽しめるようにすることが大事なことだと思います。

最後に、市民の皆様が住んで良かった、また、これからもずっと住み続けたい指宿ということで、一緒に頑張っていきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○15番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。第16回指宿フラフェスティバルが6月7・8・9の3日間開催され、盛況でした。20日には、山川大山出身の吉村めいさんが市役所でフラを披露しました。フラガール全国きずなキャラバンの一環として、21日から熊本を訪れる前に立ち寄ったものでした。ありがとうございました。

ここにきて、児童・生徒を巻き込んだ重大事件、交通事故が発生しており、やり切れない思いで悲しくなります。6月20日付の新聞で、大津市の交差点で5月8日、散歩中の保育園児ら16人が車同士の衝突事故に巻き込まれた死傷事故で、意識不明だった男児2歳が意識回復したとありました。良かったなと思うと同時に、後遺障害はないことを祈っております。我々としても気を付けなければなりません。

ここで、通告してありました、1、通学路の安全について。スクールゾーン委員会について申し上げます。まず、自分の地元、今和泉小学校の取組について申し上げてみたいと存じます。スクールゾーン委員会は年2回、その他、夏休み、冬休み、春休みの3回、子供向けに安全指導を実施しているようです。当日は、警察署、国道事務所、市役所の土木課、教育委員会、校区選出市議会議員など多数出席します。事前に児童が登下校する際の危険箇所について、学校職員、保護者で調査を行い、資料を作り、全員で各現地を回り、指導、助言、要望などを行っています。今和泉小学校は、国道、県道、市道、人通りの少ない通学路もあるために、通学路を設定して集団登校をしているようです。こういう状況ですが、他の学校も危険箇所の確認など、同じような取組、対応しているのかどうかをまず伺います。

次は、2、収納状況について。スマートフォンでも市税などが納付できるようになりました。6月から始まったばかりですが、現在、どういう状況ですか。それにしても、時代にマッチして導入が早かったなというのが実感です。今のところ、スマートフォン収納の実績はどれぐらいですかを、まず伺います。

次は、3、サンシティホールいぶすきについて。雨漏りがすると聞いていますが、把握していますかということです。5月19日、日曜日、その日は一時相当強い雨と強い風が吹いていました。サンシティホール内にいたのですが、自分は雨漏りが分かりませんでした。あとで聞いた話です。把握していますかということで、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 私の方からは、収納状況、スマートフォンの決済についての実績等をお答えをいたします。市の貴重な財源であります市税等の納付につきましては、コンビニエンスストアにおける納付利用を平成27年8月に導入するなど、これまでも利便性を図ってまいりましたが、新たにスマートフォンを利用しましての、いわゆるスマホ決済につきましても、6月から利用可能となり、広報いぶすきで6月号にて周知したところでもあります。今回導入しました、スマートフォン決済アプリでありますペイビーにつきましては、時間や場所を選ばず、いつでもどこでも、キャッシュレスでの納付が可能となりましたことから、納税者皆様の納付環境を向上させることに繋がるものと考えております。さて、御質問のスマートフォン決済アプリでありますペイビーでの収納実績につきましては、令和元年6月14日現在で、固定資産・都市計画税が14件で20万500円、軽自動車税が8件で5万400円となっているところでございます。

以下、いただきました質問は部長等が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 市内の小・中学校でのスクールゾーン委員会の開催状況でございますが、今和泉小学校以外の市立小学校7校でスクールゾーン委員会の名称で開催されており、残りの4小学校と5中学校においては、学校運営協議会やPTAの専門部会等で通学路での安全についての話し合いをしているところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** サンシティホールの件での御質問でございました。サンシティホールいぶすきの雨漏りにつきましては、私どもも承知をしております。雨天時に、雨の量であったり、風向き、風の強さによって、場合によっては雨漏りをする場合がございます。以上でございます。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、まずスクールゾーン委員会についてですが、先ほど他の学校の取組など伺いました。危険箇所などのところで、学校側から何らかの要望などがあつたとき、どのような対応しているのでしょうか、伺います。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど議員の方から今和泉小学校のスクールゾーン委員会の取組について御紹介いただきましたが、他の学校においても同じような取組をしていただいております。スクールゾーン委員会開催の当日は、関係機関、団体等の皆さんが集まっておりますので、それぞれ点検した課題のある場所に出向き、その場で実地検証を行うなどして改善策について話し合いをしていただくほか、その日に実施できなかった場合、内容等については教育委員会の担当が出席しておりますので、持ち帰って関係課にその旨を連絡し、改善に向けた取組をお願いしているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 対応しているということでしたが、ここにきて生徒・児童を巻き込んだ全国的な重大事件、交通事故を受けて、国から何らかの通知があれば答弁してください。

○教育長（西森廣幸） 県教育委員会から、登下校時における児童・生徒等の安全確保についての通知文を、4月26日付と5月28日付で県教委の方が発出しており、この文書を受けて、市教育委員会としては、各小・中学校へ児童・生徒の安全確保体制の強化や登下校の安全指導の徹底について、警察署等の関係機関及びスクールガード、防犯ボランティア等との連携を図り、地域ぐるみによる児童・生徒の安全確保に努めるよう、指導しているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 分かりました。

次は、スクールガードについて。今和泉小学校では児童の登下校の安全に万全を期すために、スクールガードを配置しています。学校では、防犯ブザーを配布したり、防犯訓練を実施したりして、児童の安全確保を図っているようですが、しかし、こうした安全対策には限界があり、地域ぐるみでの活動が欠かせないということで、スクールガードの方々に帽子、腕章を着用し、登下校の時間帯に子供たちへの挨拶、声掛け、交通安全指導及び不審者の監視を行っているようです。他の学校のことや、現状をどう捉えていますか、伺います。

○教育長（西森廣幸） 市内小学校のスクールガードの現状でございますが、全小学校に合わせて80名がスクールガードとして登録していただいております。また、スクールガードは、地域の防犯ボランティアの方々とも連携して、学校内外の巡回パトロールや登下校時に通学路で見守り活動や声掛け運動、または交通指導等を行っていただいているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） このスクールガードへの研修、指導はどのように行っていますか、伺います。

○学校教育課長（常深章） スクールガードへの研修会は、県教育委員会が各教育事務所単位で毎年開催しております。本年度、南薩地区では、5月19日に枕崎市で行われました。また、各学校では、不審者対応訓練や交通教室等を開催する折に、スクールガードの方を講師としてお願いし、実践を通じた研修も行っていると聞いております。

○15番議員（高橋三樹） 分かりました。

次は、収納状況について。先ほどスマートフォンの収納実績は伺いました。これからのために、分からない人もいるかもしれませんので、スマートフォン収納の操作手順について説明してください。

○市民生活部長（鶴本八郎） スマートフォンアプリ、ペイビーの操作手順としましては、ペイビー開発元であるビリングシステム株式会社のホームページに掲載してあります、ペイビー利用可能金融機関一覧表から選択したアプリをダウンロードします。その後は、アプリの案



内に従いまして、氏名、生年月日、支払口座等の登録を行い、納付書のバーコードをスキャンし、暗証番号を入力しますと、支払口座から即時に引き落とし処理がなされ、納付が完了となるところです。しかしながら、支払口座が残高不足の場合は引き落としはできないところでございます。なお、氏名、生年月日、支払口座等の登録作業につきましては初回のみで、次回以降は、アプリの起動後、納付書のバーコードをスキャンし、暗証番号を入力することで納付完了となるところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 次は、スマートフォン納付をした場合、口座から引き落としされるのはいつですか。また、市に収納されるのはどのぐらいかかるのですか、伺います。

○市民生活部長（鶴本八郎） ペイビーの操作完了後、即時に自分の口座から引き落とされますが、市の口座に収納されるまでには2週間ほどかかるところであります。

○15番議員（高橋三樹） 次は、収納代行業者へ支払う1件当たりの手数料は、スマートフォン決済とコンビニ決済でそれぞれ幾らになりますか、伺います。

○市民生活部長（鶴本八郎） ペイビーは、平成27年8月から開始しましたコンビニ収納代行サービスにスマートフォン決済サービスを追加したものでありますことから、ペイビーを利用した際の収納手数料は、コンビニ収納手数料と同額の1件当たり61.56円になります。なお、市としましては、収納手数料がスマートフォン決済やコンビニ決済よりも低額となります口座振替による納付を推奨しているところでございます。

○15番議員（高橋三樹） 次は、スマート決済のメリット、デメリットはどういうものがありますか、伺います。

○市民生活部長（鶴本八郎） ペイビーでの納付のメリットは、支払口座に残高があり、かつ、手元にバーコードが記載されている納付書があれば、早朝でも深夜でも、自宅や外出先でも、支払いができるということでございます。デメリットにつきましては、ペイビーを利用した納付は、市の口座へ収納されるまでに2週間程度要しますので、その間は各種納税証明書等が発行できないこと、また、納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合は納付できないことであります。

○15番議員（高橋三樹） 次は、コンビニ払いの現状はどうかということで、いつから始まって、平成29年度、30年度のコンビニ納付された件数、金額はどれぐらいありますか、伺います。

○市民生活部長（鶴本八郎） コンビニ収納につきましては、平成27年8月から開始しており、年々利用が増えてきているところでございます。平成29年度の実績としましては、市県民税や固定資産・都市計画税などで、4万1,634件の5億2,106万3千円、平成30年度の実績は、4万8,027件の6億1,221万5千円となっております。

○15番議員（高橋三樹） 相当件数が普及しているようですが、このコンビニ納付の市税などに占める割合はどのぐらいありますか、伺います。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** コンビニ納付の市税等に占める割合につきましては、平成29年度の実績としましては、収納件数割では10.38%、収納額割で7.66%。平成30年度は、収納件数割で11.87%、収納額割で6.37%となっております。

○**15番議員（高橋三樹）** 次は、サンシティホールいぶすきについてですが、先ほど答弁がありました。このサンシティホールいぶすきはいつできて、これまでどういう改修を行っていますか、伺います。

○**教育部長（下吉一宏）** サンシティホールいぶすきにつきましては、平成6年2月に完成し、今年で25年目となります。これまでの改修等につきましては、平成18年度に身体障害者用トイレ設置工事、平成28年度に出入りロドアの改修、平成29年度に人工芝生への改修を行っております。雨漏りに関する改修につきましては、平成18年度に一部改修を行い、平成23年度には、屋根の全面改修を行っております。その後も、屋根の材料として使用している防水テープをカラスから食いちぎられる被害箇所や、経年劣化による屋根の改修を随時行ってきているところでございます。

○**15番議員（高橋三樹）** 最後になりますが、そうしますと、今後の改修計画はどうなっていますか。人工芝でラインを引いて、本当にきれいになりました。利用者も多いと思われませんが、早くやってほしいところですが、最後に伺います。

○**教育部長（下吉一宏）** 今後も雨漏り対策につきましては、平成23年度に屋根の全面改修工事を行った施工業者による10年間の保証期間がまだございますので、雨漏りの場所や要因の特定を行い、早急に対応してまいりたいと考えております。

○**15番議員（高橋三樹）** 早急にやっていただきたいと存じます。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時28分

○**議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○**2番議員（東勝義）** こんにちは。2番議員、東勝義です。今回の質問内容が参考資料を見ていただいた方が理解されやすいと思われましたので、観光課にお願いし、市長並びに職員の皆様には配布されていることと思います。また、議員の皆様のタブレットにもあります。共有フォルダ内、本会議のところで、特別委員会を開いていただき、決算委員会、平成29年度、それと資料請求分、平成29年10月27日観光課というフォルダ内の資料を御参照していただきたいと思っております。傍聴席並びに議会中継を御覧の皆様には分かりやすいように説明を加えていきますので、なにとぞ御了承くださいますようお願い申し上げます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本市には、市所有の施設を指定管理という制度を導入し、管理、運営をお願いしていますが、その中の一つの施設であります、ヘルシーランド等温泉施設の指定管理について、様々な質問をさせていただきます。

一つ目、そもそも指定管理制度の意義と目的などについて、詳しく説明していただきたいと思えます。

二番目、この制度には予め市が算定した管理料によって公募されるわけですが、この施設の管理料の算定基準となった項目と内訳を詳しく教えていただきたいと思えます。

三番目、平成29年度、ヘルシーランド建設並びに開業を知る同僚議員が、当初から存在しなかった井戸やアスファルトを張り替えた跡があることから疑問に思い、担当部署に確認したところ、市への報告なしに水道配管工事がなされていたことが判明したと聞いておりますが、それに間違いはないかお答えください。

四番目、建設当初から水道配管図が工事がなされた部分の配管図だけが紛失していることが分かり、昨年約400万円をかけて新しく配管図を作成されました。その費用の負担割合が、管理者負担が約70万円、市の負担が約330万円ということですが、その根拠をもう一度、市民の皆様が理解しやすいように御説明をお願いします。

五番目、お手元の資料を御覧ください。平成22年度から24年度のヘルシーランド管理業務に関する決算書であります。予算項目は管理業務に関する前に出されたものです。支出項目の水道代ですが、平成22年度では、予算額1,012万円に対し、決算額567万7,680円、差額マイナス444万2,320円。平成23年度の決算予定では、予算額1,012万円に対し、決算額285万7千円、差額マイナス726万3千円。24年度では、予算額1,220万円に対し、決算額376万8,100円、差額マイナス843万1,900円。また、23年度と24年度には支出の項目にセイカ投資償却費（機械設備配管工事費）として、2年度にわたり262万8千円ずつ償却されています。管理者が行った配管工事料が合計525万6千円だったことが分かるのではないのでしょうか。この決算書を見て想像できることは、配管工事がなされたのは平成22年度で、株式会社セイカスポーツセンターが管理業務を開始してすぐのことが分かりますが、当時の市役所の担当課及び水道課の職員は何の疑問も持たなかったのか、伺います。

六番目、22年度から24年度で、業務の管理に関して1,406万円の業務赤字を出しているが、管理料の見直しについて市に相談はなかったのでしょうか、伺います。

七番目、平成22年度から24年度では、指定管理料として年間1,680万円、平成25年度から29年度が年間1,810万円、平成30年度からが年間2,056万円と管理料が増加しておりますが、どういう理由があるのか教えていただきたいと思えます。

八番目、ヘルシーランドの指定管理者である株式会社セイカスポーツセンターさんについては、平成29年度には、地熱開発において三者協定の存在が出来レースではないかという疑問があり、議会において100条委員会が取りざたされたり、先般では、NHKのニュースに

もあったように、元社員の方が、ヘルシーランド決算書には、本市への決算書と本社への決算書の2通り存在するという情報提供があったりと、様々な疑問や問題が指摘されていますが、市として、今後、どのように対処し、信頼回復に向けた行動を考えているのか、お答えください。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。優しく丁寧な御対応をさせていただきますようお願い申し上げます。

**○市長（豊留悦男）** 指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的に創設された制度でございます。

次に、ヘルシーランド等の温泉施設の指定管理の件で、8番目の項でございます。市としては、監査委員の監査を見守りながら、指摘された部分に、年度分については、担当課の観光施設管理課において調査を引き続き行うことしております。

以下、いただきました質問は担当部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 現在のヘルシーランド及び山川砂むし保養館の指定管理につきましては、平成29年度に、平成30年度から平成34年度までの5年間の公募を行い、募集要項において、指定管理料の基準価格は、5年間合計で1億1,237万円としております。この基準額は、平成25年度から平成28年度までの4年間の収入実績及び支出実績と合わせ、収入については、今後の社会情勢等を考慮し、歳入額予想額を勘案して算定しております。支出については、賃金及び修繕料において、過去の実績から歳出額予算額を勘案して算定をしております。指定管理料に算入される管理経費は、賃金・手当・社会保険料等の人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の事務費、修繕料、燃料費、光熱水費、保守点検料等の管理費等であります。収入及び支出を算定し、その差の5年間分を指定管理料の基準額としております。なお、算定基準の1億1,237万円は限度額であり、公募時に基準価格を上回る額での応募は失格となると示しております。平成30年度のヘルシーランド及び山川砂むし保養館の指定管理料につきましては、年間2,056万円となっております。

次に、施設内の水道配管工事についてであります。指定管理者の株式会社セイカスポーツセンターにおいては、平成22年度に、ヘルシーランドにおいて井戸水を利用するため、配管工事を施工しております。この配管工事については、指定管理者による無届けでの工事ではないかとの指摘があったところですが、指定管理者に事情を聴取しましたところ、井戸水の利用については、当時の担当者と協議を行っており、無許可で施工したものではないと認識しているとの回答でありました。また、文書の保存期間が5年であることもありまして、書類等での確認はできていないところですが、当時の担当者によりまして、井戸水の利用については、現場で何回か口頭による説明を受けたことがあるとのことでありました。なお、この配管工事につきましては、公衆浴場法に係る届出を失念していたことから、平成29年10

月20日に、記載事項変更届出を加世田保健所に提出し、同月26日に受理されております。

次に、ヘルシーランド温泉保養館の配管図につきましては、竣工図がないということで、平成29年第4回市議会定例会において、その作成に掛かる補正予算を承認いただき、作成したところであります。費用負担の協議につきましては、顧問弁護士にも費用負担の考え方に係る法的な部分も相談しながら協議を進めてきたところであります。最終的に、費用負担の対象とした378万円のうち、指定管理者側の負担が69万1,841円と算定したところであります。今回、調査を行った主な施設等の面積の合計が3,181.02㎡で、セイカスポーツセンターが主に改造した部分の面積が322.825㎡であり、既設配管現場調査費、技術料等経費を面積で案分したものと、それから、掘削調査全額をセイカスポーツセンターの方に負担をしていただいたところであります。

次に、水道代の予算と決算の差額及びセイカ投資償却費の内容についてということで、平成22年度から平成24年度までの決算書の水道代の予算と決算の差異について、予算額は、公募時に提出した予算額をそのまま記載していたとのことで、実際の決算額と乖離してしまっていたと当時の担当者が記憶しておりました。また、平成23年度と平成24年度の決算書に記載のあるセイカ投資償却費については、配管工事の説明を聞いていたことから、特に疑問を持たなかったとのことであります。なお、平成25年度以前の資料につきましては、文書保存期限の5年を超えていますので、当時の資料で確認することはできなかったところであります。

それから、指定管理料の見直しについてであります。平成22年から平成24年度までの3年間で合計1,406万円の赤字であるが、市へ指定管理料の見直しについて相談はなかったのかとの御質問でありましたが、先ほど説明しましたとおり、文書の保存期限を超えていましたので、資料等で確認はできませんでしたが、その当時の市の担当者に確認をしましたところ、そのような相談はなかったと記憶しているとのことであります。

それから、指定管理料の部分につきまして、平成23年ですね、市の温泉入浴助成制度の見直しに伴う利用者が減になったことによりまして、指定管理料は増額をしております。これは、市の温泉入浴助成について、無制限から48回に減らしたことに伴う市の責務の範囲の補填として115万5千円、22年度から3年分、3年間補填しているということでありまして、以上です。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 0時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○2番議員（東勝義） 質問に入る前に、タブレットの操作がちょっと分からないという議員の方々いらっしゃいましたので、もう1回、一緒にタブレットをしながらやっていきます。共

有フォルダを開いてください。それで、本会議、青の本会議を開いてください。それと、特別委員会、ピンクの特別委員会です。それから、決算特別委員会、黄色かな、黄色。平成29年度、ピンクです。ピンクの資料請求分のところを開いてもらって、一番最後にあります平成29年度10月27日観光課、ここに資料があります。では質問に移らせていただきます。

5年間の文書の保存が切れているということで、それだったらもうちょっとゆっくり話をしたいと思いますが、3年間で約1,000万という水道料が予算化されていますが、観光課が指定管理料の中で水道料は幾らぐらいの割合を占めるのか、幾らなのか、算定額を教えてくださいませんか。

**○産業振興部長（川路潔）** 水道の算定額と申しますと、30年度からの指定管理料の算定ということで申しますと、水道料につきましては、過去の平均を算定しているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 30年度もいいんですけども、幾らかと私は聞いているんで、参考資料じゃなくて。

それと、22年度から24年度は資料がないってということで、算定額も分からないってことでしょうか。

**○観光施設管理課長（園田猛志）** お手元にございます資料につきましては、議員の皆様の方が資料請求で出していただいている資料でございます。以前の資料につきましては、保存期限の5年というものが切れておりまして、こちらの資料については存在していないということでございます。

**○2番議員（東勝義）** ということは、管理料の中身ですね、内訳についても、5年間の資料保存が切れているから、ないということでもよろしいんですかね。

**○観光施設管理課長（園田猛志）** 議員御指摘のとおりでございます。

**○2番議員（東勝義）** それでは、25年度から29年度の指定管理に関する指定管理料の内訳についてをお伺いします。水道料は幾ら算定されていますか。

**○産業振興部長（川路潔）** 30年からの指定管理料の中での水道料につきましては、25年度から28年度の平均であります627万325円を算定しております。

**○2番議員（東勝義）** この水道料は1年間で627万ということでもよろしいんでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 全施設合わせて1年間ということになります。

**○2番議員（東勝義）** 全施設っていうのは、ヘルシーランド、それと砂むし、それと玉手箱、その3施設でもよろしいでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** その3施設であります。

**○2番議員（東勝義）** それでは、22年度から25年度にまたちょっと戻ります。予算額で1,000万っていう額を入れたってことは、多分、その前の施設の管理の方々が1,000万ぐらいいったらろうという予想で、多分、予算額を組んだと思いますが、22年度のこの、そちらは

なんか、報告があったと言いますが、その報告があった水道管の配管工事によって400万、700万、800万という差異が生じているんですが、それについて、指定管理料の見直しは行わなかったのか、答弁をお願いします。

○産業振興部長（川路潔） 指定管理料につきましては、5年間の指定管理料として指定をしておりますので、その分の見直しは行っておりません。

○2番議員（東勝義） 取り決め事項、これはヘルシーランドと基本協定書にありますが、指定管理料の変更第31条、甲または乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変更並びにその他のやむを得ない事情により、当初合意された指定管理料が不相当であると判断されるときは、相手方に対し通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとするという項目がありますが、それに見直しをしなかったんでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） その当時の記録がございませんので、多分、その当時どういう形でこの数字で終わったのかというのは確認ができないところであります。

○2番議員（東勝義） 分かりました。当時の資料がなければどうしようもないですね。

分かりました。では、私の同僚議員が平成29年度、ヘルシーランドに訪れた際、アスファルトの補修があったりとか、井戸が見つかったということで、これはどういうことだと言って尋ねたところ、分からないという観光課の話だったと聞くんですが、今、思えば、22年度に報告を受けたとあります。その報告を受けた、その書類もないんでしょうか。合意されたと思いますが。

○産業振興部長（川路潔） その分については、確認が取れておりません。

○2番議員（東勝義） もし確認が取れてるのであれば、その文書は存在するというところでよろしいでしょうか。資料請求して、その文書があるということでもよろしいですか。

○産業振興部長（川路潔） 5年間の保存期間内であれば、そういった資料はあろうかと思えますけれども、5年以前の部分については、確認が取れないところであります。

○2番議員（東勝義） 分かりました。

では、施設管理の保全という17条の項目に、管理施設の改造、増築、改築、大規模改修については、甲と乙で協議の上、実施するものとする。2、乙が自己の事情により本業務を実施するために施設の改築増、施設の現状を変更しようとするときは、予め甲の承認を受けた場合に限り、乙の責任と費用負担により実施することができるものとする。乙の責任と費用負担という項目があります。この22年度に行った配管工事に対して、セイカは全額負担したものの、配管図に対しては市が負担するという案分になっていますが、配管図も、配管工事も乙の責任でやったものじゃないでしょうか、お願いします。

○産業振興部長（川路潔） 費用の負担割合についてであります。施設に係る竣工図等の書類については、保管すべきは市でありまして、保管義務も市にあります。改造等の事情等により指定管理者が費用負担に応じるのであれば、双方が納得できる金額で費用負担する方法

が良いとの弁護士との助言がありまして、それに基づきまして協議を行い、その負担割合を決定したところであります。

○2番議員（東勝義） 今の答弁にちょっとおかしいと思うんですが、弁護士が双方の話し合いによって案分なさいということであって、弁護士が幾ら幾らの割合で負担なさいという指示はなかったということによろしいですね。

○産業振興部長（川路潔） 弁護士からの助言として、もともとこの竣工図は市が保管すべきであるものであると。それを保管していないのは、市に責任があるんだと。それで、指定管理者がその改造の事情等があり、相手が負担に応じるのであれば双方が納得できる金額で協議をし、費用負担をする方法が良いのではないかとということでありました。

○2番議員（東勝義） 私もちょうと疑問に思っているんですが、配管図がないのに配管工事はよく行われたなど。当時、セイカが頼んだ工事者にその配管図を見ながら工事したのか、配管図がもともとなかったのか確かめたことがありますか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 平成29年に議員の方々から御指摘もいただきまして、その中において、ヘルシーランドの現場の方で探しております。その中であったのは、設計図にあった1枚の配管図だけであったということで、我々は聞いておるところでございます。

○2番議員（東勝義） 私が聞いたところによると、竣工図、第1工区、第2工区、第3工区とありますが、その改修された第2工区だけがないっていうことを聞いたんですが、それに間違いないでしょうか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 竣工図が一式ないということで、我々は気付いたところがございます。

○2番議員（東勝義） 分かりました。これは何度問うても一緒でしょうるので、次に行きます。これは、もし新工事に関して、工事の費用を全額乙が負担するとなっております。工事に関する費用で、配管図もそれに入っていると思うんですが、そういう認識ではおかしいんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 平成29年度の段階で、この竣工図というものがどこにも見当たらなかったということがございます。こちらにつきましては、今後の対応、平成29年の、すいません。

（発言する者あり）

○観光施設管理課長（園田猛志） 平成29年の補正予算におきまして、議員の皆様にご承知いただきまして、その費用をもって作成をしたところがございます。案分等につきまして、後ほどということでありましたので、私どもも法的部分ではどのような対応ができるのかということで、顧問弁護士の所を訪れたところがございます。顧問弁護士の判断といたしましては、あるべき竣工図がないのは、これは市の責任が重大であるということでありました。その中で、その指定管理者の方が、その配管を触っていて、それに道義的に負担を



するといふのであれば、お互い協議の末、そこで妥協する部分で応分の負担をいただければというようなことで助言をいただいたところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 22年度から25年度のこの指定管理料に対して、水道料は多分、多額の負担があつたらうと。3年間で、このセイカさんは2,000万程度の水道料が、予算よりも少ないということで恩恵を受けているわけです。この恩恵を受けているわけに対して、市は指定管理料は減らさなかつた。恩恵を受けたセイカさんは、一応儲かっているって言えば儲かつたわけですね。ということは、このそんだけ2,000万ぐらいの価値があると、水道配管工事をすれば価値があるということはセイカは分かっている、それを市にお願いしてしまつたと。全ての費用について、一応言っちゃなるけど、526万でしたか、セイカの償却が。プラス、この配管工事図が900万、1,000万です。2,000万の恩恵を受けて、1,000万ぐらいは出していいんじゃないかと思うんですが、そこでセイカさんに対して、指定管理料は3年間で少なくやつたわけじゃないから、全額みてほしいというお願いはできなかったんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 指定管理制度の指定管理料の考え方ですけれども、当初公募をするときに指定管理料ということで、今回は30年度から34年度まで5年間の公募をするときに、5年間で市としては基準価格を1億1,237万円と、1年当たり2,247万4千円が基準額ですよということでお示しをします。それに、公募をして来たところが、それ以上の公募で来たところはもう失格になるんですけれども、それ以下で、私どもは1年間に幾らでしますよというふうなことで指定管理料というふうなことで、応募をしてみります。このヘルシーランドにつきましては、指定管理制度の中では利用料金制度というのを取っております。この指定管理制度の中には、利用料金制度と使用料金制度という2種類があるんですが、使用料金制度においては、条例で定めた使用料を指定管理者が徴収をして、そのまま市に収入として出します。これが今の砂むし会館の方なんですけれども、砂楽の方はそのようなことでやっています。一方、利用料金制度については、条例の定める金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めます。全額、指定管理者の収入となるのがこのセイカ、ヘルシーランドの所でございます。利用料金制度と指定管理料等の収入が管理経費を下回った場合、指定管理者自らが自己資金等によって、もうそこは自分でみないといけないと。要するに、収入よりも歳出が多くても、もう一旦公募の段階で決まつた指定管理料という範囲内ですすよと言っているわけですので、その赤字と言いますか、歳出が上回った場合については、指定管理者がそのリスクを負うという仕組みになっているわけです。指定管理料の見直しにつきましては、各施設の協定書や仕様書の規定に基づき、市の責務の範囲、市がここを工事をしますから少し指定管理の期間ができませんので、そうするとプールが使用できない期間において、もともと歳入を見込んでいたけれども歳入がないというときには、市の方で補填をします。そういう市の債務の範囲で行う大規模修繕費用の支出、それから、市の責務の範囲で生じた損失補填、それと消費税、増税などの社会情勢の変化など、やむを得ない事情が生じ

た場合についてだけ見直しをするというふうなのが、この指定管理者制度になっております。指定管理の制度上、市の債務の範囲外で生じた指定管理者の、そういう黒字であったり赤字であったりというふうなものについては、市の方では関与をしないというふうなのが指定管理制度というふうに理解をしております。

○2番議員（東勝義） それはもう、観光課の方と面談で十分分かっているつもりで、今、質問しております。これについて、今、弁護士によって市の、配管図がなくなったという責任も大きいという話なんです、これは結局、私なんかには最初説明したときには弁護士で案分したと言いますが、結局は、市とセイカで協議をした上で決定したという額なんです、ということよろしいですね。

○産業振興部長（川路潔） 私どもとセイカスポーツセンターと協議してこの金額になったということであります。

○2番議員（東勝義） 当初、産建の委員会ですできるだけセイカに出してもらおうようにしますという答弁は、あれは何だったんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 6月議会で、議員御指摘のとおり、弁護士の相談した後に、より多くの指定管理者側の負担ということで交渉をしていくということでは説明をしたところでございます。私どもとしましては、弁護士相談を受けまして、セイカスポーツセンターと都合12回ほど交渉を行ったところでございますが、その中において、いろいろな方法が出てきましたけれども、結果といたしまして、お互いが歩み寄れたところがこの額だということでございます。

○2番議員（東勝義） 歩み寄ったってというのは、400万のうち200万ぐらいは歩み寄ったって言うんじゃないかなと、私は個人的に思うんですが、これでもう決定したということで、次に行きます。

3か年で1,406万の赤字、業績赤字、これは管理業務に関する赤字なんです、自主事業運営状況っていうのを報告するようになってはいますけれども、これに関して、毎年、自主事業に対して報告はなされているでしょうか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 指定管理の自主事業の部分につきましては、モニタリングの際にその資料としていただいております。

○2番議員（東勝義） その資料は観光課にいただくんでしょうか。それとも、監査の方にいただくんでしょうか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 年2回、モニタリングを実施しておりますが、その際に、年度ごとに観光施設管理課の方でいただいているところであります。

○2番議員（東勝義） 今、問題になっているっていうことは、23年から27年の間なんです、それに対して、自主事業運営状況、この資料は5年前っていうのがありますかね。以前の前じゃなくて、5年間の保存はあるんでしょうか。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** 私ども市の方が指定管理料を出しておる部分のモニタリングにつきましては、きちっとした部分で見ていくわけなんですけど、自主事業の部分につきましては、今、何名ほど利用しているというような状況等は分かりますが、歳入・歳出等につきましては、セイカの事業となりますのでこちらの方では把握していないところでございます。

○**2番議員（東勝義）** 結局、この管理報告の提出、毎年終了後30日以内という、自主事業運営状況っていうのは、これは何名使用してどういう状況かっていうだけで、内部の決算ではないということによろしいんですね。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** 議員の御指摘のとおりの認識で良いと思います。

○**2番議員（東勝義）** そうなると、ヘルシーランド業務について、ヘルシーランドが赤字か黒字かっていう数字的なものは全く市は把握していないということによろしいんですね。

○**産業振興部長（川路潔）** 指定管理についての部分については、こちらの方に決算書等が報告されますので、指定管理部分については、うちの方で把握しているということでもあります。

○**2番議員（東勝義）** ヘルシーランド全体的な売上並びに決算っていうのは、全く分からない状況っていうことによろしいですか。

○**産業振興部長（川路潔）** 自主事業等につきましては、こちらの方では把握しておりませんので、分かっているのは、うちが指定管理としてお願いをしている部分だけでございます。

○**2番議員（東勝義）** セイカさんはすごくいい実績のあると思うんですが、管理業務に関して、決算書では全く赤字だと。赤字でも、次の年度も指定管理をしたいということは、何か、私としてはすごくいい会社だなと思うんですが、慈善事業の、その自主事業で儲かってるのっていう、儲かってるのかな、それを聞いたことがありますかね、モニタリングで。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** 実績等の数字はいただいておりますが、幾ら利益があった、損失があったということまでは聞いておりません。

○**2番議員（東勝義）** 分かりました。

平成29年度から30年度に、行政負担として、補填、指定料が平成28年度分が116万1千円、行政補填として、29年度459万1,434円。29年度から30年度、28年度分がなぜ入っているのかという部分と、これは何に対しての補填か。もう一つ、行政補填、平成29年度分、459万1,434円、これは何に対する補填か、もう一度説明をしてくださいませんか。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** 25年からでよろしかったですかね。

（発言する者あり）

○**議長（福永徳郎）** 課長。反問権の行使請求をしてから聞いていただけませんか。反問権を許可いたします。どうぞ、お尋ねください。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** 再度、ただいまの御質問をお願いいたします。

○**2番議員（東勝義）** すいません、分かりにくくて。選定管理料に関する決算書、資料にあり

ます。平成29年度4月分から30年度3月31日までの分の、指定管理料2,056万、そっちじゃないですね。行政補填分が28年度分、116万1千円、行政補填されています。平成29年度分459万1,434円、補填されています。これに関して、指定管理料のことに関してですから、調べてくれてると思いますから、お願いします。

○議長（福永徳郎） 分かったですか。よろしいですか。答弁をお願いいたします。

○観光施設管理課長（園田猛志） 28年度分につきましては、プールの塗装工事、こちらにつきましては、平成28年12月1日から平成29年の2月21日までかかっておりますが、ここで休業した部分の補填ということで、111万6千円を補填をいたしております。また、平成29年度分につきましては、温泉保養館の配管装置及びプールの天窓改修工事ということでありまして、平成29年9月17日から平成29年11月30日まで実施しました同工事における休業補償ということで補填をしているところであります。

○2番議員（東勝義） 平成29年のこの補填分、459万1,434円、この11月30日まででしたが、この後、レジオネラ菌がきて休業しましたが、その休業補填はしていないということでよろしいですね。

○産業振興部長（川路潔） レジオネラ菌の補填はやっておりません。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

次、行きます。先ほど言いましたように、NHKで放送されました、23年度から27年度の決算書、それに二重帳簿があったという案件で同僚議員が質問したわけですが、これは、資料を6月3日までに出示なさいと。資料を調べるのが7月3日、なぜ1か月かかっているのか、1か月かけてから資料を調べるのか、ちょっとそこに疑問を持っていますが、お答えできますかね。

○産業振興部長（川路潔） 6月3日は資料の提出期限でありまして、それをいただいてからその中身を調査して、7月3日に来ていただいて、いろいろ説明をしていただくという形になります。そこは監査事務局の方で監査をするという形になっているところです。6月3日からは、その資料に基づいて、今現在、監査をやっている状況であります。

○2番議員（東勝義） 6月3日に資料請求が終わったと。7月3日から監査を始めるんじゃないかと、今、監査をやっているということでよろしいですか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 監査委員事務局から私どもの方へ指定管理者に対して6月3日までに平成27年度分、また、平成30年度分の監査に対する資料等を提出するようということでもございましたので、指定管理者にその旨を伝え、6月3日までに関係書類一式を提出をさせていただきます。なお、監査委員事務局で調査の結果、ヒアリング調査等も含めて、7月3日の日に監査を実施するとのことでございます。

○2番議員（東勝義） 7月っていうことは、7月3日まで何も書類は調べないってことでいいんですね。7月3日から始めるんですか、監査を。

○産業振興部長（川路潔） 6月3日から監査をやっているという、書類の監査をやっております。そして、7月3日に関係者等来ていただいて、どういうことかということいろいろと質問をしたり、監査を行うということになります。

○2番議員（東勝義） その関係者には、今度、情報提供された方も呼ばれるということでしょうですね。

○産業振興部長（川路潔） そちらの方は監査事務局の方でないと、こちらの方では分かりません。

○2番議員（東勝義） 監査事務局に答弁を求めることはできますか。議長、できませんか。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時42分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの東議員の監査を呼んでいただきたいという件に関しましては、執行部の方から、今、事務局に確認をして、総務部長の方ですか、部長から答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○総務部長（有留茂人） 法律によりまして、監査委員は監査のため必要があると認めるときは関係人の出頭を求めることがあると、その者から意見を聞くことができるというふうになっておりますが、今、監査資料として決算書、事業報告書、それから領収書等、また、その従業員のタイムカード等、給与表等を取り寄せて、今回、問題視されている内容についての資料を全て取り揃えて、今、監査中であると。内容を確認中であるということでございます。今のところ、関係人の意見を聞くというふうなことは、今のところは考えていませんけれども、その状況が出てきた場合については、関係人の出頭を求めて意見を聞くこともある可能性はあるということで、今のところは考えていないというところでございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。しっかりとした監査をお願いしたいと思えます。これに関して、ヘルシーランドの二重帳簿に関しては、やはり、今までどおり監査委員でやる、第三者委員会、外部には頼まないということよろしいでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 今、監査委員2名いらっしゃいます。議会の同意を得て選任された、識見を有する者、それから、議員のうちから1名、監査委員が専任をされております。この監査委員につきましては、常に公正不変の態度を持って各種の監査を行うということになっておりますので、提出された関係書類等を十分に内容を確認して監査が実施されるものと考えておりますので、市のその監査委員の状況を待ちたいと思えます。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。

昨年3月から、市長、副市長並びに市役所職員の方々と知り合い、話を聞かせていただきましたし、様々なお願いもしてきました。ありがたいことだと思っております。市長が一生

懸命進めてきた、取り組んできています地熱発電もJOGMECさんの不採択により進まず、さらに、4月12日には、3者協定から文書一つでセイカさんが抜ける、急遽再募集をかけることになりました。また、県所有のなのはな館に隣接し、建設予定の市民会館も、今回の県との協議内容によって進まない可能性が出てきました。さらに、令和3年に山川地区4小学校の統合が予定されていますが、先日開催された指宿の教育を考える会で保護者及び各小学校の先生方の話を聞く機会がありました。様々な課題が山積している状況を、問題点などを聞くことができました。驚いたのは、子供たちのことを考えてくれませんかという徳光小学校の保護者に対し、教育委員会の職員が子供たちの気持ちは関係ありませんと答弁したようです。教育長、教育部長、そこのところを対応してください。よろしくお願いします。山川小学校の統廃合もこのままではなかなか難しいのではないかと思います。また、サッカー場建設も造成段階で既に2億近い金額が増益されることが事実であります。この案件もスムーズに進むということではできませんと考えております。私が一番伝えたいことは、6月21日、私の情報に入ってきました、山川菜の花商工会事務所に、会長、副会長と相談があると、九州電力の所長であります山下さん、副所長であります新留さんが来られたそうです。ここに資料があります。それによると、今回の地熱発電をすることになるため、地元商工会の賛成同意をお願いにあがりましたとのことだったそうです。市長、公募の締切は締め切ったものの、指名業者は決まってませんよね。官製談合の恐れがありませんか。100条委員会設置が議論されたあのときの教訓は生かされていないのですか。ただでさえ大きな事業にも関わらず、公募期間は短いと噂されています。同僚議員の質問で、市長は公職選挙法を認められました。その後、議員控室において、私も選挙カー以外の拡声器で演説したから公職選挙法違反だねと自ら名乗る議員もいました。呆れてものが言えません。いずれにしても、市長、あなたを取り巻く、応援して下さった方々も巻き込んでおります。このような市政ではなかなか混乱し、市も二分され、山積している事業は進まず、人口減少、住みにくい指宿になっていくようで非常に不安でなりません。最後に市長、議会と一緒に、もう1回頑張っていこうという気持ちで頑張っていきましょうよ。よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時01分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、山本です。よろしくお願いいたします。

はじめに、4月の定期異動で新しい部署に付かれた職員の皆さん、これからも我々議員と

一緒に指宿のために頑張っていきましょう。

さて、昨日は指宿市PTA連絡協議会主催の親睦バレーボール大会が、開聞総合体育館と開聞中学校で開催されました。保護者、教師が一つのチームを形成し、ボールを追う状況はとても楽しく見させていただきました。私も2年ぶりに参加しましたが、とても楽しかったです。若いお父さん、お母さんたちを見ていると、今後、指宿は安泰だなと思うところでした。しかし、全国へ目を向けると新聞やニュースなどで子供たちが巻き込まれる事件や事故が多く報道されています。見たり聞いたりするたびに、胸が締め付けられる思いや、やり場のない怒りが込み上げてきます。少子高齢化の進む中、子供は国の宝であり、本市においてもしっかりと見守りながら育てることが大事ではと考えます。今回の私の質問でも、少しだけ安心・安全について質問させていただきますが、本市の将来を考えると、ここで暮らす若い世代や育ちゆく子供たちのことをしっかりと取り組んで行くことが大事ではないでしょうか。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず、1番目にサッカー場についてであります。工事の進捗状況は、そして、今までの説明をしていただいたスケジュールどおりに進んでいるか、伺います。

次に、子供たちの安心についてです。千葉県父親が自分の娘に対して虐待を繰り返し行い、死に至らしめた事件。北海道の2歳児に対し、虐待して死に至らしめた事件など、日本のあちらこちらで腹の立つ、そして、胸が苦しくなるような事案が発生していますが、本市において子供に対する虐待の報告はないか、伺います。

3番目に、教職員住宅についてです。本市に赴任された校長、教頭、教職員の住宅は何棟あり、現在、使われている住宅とそうでない住宅はどのぐらいあるのか、伺います。

4番目に、学校再編についてです。それぞれの地域の再編計画はどのように考えているか、伺います。山川地区は4校を1校に統合することで地区民も理解していると聞いていますが、まだ議会に上程されていないため、予定として進んでいるのはなぜなのか。また、開聞地域は議会と語ろう会でも川尻地区の方々だけが参加して、開聞地区の皆さんの意見が聞けていないが、どのように理解されているか、分かっていたら聞かせていただきたいと思えます。

5番目に、指宿商業高校の学校施設についてです。現在、本市内の小中学校の熱中症対策で空調設備工事が進んでいますが、高校生も熱中症には気を付けなくてはいけないのは同じことだと思います。指宿商業は、現在、PTAが空調委員会を立ち上げ、各教室にクーラーを完備しています。電気代は生徒と教職員から徴収し、いざという時のためにメンテ費も積み立てています。10年間のリースという計画で、来年リース契約も終わりと聞きます。そこで、指宿市立の高校ですが、今後、何らかの対応は考えていないのか、空調設備に関して伺います。

6番目です。県下一周駅伝の応援について。昨年6月議会において質問をさせていただきました。郷土入りする選手への応援が少なく感じたので、応援体制を何か考えることはできないか伺いましたが、今年は何か策を講じたのか、昨年の追跡質問として伺います。

7番目、なのはな館についてです。県所有になっている部分は、今後、どのように活用されるのかを聞きまして、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** サッカー場についてでございます。現在、今年7月31日までの工期で、メイングラウンド、サブグラウンド予定地の1次造成工事を行っており、順調に進んでいるところでございます。また、本年11月29日までの工期で、多目的グラウンド側の造成工事に着手し、メイングラウンド、サブグラウンド予定地の1次造成工事が終わり次第、来年1月31日までの工期で、メイングラウンド、サブグラウンド、駐車場予定地の2次造成工事に入る予定でございます。契約議案として上程させていただきました、メイングラウンドと人工芝のサブグラウンド工事、スタンド、クラブハウスの建築工事につきましては、6月5日の本会議において御承認を賜りましたので、現在、工事の着手に向けた準備をしているところでございます。なお、サッカー・多目的グラウンドに係る工事本数は19本で、分割発注をしており、契約したものを含め、お認めいただいた工事予算内で順調に進めているところでございます。

次に、県下一周駅伝でございます。この県下一周駅伝にかける各地域の思いは大変熱いものがあります。やはり駅伝の魅力というものは、1本のたすきを仲間とともに精一杯の力で繋いでいく絆が地域の方々の心を惹きつけていくのだと思います。こういう貴重な機会を利用して、小学生、中学生、高校生がふるさとのために頑張る選手を応援したいという気持ちは大変よく分かります。前回いただいた質問のあと、関係者にそういう質問があったこと等もお伝えいたしました。まず、第一義的には、主催者である新聞社に相談してみたらどうか。その次が、この県下一周駅伝を管理する陸協等に相談したらどうかということで、私もその責任者と会って話をいたしました。この県下一周駅伝というのは、土曜日から始まっております。土・日・月という形で始まっておりますけれども、土曜日から始まるとなると、1日目、2日目、必ず休みになるわけでございます。月曜から始めたらどうなるだろうかという、私の私見も述べたところでございます。一義的には、警察の管理で、いわゆる交通の大変多いところを通る、そこを中心にして考えているというような話もございました。つまり、3号線、10号線、そこの交通の管理、いわゆる警察の方々の協力というのは非常に大切であるので、非常にいい案をいただいたけれども、今後、それらについては話し合っていかなければならないものだと思っているというようなことでございましたので、今はどうするということとはできないだろうと思います。そういう意見があったこと等は駅伝の運営委員会等がありますので、その中にも出して、善処してくれたらありがたいなという私の個人的な見解でもございます。



次に、なのはな館でございます。平成29年の10月に、県から、県有建物につきましては、現状では解体が難しいという判断から、市に対して、利活用計画を検討し、提示してほしいと依頼があったところであります。これを受けて、市では、利活用構想案を策定し、財政支援の考え方、財政支援の額も含め、延べ9回の協議を重ねて交渉してまいりました。市としましては、補修・改修に係る費用と将来の大規模修繕等に備えた市の負担を軽減する支援金として、約10億2,000万円から約13億円程度の範囲で、財政支援を要望しておりましたが、県の担当課から提示のあった金額は、約5億2,000万円でございます。財政支援の考え方、並びに財政支援額につきましても、私ども市の要望とは大きな開きがあったことから、将来的な市の財政負担を考慮した結果、県有建物の譲与は現時点では受け入れられないのではないかと結論に至りました。本年5月13日に、その旨を文書で県には回答いたしました。県の対応策を示してくださるよう、併せて、申し入れたところでございます。しかしながら、県からは、協議を継続する必要があるとの回答はありましたが、県の所有する県有建物を、今後、どうしていくのか、具体的な対応策についての言及はなかったところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校再編の協議状況でございますが、昨年度設置しました市望ましい学校づくり調整会議からの御意見を伺いながら、各中学校区ごとに協議を進めているところでございます。御質問のありました山川中学校校区においては、現在の大成小学校の校舎などを活用した新設校に集約する方向で協議を進めており、スクールバスの運行に関することや、新しい学校の名称に関するることなど、具体的な検討を行っているところでございます。また、開聞中校区では、PTAからの要望に基づいて、保護者との意見交換会を開催するなどして、市望ましい学校づくり基本方針の御理解をいただきますよう努力を続けている状況でございます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子供に対する虐待の御質問でございます。本市におきましては、家庭児童相談室を設置しており、2名の家庭相談員を委嘱し、様々な子供に関する相談・通告等に対応しております。平成30年度の相談状況につきましては、延べ284件の相談が寄せられております。この中で、児童虐待に係る相談・通告件数は、延べ82件、実人数が16名となっている状況でございます。なお、平成30年度において、児童相談所を通じ、一時保護等の対応を行ったケース案件はなかったところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 教職員住宅についての現状についての御質問でございます。現在、教職員住宅は36棟、37戸でございます。使われている住宅数は28棟、28戸でございます。使用されていないものにつきましては、8棟、9戸になっているところでございます。

続きまして、指商の空調設備について、今後の対応はどうするのかという御質問でございます。指宿商業高等学校の空調設備につきましては、平成22年6月に10年間のリースでPTAが55台を設置し、市設置分の33台と合わせて計88台が整備をされているところでござい

ます。空調設備のリース期間は、令和2年5月までで、リース期間が終了後はPTAへ無償譲渡されることになっております。リース期間終了後の運用につきましては、今年度中に空調設備管理委員会によって協議がなされるとお聞きしておりますので、学校側の方向性が決まりましたならば、教育委員会としては検討をしてみたいと考えております。

続きまして、県下一周駅伝の昨年の6月以降の応援体制は何か対策を取ったのかという御質問がございました。県下一周駅伝の応援体制及び周知につきましては、これまでも広報紙や防災行政無線において周知を図ってきたところでございます。また、大会開催直前の校長研修会、教頭研修会においても応援についてのお願いをしてみたいと思っております。その結果、このコースの沿道にある二つの小学校が横断幕を作成し、応援の取組をしていただきました。そのほか、家庭やスポーツ少年団等での応援も呼び掛けたところでございまして、結果として、学校3校においてもそういった呼び掛けをしていただいたところでございます。今後もしろいろな形で応援の取組についてはお願いをしてみたいと思っております。なお、今年の3月と5月に市子ども会に関する会合等において、県下一周駅伝の応援について、その応援を行事として位置付けてもらえないかというお願いもいたしましたが、四つの子ども会が、来年度の県下一周駅伝においては、応援をするという計画も立てていただいたところでございます。

**○6 番議員（山本敏勝）** 県下一周駅伝に関しましてはですね、いろいろ策を講じていただいて、いろんなところに声を掛けていただいたということで、ありがたく思います。一生懸命ですね、郷土のために、また、選手となって、それぞれの郷土の代表として走っている人たちを応援するっていう体制は大事なのかな。これも子供たちへの教育という形で考えればいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、サッカー場についてですが、今、市長の答弁では順調に進んでいるというようなことだったんですけども、既に全ての施設においての発注はもう終わったんでしょうか、お尋ねします。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場の工事発注でございましてけれども、先ほど市長の方から答弁がありましたけれども、工事本数で19本ということで分割発注を行っているところでございます。今現在、スタンド棟とクラブハウスの建築、電気機械等については発注が済んでおりますけれども、今後、屋外トイレの部分でありますとか、グラウンドの防球ネット、フェンス、それとあと植栽と舗装工事という工事がまだ残っておりますので、それについても順次発注をしていく予定としているところでございます。

**○6 番議員（山本敏勝）** 最終的に、全部の工事が終わるのはいつの予定でしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場・多目的グラウンドの施設完成につきましては、令和3年1月を施設オープンとしておりますので、それまでに工事を完成する予定でございまして。

**○6 番議員（山本敏勝）** 最終的に、令和3年の1月が完成予定ということですが、随時完成をし

ていくと思いますが、それに対して落成したときのイベントとか、そういうことに関しては  
どういふふうを考えていらっしゃいますか。

**○総務部参与（中村孝）** 完成時のイベント等の考え方でございますけれども、先ほど言いまし  
たけれども、サッカー・多目的グラウンドにつきましては、令和3年の1月の施設オープン  
を検討しているところでございます。市民の皆様にも最初に利用していただく意味で、市サッカ  
ー協会が主催し、毎年1月2日・3日に開催をされております、指宿市新春サッカー大会を開  
催していただければと考えているところでございます。それに続くイベントといたしまし  
て、日本サッカー協会、JFAこころのプロジェクト夢の教室に本市は参画をしていること  
から、その先生方と指宿の子供たちとのエキシビジョンマッチやサッカー教室などをオーブ  
ンイベントとして開催できないか、検討をしているところでございます。夢の教室の先生方  
の中には、プロサッカー選手のOBやOGが大勢いらっしゃいますことから、交流を通じ  
て、夢を持つことの大切さや素晴らしさを感じてもらいたいと考えているところでございま  
す。この案につきましては、5月22日に日本サッカー協会の担当部署の方にも説明をさせて  
いただいているところでございます。このほか、現在、複数のJリーグチームに対し、指宿  
でのキャンプ誘致も行っており、キャンプ誘致が実現すれば、トレーニングマッチの開催も  
可能になるのではないかと考えているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** サッカー場が完成した後ですね、管理、また運営、それと、結構今ま  
での説明だと管理費が多額に及ぶということですが、再度改めて管理費が幾らぐらい掛か  
る、また、運営はどのようにするかということをお答えいただきたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** まず、完成後の管理運営はどのように考えているかという部分でござ  
いますけれども、施設の完成後は、現在のところ、直営で管理運営を行っていく予定でござ  
います。なお、本年4月1日から来年3月31日まで、グラウンドキーパーの養成のために、熊  
本県大津町の方に職員1名を研修生として派遣をしているところでございます。グラウンド  
の芝管理につきましては、グラウンドキーパーが中心になって行う予定でございまして  
も、それ以外の植栽管理であるとか施設の清掃、設備等の保守点検など、一般的な施設管理  
につきましては、部分的に業務委託をすることも検討しているところでございます。

それとあと、年間の維持管理費ということで、これまで1,850万円という形で説明をさせ  
ていただいているところでございます。この1,850万円の内訳についてでございますけれど  
も、メイングラウンドと多目的グラウンドの天然芝の管理で約700万円。人工芝のサブグラ  
ウンドの管理で、ゴムチップ等の消耗品費等で約50万円。クラブハウスや屋外トイレ、駐車  
場等の施設管理で、消耗品であるとかナイターの光熱水費等で約400万円。それとあと芝管  
理に係る人件費としまして約700万円を、現段階では想定をしているところでございま  
す。

**○6番議員（山本敏勝）** サッカー場に関しては既に工事が進められて、完成に向けて動いては  
いるんですけれども、やはり市民の中には、まだ根強くですね、サッカー場に反対をする声

が、最近になってまた多く私の耳にも入ってくるんですけれども、この1,850万円という維持管理費が毎年掛かるわけですが、先ほど、管理は直営で行うということだったんですけれども、この1,850万円を何らかのイベント事業を行って、捻出をする考えでいるのか。それとも、またここに税金をつぎ込む考えなのか、その辺りはどうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 年間の維持管理費の部分でございますけれども、まず、公共のスポーツ施設につきましては、市民をはじめ利用者の心身の健康増進に寄与するため、できるだけ利用しやすい使用料が設定をされているところでございます。サッカー・多目的グラウンドにつきましては、県内外の類似施設の使用料を参考に、一定の試算を行っておりますけれども、仮に、使用料で維持管理費を賄うとなると、一般的な料金の6倍から8倍程度の料金設定が必要になるところでございます。利用しやすい使用料の設定を念頭に置き、今年度、設立予定のスポーツコミッションとも連携をしながら、数多くの大会、練習など、多くの方々に利用していただき、施設の稼働率を上げるよう取り組んでまいりたいと思っております。また、有料広告の検討など、少しでも収益を上げる取組も重要だと考えているところでございます。サッカーだけでなく、グラウンドゴルフなど、多くの参加者が見込める大会や様々なイベントの誘致を通じて、交流人口を拡大させ、観光・経済の活性化と地域振興に繋げていく手立てを検討しているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、スポーツコミッションなどとも設立する部分の中で考えていきたいということでしたけれども、それは民間の企業の意見を取り入れたりとか、また、民間の企業と一緒にイベントをして、自主事業という形で考えていらっしゃるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 今現在、指宿市の方にJリーグのチームであるとか、そういう方々にも誘致を行っているところでございます。誘致も進めながら、民間の方々のアイデアとか、そういうものについてもですね、スポーツコミッションであるとか、今現在、市長公室の方でもJリーグであるとか、そういう所と施設の概要とかを紹介をさせていただいているところでございますので、そういうものについても一緒に検討していければと思っております。

**○6番議員（山本敏勝）** 立派なサッカー場を造る限りは、将来我々の跡を継ぐ人たちへですね、負担にならないようにしていかないといけないと思うんですが、これから人口減が考えられることを思えばですね、しっかりと先を見据えた施設づくり、また、運営が求められると思いますが、7番のなのはな館についてという県の所有の部分で、ちょっとここですね、関連がありますので、併せて質問させていただきますが、昨年、私たちが初めて議員となったときに、新人議員の研修の中でですね、なのはな館の県有施設の部分を改修して、合宿場などに使いたいというようなお考えがあるということで説明を受けたんですが、今回の県との話が一旦中断してしまうと、県が10億、13億という金額に対して対応できないので中断してしまうというようなことなんですけれども、今後、そういった、一番最初にあの辺り

一帯をスポーツの総合的な戦略として考えていらっしゃったと思うんですけども、そういう点に関してはどうお考えなっていますか。

**○総務部参与（中村孝）** なのはな館の県有施設の利活用という中で、県としてもあそこに施設が残ることについて、我々もですけども、何とか利用できる形で、合宿の宿泊とか、そういう合宿等に利用できないかということを検討してきたわけでございます。ちょうどサッカー場の完成が令和3年の1月ということでございますので、それに合わせて、なのはな館の有効利用でですね、合宿施設として利用できればいいのではないかという形で、我々の方としては、県ともそういう交渉を続けてきたわけでございます。なのはな館の部分につきましては、県との財政支援の関係で、使うのであれば、我々としては、市にリスクのない補修、改修をしてもらってというような前提条件というのがございましたので、そこがなかなか財政支援の部分で大きな開きがあるという形で難しくなっておりますけれども、我々としては、現時点では、サッカー場を完成させて、交流人口を増やすという形で、周辺整備を整えていきたいと思っておりますのでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** なのはな館については、なかなか現段階では厳しいというような形で、執行部側もですね、苦渋の選択でそういう結論に至ったということは分かるんですけども、今、中央ホールのあの螺旋になっている所に関しては、もし、誰かあそこに入って落ちたと、そういった事案が発生した場合はどのように考えていますか。県が責任を取るんですか、それとも、市が責任を取るんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 螺旋スロープの所でございますけれども、県からは解体が難しい状況ということで、このような状況が続くと施設の老朽化が進行し、事故等の恐れも懸念されるために、市に対して、利活用の計画の検討、提示をしてほしいという依頼を受けておりました。平成30年5月10日には、県の担当課がなのはな館を訪れて、私どもと一緒に県有建物の状況を確認して回っております。その際にも、螺旋スロープの部分の傷み具合も含め、安全対策の必要性については、十分認識していただき、もし、事故等が起こった場合には、県の責任であることは理解をされているところでございます。螺旋スロープの手すりの部分の応急措置的な補修は市が行った経緯もあることから、これまでも、県には補修工事等ができないのか尋ねておりますが、県としては、普通財産であるため補修工事というのは難しく、立入禁止のバリケードと注意喚起の表示で対応するとのことで、現在、そうした措置がなされております。また、県有建物の管理につきましては、県が指宿市シルバー人材センターに毎日の巡回点検と簡易な清掃を委託されているようでございます。市としましては、事故等が起こってからでは遅いので、県有建物の状況についても、危険箇所等がないか確認をし、台風の際には、その都度、県にも状況報告をしておりますが、やはり、県が所有者でありますので、利用者の安全をしっかりと確保していただく対応を取ってくださるよう、改めて県の方には求めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、サッカー場と併せ、また、あの地域一帯の大きなビジョンで考えるとですね、どうしても、なのはな館の利活用というのは欠かせないのではないかと。今現在、指宿市に結構いろんな種目の方々が合宿に来られています。その中で、やっぱり宿泊の費用というものが掛かるというふうに聞いていますので、そういったときのことを考えると、なのはな館の利活用というのは大事なのかなと。県の方もですね、まだ協議したいという考えがある以上はですね、市の方も100%譲歩してほしいとは言いませんけれども、どっか何か打開策を見つけて、あの辺り一帯が負の遺産のような形にならないように進めていただきたいと思います。

サッカー場について、もう1点だけお尋ねします。多目的グラウンドはですね、サッカー場としての試合があったりとかする場合、メインとサブはフェンスで囲われていますけれども、多目的グラウンドに関してはそういう柵がないんですが、そういう試合があるとき、どうしても民間と隣接してボールなんか蹴ったら飛んでいくというような場合がありますし、また、周りが公園みたいになっていますので、小さい子どもたちもいます。そういう中で、安全柵というのは大事かと思うんですけども、そういう場合の手立てってというのはどうなっていますでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 施設が完成をしたときに、占有して使用する場合の使用料等についても、現在、検討中でありましてけれども、多目的グラウンドについては、どなたでも自由に入りが可能な状態であります。市民の健康づくりやスポーツに大いに利用していただきたいと考えておりますけれども、サッカーの大会であるとか、練習、グラウンドゴルフなどでグラウンドを占有する場合等もございますので、その利用方法であるとか、使用料の料金体制についてもですね、そういう安全対策も含めて、今現在、検討をしているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** サッカー場に関しては終わりますが、是非ですね、あの一帯がせつかくいいものを造りますので、うまい活用、うまい運営という形でですね、市民に負担にならないような施設に心掛けていただければと思います。

次に、子供たちの安心についてですが、先ほど部長の方から家庭相談所、家庭児童相談所ですかね、が設けてあって、そこで対応しているということでしたが、もし、重大な事案が発生したときはどのような対処をするのか。そしてまた、本市にはですね、家庭相談所はありますけれども、いわゆる児相、児童相談所的な部署はあるのかですね。そこが、家庭相談所がもうそこまで賄っているのか、その辺りはどうなんでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子供からのSOSを把握したり、近隣住民等からの通告を受けた場合におきましては、教育委員会や学校・保育所、児童相談所などの関係機関と連携を図るとともに、家族構成や職業、現在までの対応履歴といった様々な情報を収集することになります。また、緊急時には、早急に児童相談所や警察と連携しながら、家庭訪問等を実施して、

子供の安否確認を行っております。併せて、子供から詳細を聞き取る一方、保護者と面談を行い、緊急性があると判断した場合は一時保護を行うこととなります。また、本市におきまして児童相談所的な部署と申しますのは、健康福祉部地域福祉課内に担当職員を置いてございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 地域福祉課の中に部署があるということですが、もし、事案が発生したときにですね、児童相談所の持っている権限、警察が持っている権限、それぞれあると思います。今回、その北海道で虐待で亡くなった幼児の件もですね、児相の怠慢さが出てきたところなんですけれども、どうしても警察は入り口までは行けるけれども、中には入れないとか。児相の方は中には入るけれども、逮捕するとか、そういうような強制的なものがないとかいうような縛りがあるみたいなんですけれども、指宿の場合は、今、言われたその部署では、そういうところまでの権限っていうのは持っているんですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 市におきましては、そういう強制的なものは、権限は与えられてございませんで、SOS、例えば、通報があった場合は、子供の安否確認を、目視による安否確認を行うというところでございます。緊急性がある場合は、市から児童相談所等へ連絡を差し上げるということになります。

**○6番議員（山本敏勝）** 児童相談所に連絡をするということですが、南薩の場合は、児童相談所っていうのはどこにあるんですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 鹿児島市でございます。

**○6番議員（山本敏勝）** もし、そういった事案が起きてからですね、児童相談所、鹿児島市にあるということで、報告をすると。それでまた、改めてそこから来ていただくとかいう場合ですね、これは緊急性を要すると、そういう待っている状況じゃないんだという場合が起きた場合は、指宿市としてのネットワークなどの発生時に速やかに動けるような体制というのは、前もってつくっていらっしゃいますか。それともまだ、そういうのはできていないですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 地域福祉課内に担当職員を配置しておりまして、緊急時の場合には、係長及びその担当職員が対応するということになっています。

**○6番議員（山本敏勝）** その職員が対応するっていうのは、今、分かりましたけれども、そのときにどのような動きをするという部分ですね。もうちょっと具体的に、ただその職員が対応するっていうだけではなくて、もうちょっとしっかりした体制をつくるというお考えはないですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 本市におきましては、家庭相談員とスクールソーシャルワーカーが日頃から綿密に連携をしており、合同で家庭や学校・保育所等への訪問を実施する等、対象となる子供の現状把握に努めているところでございます。また、緊急的な事案において、速やかな対応が求められる場合は、通告、あるいは情報提供がなされた時点で、児童相談所と

連携するとともに、一時保護が必要と思われる家庭への訪問については、警察官の同行を依頼するなどの対応を行っております。なお、緊急性がなくても支援が必要である子供に関しましては、関係機関との情報共有を行うとともに、状況に応じまして個別ケース検討会議を随時開催し、関係機関の役割や連携についての確認、今後の支援の方針等についての協議を行っております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、先ほども言いましたけれども、子供は国の宝であるということで、我々が、今、頑張るのが、継ぎ得る人がいる。だから、今を頑張るのではないかと思いますので、今後ですね、子供たちがそういう事案に巻き込まれないように、市の方もしっかりとしたものをつくり上げて、いざというときの対応ができるようお願いしたいと思います。

次に、3番目の教職員住宅についてですが、今、住んでいる、使用している所以外の教職員住宅、ここに関しては、今後、どのように考えていらっしゃいますか。

**○教育部長（下吉一宏）** 教職員住宅の処分の関係を申し上げますけれども、これまでも売却処分を行っており、平成25年度以降、計8棟、10戸を売却をしてきております。教職員住宅は、老朽化による改修が多く発生して、維持経費がかさんでいることから、今後は随時、教職員には、校区内の民間の借家を斡旋することとし、空いたこの教職員住宅は、広報紙やホームページによる周知を行い、売却をしていく方針といたしております。ただ、学校敷地内等にあつて、売却が困難な住宅につきましては、随時、計画的に解体を行っていく方針を立てております。

**○6番議員（山本敏勝）** 今、随時ですね、売却できない部分は解体することなので、危険家屋になる前にそういうのは壊していただいて、学校内にある分であつたら、子供たちの遊び場になるようにですね、早めに対応していただきたいと思います。

現在、教職員住宅を売却するという場所に対して、そこを求めたいという人はいらっしゃいますか。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいま、売却を求められている物件は1件ほどございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 1件あるということですが、そこはスムーズに売却できる予定ですか。

**○教育部長（下吉一宏）** この物件につきましては、現在、隣接地の所有者との関係で調整すべき事項がございまして、まだ売却できる状況には至っていないんですけれども、今後、調整を図りながら、売却できるように手続きを進めてまいりたいと、このように考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 1件でも、そういう方がいらっしゃつたら、市の財政の方に入れられるお金としてですね、速やかに売却できるように努力していただきたいと思いますが、それ以外の分に関してもですね、先ほど部長がおっしゃつたように、どんどん公募して、市から



手を放して、市の財政の方に少しでも入るようにしていただきたいと思いますが、先ほど部長から説明した広報紙とかいろいろな部分、それ以外にも何か方法っていうのは、まだ考えていらっしゃいますか。それとも、それで、広報紙とかそれだけでやっている対応ですか。

**○教育部長（下吉一宏）** 先ほど広報紙、ホームページということでございましたが、その他の手段につきましても、どういった方法が有効的なのか、そこは検討して広報に努めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非、そういう形で、無駄な建物にならないようにですね、人が住まなくなると家はどんどん朽ち果てていきますので、早めの対応ができるようお願いしたいと思います。

次に、学校再編についてですね、先ほど山川地域の件と開聞地域の件をお伺いしましたが、開聞地域の方は説明会を行って、やっていくということなんですが、我々がいつも聞くのは、川尻地区の方々の意見ばかりが入ってきてですね、開聞地域の方々の意見が聞こえないんですけれども、その辺りは何か分かっているらっしゃったらですね、お尋ねしたいと思いますけれども。

**○教育長（西森廣幸）** 学校再編の協議につきましては、中学校区で調整会議を組織しております、その中に小学校部会等があるわけでございます。そういうことで、川尻小学校区、開聞小学校区合同の話し合いをしたり、それぞれ小学校区ごとに話し合いをして、課題解決に向けた協議をお願いしているところでございますけれども、それぞれ学校の課題が異なりますことから、個々に説明をさせていただいて、なぜ再編が必要かということをお理解いただく。そのためには、今後も会を重ねて、私どもが策定した基本方針をお理解いただくように努めていかなければいけない、そういう状況でございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 学校再編ということに関しては、大変難しい部分もあるかと思いますが、私の場合はですね、地域の再編ということでお尋ねしましたので、指宿地区の方の再編に関してはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 指宿地域の西指宿中学校区でも、小学校の学校規模の適正化についての協議を行っているところでございますが、その調整会議の中では、中学校の集約も必要ではないかというような御意見も出ているところでございます。小学校と併せて中学校の方をどうするかということ、今後、事務局案を示しながら検討をしていただく予定に考えているところでございます。また、北指宿中学校区と南指宿中学校につきましては、御案内のとおり、柳田小学校児童が卒業した後、二つの中学校に分かれて進学するというに伴う課題について、これまで保護者説明会で御意見を伺ってまいりましたし、近日中に柳田校区の自治公民館長会議が行われると聞いておりますので、そこに出向いて、また、御意見等も賜りたい、そういうような計画をしているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非、その意見があったらですね、我々議員にも、また、教えていた

できればなと思います。

先ほど、山川地域でもスクールバスなんかも考えているということでしたが、各地域で説明するにあたって、スクールバスっていうのは、親御さんは通学を気にすると思いますけれども、各地域、そうなった場合は、スクールバスというのは全て配備する考えはありますか。

**○教育長（西森廣幸）** 小学校、中学校に通学する場合、その通学距離に応じて徒歩か、またはスクールバス等を活用するかっていうのを一つの目途がございます。今回、集約する学校については、スクールバスを運行する4km以上というような通学路になるところでございますので、スクールバスを活用する方向で、今、検討を進めているところでございます。

**○6番議員（山本敏勝）** 是非ですね、学校再編は、指宿市にとっては急がないといけない事案だろうと思います。ですから、一生懸命頑張ってくださいたいと同時に、保護者の考えもできるだけですね、地域の考えも併せて慎重に、速やかに、スピーディーな形で再編、お願いしたいと思います。

続きまして、5番目の指宿商業高校に関してなんですけど、先ほど、空調に関しては御答弁いただきました。次、学校内のトイレの件なんですけど、トイレの洋式化への改修ということは、現段階では考えていらっしゃらないのか、お伺いします。

**○教育部長（下吉一宏）** トイレの洋式化の関係でございますけれども、トイレの改修につきましては、配水等も含めた全面改修には多額の費用が必要であろうとされております。改修については、国の補助金が見込める小・中学校に対して、高等学校は対象外のために、100%の単独の市費となるところでございます。一方、便器の洋式化のみを行う場合、費用は全面改修と比較して安価に済みますが、洋便器1ブースに対して和便器2ブースが潰れると、そういったことで、トイレが半減することになりまして、課題も多いところでございます。それらも含めて、教育委員会では、学校施設の現状を踏まえて、中・長期的な維持管理等に係る具体的な基本方針を検討し、将来の校舎等の更新費用の平準化等を図る長寿命化計画を来年度に策定する予定といたしております。今後はこの計画に基づき、トイレの改修も含めた必要な学校施設整備を、年次的に進めてまいりたいと、このように考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 今の時代ですね、ほとんどの家庭が洋式便座トイレになっていると思いますし、また、生徒からも洋式にしてほしいという声もあがっています。また、授業参観なんかですと、いろんな行事で保護者が学校に行った際、なかなか洋式がないということで保護者も不便を感じているというような声も聞きますので、今、部長がおっしゃった答弁の中でですね、随時でも構いませんので、洋式化ということをつまえていって、進めていっていただければなと思います。

それでは、最後の質問させていただきます。指宿商業高校の校舎の外壁の件なんですけど、外壁の補修及び塗替えは考えていないかという部分ですね。指宿商業高校は指宿の玄関口に

ある学校で、鹿児島市内からも多くの生徒が来ています。商業に特化した高校で、全国でも珍しい、生徒が社員になっている株式会社指宿を有する学校でもあります。その学校の外観が見るからに古めかしく思い、来年度は生徒数も県内で30名程度は自然減というふうにも言われています。1人でも生徒を確保するにはですね、中身の特色も大事だと思いますが、外観もとても大事なことだと考えますので、補修並びに塗替えについての考えはないか、お伺いします。

**○教育部長（下吉一宏）** この件につきましては、昨年の9月議会でも要望等が出されている案件でもございます。指宿商業高等学校の校舎は、昭和55年に管理棟を、平成13年に教室棟をそれぞれ旧校舎から改築をしておりますが、教室棟を改築の際、建物の色を統一するために、この管理棟の外壁の塗替えを行っております。以降、18年が経過し、経年劣化が進んでいることから、教育委員会といたしましては、学校施設の現状を踏まえ、中長期的な維持管理等に係る具体的方針を検討し、将来の更新費用の平準化を図るための、先ほども申し上げましたが、長寿命化計画を来年度に策定をする予定といたしております。これは、学校施設の建替え、改修等に関する優先位置付けの考え方を示した上で、今後の改修等の内容や時期、費用等を整理した年次計画となります。計画策定に当たっては、建物の外装の劣化状況等も含めて行われますので、今後は、この計画に基づいて、外壁補修も含めた必要な学校全体の施設整備を、年次的に進めてまいりたいと考えております。

**○6番議員（山本敏勝）** 最後にですね、今回質問させていただいた部分に関しては、ほとんどがですね、将来子供たちが、今現在、若者に繋げていく指宿のあり方を考えて質問させていただきました。どうか、後世に残す負の遺産にならないように、また、子供たちが安心・安全で暮らせるようなまちづくりということで、行政と議会と一緒に頑張っていきたいと思っております。

これで、質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** こんにちは。私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

農業問題について質問いたします。安倍政権では、昨年12月に発効した環太平洋連携協定、TPPでは、牛肉の関税が38.5%を、15年後には9%にまで削減するなど、重要品目の多くで関税を削減、撤廃。今年2月に発効した日欧EPA、経済連携協定では、TPPでは除外されていたソフト系チーズやワインの関税撤廃に応じました。日米FTA、自由貿易協

定を巡っては、トランプ大統領が8月に大きな発表ができると明かすなど、際限のない自由化に突き進んでいます。国内では、財界言いなりに農地の8割を意欲ある担い手に集中する政策、米の生産調整に協力する農家への戸別所得補償を全廃、主要産物種子法廃止の強行など、家族農家を支えてきた基盤を破壊してきました。農民と農村で働く人々の権利についての宣言についても、国連総会で棄権し背を向けてきました。日本共産党は、市場任せの農政を転換し、全ての農業者を支援し、農林漁業を再建して、食糧自給率を早期に50%に引き上げることを国づくりの根幹に据えることを掲げており、価格保証、所得補償をはじめ、多様な担い手の支援、食糧主権を保障する貿易ルールの確立を提案しております。安倍政権の農業破壊の政治にこれまでにない共同と反撃が広がっており、国会内では、日本共産党を含む野党各党が主要作物種子法の復活法案や、牛、豚の経営安定対策の法案を共同提出するなど、野党共闘が進んでおります。環太平洋連携協定、日欧EPA、日米FTAなど、農林漁業者にとってはこれまでに経験したことのない、短時間で非常に厳しい環境になると考えられるが、このような状況をどのように捉えているのか、質問いたします。

ヘルシーランドの指定管理について。私たち議員の皆さんには、5月8日の議員懇談会で、本市の指定業者による粉飾決算疑惑が内部関係者によって発現したことが初めて知ることができた。市当局には、平成30年、昨年1月30日付でメールが送られておりますが、市長はいつ粉飾決算疑惑が内部関係者によって発言したのを知ったのか、質問いたします。

地熱開発について。協定解除については、同僚議員の質問に答弁しておりますので、答弁はよろしいですが、この協定解除がされた三者協定を締結するときの公募のやり方や選定のやり方はどのようなやり方をしたのか。また、今回の再公募について、応募登録期間は、5月13日から5月31日までという、セイカスポーツが4月12日に辞退した1か月後という直後で、かつ、期間も半月という短い期間で、企画、提案することは事実上不可能ではないか。これはどう思っているのか、質問いたします。

これで、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国はTPP等をはじめ、経済連携協定によって、輸出国の関税が撤廃され、日本の高品質な農林水産物などの輸出拡大を図ることができるようにしております。一方、輸入の際、関税の引き下げや撤廃により、安い外国産の農産物や付加価値の高い農産物が大量に入ってくることも危惧されております。こうした状況のもと、日本の農家は小規模農家の割合が高く、高齢化や担い手不足といったような問題を抱えていることから、競争力の強化が困難という点で、小規模農家の離農が進み、更に食糧自給率の低下を招くのではないかと懸念もあると思っております。

以下、いただきました質問は、関係部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 先ほど、この告発者からのメールにつきまして、市長がいつ知ったのかということでございますが、メールが私どものところに寄せられたのが、30年1月31日

でありまして、それ以降に、ちょっと日にちははっきりしませんけれども、報連相を提出しているところがございます。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱開発の部分でございますけれども、今現在、再公募を行っておりますけれども、前回の再公募の御質問がございました。前回の地熱の恵み活用プロジェクト企画公募は、市のホームページに掲載をしたところでございます。応募登録受付期間は、平成27年3月27日から4月7日の7日間で、その後、現地確認、質疑の受付、質疑の回答を経て、4月24日までの企画提案書を受付しているところでございます。5者から応募がありまして、1者の辞退が出て、残り4者で7名の審査会で実施をしまして、その中から、セイカスポーツセンター及び九州電力の共同提案を採択しているところでございます。現在の再公募につきましては、5月13日にホームページに掲載をしまして、応募登録受付期間が令和元年の5月31日までということ。それとあと、企画提案書の提出期限が元年の6月28日という形で再公募を行っているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 貿易自由化について、小規模農家に対して相当の影響が出るということで答弁があったわけですが、指宿の農家においても、かなりの影響が出ると思うんですけども、その辺はどのように捉えているんですか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 指宿の農家においても、この自由貿易協定等の影響があるのではないかと御質問ですが、指宿市内の農家においても、家族農家が農業の中心的形態であるところであります。高齢化や後継者不足により農地の集積化や大規模化も加速しつつあるように思えるところです。本市では、新たな収入保険への加入促進等をしながら、野菜を中心とした農家にも競争力強化に繋げるような取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 自由化がどんどん進んで行けば、将来、15年後ぐらいには自給率が14%ぐらいになると、政府の方でも2011年頃、そういうものを出しているわけですよね。農家が再生産ができなくなるとなれば、地域そのものも崩壊していくと。農家がいなくなっていけば、農地は荒れてくるし、だからこそ何らかの対策を取るべきだと思いますが、市長、どのように考えますか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 国におきましては、2019年の農林水産物・食品の輸入額を1兆円にするという目標が掲げられております。TPPをはじめ、日EU・EPAといった経済連携協定によって、輸出先国の関税が撤廃され、日本の高品質な農林水産物などの輸出拡大を図ることができるとしております。いわゆる攻めの農業をグローバル、世界的規模で実現しようというのが大目標であります。このため、国は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、国際競争力の産地イノベーションの促進等を掲げ、さらには、収入保険制度などの経営安定対策と並行し、米作における10年後コスト4割削減、担い手農家への全農地の8割集積を提言しながら、これらを実現することで国際競争力を高め、輸出産業化を図ろうとしてい

るようであります。本市においては、先ほども申し上げましたが、収入保険制度加入の支援事業を実施しているほか、農地中間管理機構を活用した農地集積化のための利用権設定の推進や、人・農地プランの拡充など、競争力強化に向けた取組を推進しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 国の方で農産物を1兆円、輸出するとしても、自給率そのものがどんどん下がっていくということは、国民の胃袋を外国に預けるというような状況になるわけです。国の方が農業潰しをしている中で、市単独でいろんな方策をするにしても簡単にできるものは分かっております。しかし、指宿の場合は、他の産地からすると、条件的に恵まれていると。1年を通して作物ができたり、夏においてはオクラができるということで、若い新規就農者も結構増えてきている実態もあるし、指宿の方で農業をやりたいという若い人たちもいっぱいいるわけです。その割には、今度は農地が足りないというような状況も出てきております。人口が不足し、若者が指宿の方に来て農業ができるような条件、そのためには環境整備、まだ整地をすれば、整備をやれば、結構農地そのものは荒れている所もあります。そういう面では、そういう環境整備という面では考えていないものか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 持続可能な農業経営を目指すとともに、内需拡大を狙いとした本市の農業振興策についての一例を申し上げますと、消費者や市場のニーズを掴む、いわゆるマーケットインの発想を持ちながら、指宿産の野菜を中心とした農作物を売り込むことで、家族農業であっても稼げる農業を目指した取組を行っているところでございます。具体的には、日本一の生産量を誇るオクラ、ソラマメ、スナップエンドウなどの農産物をいかに大消費地に売り込めるかということに視点を置き、東京都内の八百屋チェーン店を経営するアグリゲート株式会社と包括連携協定を結んでいるほか、昨年度から実施しております、もうかる指宿クラスター事業の取組の中で、指宿の素材を生かしたレストランフェアを開催し、食の関係者を招へいた情報戦略を展開することで、大消費地での指宿の知名度向上、食と農の連携を通じた生産者の経営マインドの向上の取組を行っているところでございます。また、この他にも農産物そのものの素材を生かした新たな価値の創造、農福連携の促進支援、人・農地プランの拡充、新規就農者研修やニューファーマー講座等による人材育成、6次産業化の支援、施設園芸やIPM技術の推進、収入保険制度の加入促進、各種畜産振興事業を推進してきており、今後も引き続きこういった戦略的取組を推進していきたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 時間の関係で次に入りますけど、降灰対策として国の補助があったのが、かなり厳しくなって、取組は簡単にできない状況なんかも生まれてきています。そういう面では、市がそういう単独で降灰対策事業なんかも、今後検討してください。

それでは、ヘルシーランドの指定管理について質問いたします。市長自身は、さっき答弁ではいつ頃かはっきりしないという答弁だったわけですが、市長はいつ知り得たと自

分では自覚していますか。

○**産業振興部長（川路潔）** そのメールが届いたのが1月、昨年1月30日でありました。そして、私どもといたしましては、その対応をどうするかというのも協議しながら、上司の方には報告しております。ただ、1月31日でその会議を開きまして、協議をしておりますので、ちょっと私の方もはっきりした日にちは、これではちょっと確定できないところでありませぬ。

○**12番議員（吉村重則）** 市長自身も日にちははっきりしないけれども、一応早いうちに確認はしたと。この情報を得たとき、市長は重大性、本当に重大性を感じたのか。それとも、そういう大したことではないという捉え方だったんですか。

（発言する者あり）

○**産業振興部長（川路潔）** その報連相の案件票の中に、このメールが信憑性があるのかどうか、ただ文言だけで送ってきた部分で、相手もはっきりしなかったということもありまして、暫く様子を見させていただいたところでもあります。その後、2月になりまして、本人の方から電話等でどうなっているんだろうかという問い合わせがあったところでもあります。

○**12番議員（吉村重則）** 非常に大事な部分なんですよ、市長。市長自身が、本当に重大性を持っていたのか、そこを答弁してくださいよ。

○**市長（豊留悦男）** この二重帳簿を付けた方は、セイカスポーツ、いわゆる、セイカさんの職員であったわけでありませぬ。自分がそういう行為をすることが良心に反することだと、その当時思わなかったのかどうか、様々な観点からこの二重帳簿問題、最初聞いたときには判断がつきませんでした。先ほど部長が申しましたように、報連相という形であがってきましてけれども、その信憑性を含めて、この問題というのは慎重に対応しなければならないと思っただのが私の、いわゆる、この帳簿問題が持ち上がったときの最初の感想であります。二重帳簿、つまり、職員の時代に付けたんだというそのこと。なぜ、その段階で言わなかったのかなということが一つ。あと一つは、この二重帳簿問題が表面に出てきたときの、その市の対応含めて、私個人に対する様々な意見もいただきました。そういう意味で、事実関係というのが分からない以上は、私の対応というのは慎重にあるべきだというのが、今でも変わってはいないところでもあります。

○**12番議員（吉村重則）** 2月の時点で、電話で相手から確認がきたと。同僚議員の先般の一般質問の中で、同僚議員の質問に対して、2回面接をしていると。4回電話で確認していると。1回は文書で来ていると。その中身はどうなんですか。

○**産業振興部長（川路潔）** 確かに、昨年4月と8月に面会をしております。その中で、本人から、ヘルシーランドについては、自分自身も働いていたこともありまして、大好きな施設であるし、会社を訴えるなどのことは考えていないということで、あまり大ごとにはしたくないという意向もあり、今後、もっと踏み込んだ形でのモニタリング等やってほしいという

意向でありましたので、それを受けてモニタリングをこれまで担当課だけで実施していましたが、総務の方も入っていただいて、一緒になって調査をしたところであります。

**○12番議員（吉村重則）** このメールの問い合わせに回答をしていますよね。昨年5月7日に、相手に対して市長名で回答を出しております。この中で、これまで指定管理に関する決算時の調査について、モニタリング等で確認を行ってきたところですが、細部についての確認は困難な状況であります。今後、貴殿からの情報提供を踏まえ、これまでのモニタリングの方法や調査内容を再検討し、更に踏み込んだ調査等を行っていきたいと考えておりますという回答書を送っているわけですよね。去年の5月7日。私たち議員は、今年の5月8日の議員懇談会の中で初めて知ったわけですよ。この期間、どのような調査が行われ、どういう内容だったのか、明らかにしてください。

**○観光施設管理課長（園田猛志）** 先ほど部長も答弁いたしましたとおり、この当事者の方とは過去2回の面接、当事者から4回の電話等といただいております。最初、いただいたときに、代表メールできたということで、個人の特定がなかなか難しかったということで、その後にお電話をいただいたわけなんです。そのときの対応といたしましては、部長も申しましたように、事を大きく荒立てたくないということでございました。どうしたらいいかということで、担当の者たちと語ったようでございますが、モニタリング等をきちっとやって、みんなが働きやすい職場にやってほしいということでございましたので、30年のモニタリングにつきましては、私ども観光施設管理課及び総務課の行政改革推進室の担当の者と現地に向きまして、それまでより詳しいモニタリングを実施してきたということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** そのモニタリングの中で、本当にこう重大性とか、そういうことは分からなかったんですか。

**○産業振興部長（川路潔）** これまでのモニタリングでは、特に異常は認められませんでした。

**○12番議員（吉村重則）** 1年間、結局、何もしてないということになるわけですよね。聞き取りとか電話でする中で、この重大性そのものは全然認識はできなかったんですか。

**○産業振興部長（川路潔）** 今回の情報提供は、現ヘルシーランドの指定管理者であるセイカスポーツセンターを駄目にするものではなく、行政側のスキルアップのための助言であると本人も発言していることから、30年度のモニタリングの方を踏み込んで調査をやったということでもあります。

**○12番議員（吉村重則）** これが去年のうちに解決していたら、こんなに大きな問題にはなっていないんですよ。初めて議員に知らされて、こういう中身が明らかになってきているわけでしょう。これはどっちが正しいのか、調査しなけりゃ分からないんですよ。二重帳簿があるって言って、それを信用しているわけじゃないんです。疑われること自身がおかしいんじゃないのっていうことなんですよ。逆に聞きますけれども、指定管理の方が不正を働いたときに、市の担当課ではどうして見抜いていくんですか。



○**観光施設管理課長（園田猛志）** ヘルシーランドの指定管理につきましては、年間2回のモニタリング調査、それと、毎月1回の連絡調整会議等を行って、ここの運営状況等の部分については、私ども市としても把握しているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** どんだけモニタリングをやったとしても、もし、これが不正が発覚した場合には大変なことですよ。指定管理する人たちが悪いとは私は思っていません。だけど、悪いことをしても見抜けない状況になるわけですよ。そうではないですか。そういう二重帳簿が行われているんだということが、した人にしてみれば、本当に自分自身を賭けて、もしかすりゃ告訴される可能性もあるわけですよ。そういう中でこういうことをやっているわけなんです。だから、担当課の方で通常、指定管理について、どういう方向で正常、悪いことをやっているとか、どうしたら見抜けるんですか。

○**産業振興部長（川路潔）** 毎年、決算報告書等を出していただいておりますので、そういう部分をチェックをしながら内容を確認していっているところであります。

○**12番議員（吉村重則）** 納得はできないですけども、5月8日、NHKが放映されて、結構な市民が見ていますよ。多くの人から、何で解明しないんですかと、何か裏があるんじゃないですかと問われるんですよ、私たちも。市長、どのように考えますか。

○**市長（豊留悦男）** NHKの報道には遺憾に思っております。私は常に慎重であるべきだということはおっしゃっております。それは、相手にも人権があることだし、慎重にやらなければならない。その言葉を裏返して言えば、そういう二重帳簿を作ったというその人の意見、申し出というのは大切にすべきでしょうけれども、やはり、法的な判断をびしゃっとしなければ、行政として踏み込んだことはできないだろうと。大きなリスクを抱えるわけでありまして。それがもし違った場合にはどういう措置が取られるかということを含めてであります。内部のこの帳簿関係について、どこまで踏み込めるのか、そういうのを顧問弁護士等を通して、どのような形でやったらいいのかということは相談をしてくれているところであります。この二重帳簿問題というのは大きな問題であろうかと思っておりますけれども、指定管理者として監査事務局がやるべきことは粛々とやっております。内部のこの帳簿については、詳しく然るべき機関が調べるであろうし、判断をするであろうと思っております。昨日も申し上げましたけれども、県警とか国税局に告訴して報告してあるとすれば、それなりの動きをし、その結果というのは当然市の方にも寄せられるだろうと思っております。それからでも遅くはないだろうと思っているわけです。行政がどんな方法でこの問題に対応できるかというのは、あくまでも慎重であるべきだと思います。何か裏があるのではないかと。そういうことがネット等で流されました。そして、監査事務局、その職員の、いわゆる監査事務局そのものに対する、いろいろな意見もいただきました。それは事務局のあり方を非難するような、そしてまた、この問題が何か裏にあるかのようなことが事実のように書かれている、そのことは私どもは看過できないところであります。やはり、正しく、この二重帳簿問題というのは然るべき機関で判断

をするだろうと、そう思っております。決していい加減にやっているわけではありません。

**○12番議員（吉村重則）** 国税庁とか警察が動いたら最後ですよ。今の時点で相手のことを考え、自分のことを考えるんだったら、本当にこれが間違いでないんだと、二重帳簿はないんだと証明することが、世間に対して、相手の信用も得られるし、市長自身の疑いも晴れるわけですよ。そのためには、内部監査では絶対できないですよ。今まで、それだったら何で送ってきたのっていうことになるわけですよ。だからこそ、第三者委員会でやるべきじゃないのかと、公認会計士に委託すべきじゃないのかと、それをやるのが市長の疑惑を晴らすことであり、相手の会社を守ることに思えます。市長はこれについてどう考えますか。

**○市長（豊留悦男）** 言葉というのは適切に使っていただきたいと思います。私の疑惑というのはどういう意味なのか。そこを私は理解はできません。ただ、この問題というのは直接、市の当局に寄せられた問題だとすれば、いろいろとその措置の方法があったのかもしれませんが。第三者を通じて、この二重帳簿問題というのは大きくニュースになりました。なぜ市に直接くれなかったのか。そういうところを含めて、私どもは慎重であるべきだと、私は判断をしたところであります。もし、私にそういうやましいところがあるとすれば、警察でもどこでも法的な手段を講じてでも明らかにしてほしいと、私自身はそう考えております。

**○12番議員（吉村重則）** さっき発言の中で市長の疑惑ということを発表しました。これについて、市民の中でそういう疑いが持たれてるという意味でしたので、ここについては修正をお願いします。

あと、ヘルシーランドの管理募集要項、平成29年7月に要項を出していますよね。この中で、保養施設年度別収支状況の数値が出ていますよ。これは、市の方でちゃんとした数字、出しているんですか。

**○観光施設管理課長（園田猛志）** 平成30年度からの指定管理の積算につきましては、過去の全指定管理期間中の4年分を算定し、それでもって新年度に向けた様々な要素等を勘案した部分で決定しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 実績ということで、25年から28年度分の数値が出ています。これは、市が責任持って、競争入札になるわけですので、そういう面からすれば、これはちゃんとした、市の方が責任を持って出している数値だということによろしいんですか。

**○観光施設管理課長（園田猛志）** 募集要項につけてございます金額につきましては、当課の職員が計算をしながら、また、私どもも、他の常所の職員の者もその中を精査して、それをもって決定したということでございます。

**○12番議員（吉村重則）** この数値を、私が仕入れた決算表で見て、二重帳簿の行政向けと、社内向けの数値が出てるのがあるんですよ。これで、25年度、マイナスになる。この行政向けの金額と一緒になんですよ。27年度などは、かなり黒字が出ているの、それでも二重帳簿か

らすると、社内向けの数値からすると、かなり減額された数値がこの表に出ているんですよ、計算してみれば。本当にこれは市職員がちゃんと責任持つてできるんですか。

○**観光施設管理課長（園田猛志）** ただいま議員がおっしゃいました部分については、内部告発の方が提出されました二重帳簿の部分と比較してお話をされていると存じます。私どもは、指定管理を出すに当たっては、平成29年度に市の職員が精査をして算定をしたもので、指定管理の要項を作成しているところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 二重帳簿の疑いがあるということで、市の方に通報しているわけですよ。そういう中で、これについて解明していない中で、指定管理の入札、応募もしてきているわけですよ。だったら、前からの指定管理の人が有利になるように数値を変えていると捉えられてもおかしくないんじゃないですか。その辺はどう考えますか。

○**総務部長（有留茂人）** 先ほど指定管理の入札という表現がございましたけれども、この指定管理者の選定につきましては、条例に基づく指定管理者候補者選定委員会に諮っております。その指定管理料も含めて、いろいろと提案をされるわけです。その提案をされた項目について選定委員会で評点を付けて、それをもって選定をしていくと。その選定をしたあと、選定委員会から市長へ報告がなされ、候補者として選定をしていって、最終的には議決をもって選定が終わるというふうなことです。決して入札ということではございません。

○**12番議員（吉村重則）** 入札って言い方してしまったんですけども、選定委員会にしても、正しい数字かどうかは選定委員は分からないですよ。どうしてその辺の判断ができるんですか。数字を出したところは有利になるのは当たり前じゃないですか。だからこそ、説明が必要じゃないですかっていうことなんですよ。これがおかしい数字の中で選定がされているんだとしたら、法の平等からしても、法を犯すことになるんじゃないですか。だからこそ第三者委員会で公認会計士を通じて解明すべきじゃないか、私は言っているんです。市長、この応募のあり方についても、市長はどう考えますか。

○**総務部長（有留茂人）** 先ほどの選定委員会の中でちゃんと選定ができたのかという発言がございましたけれども、指定管理者の候補者選定委員会にはそれ相当の学識経験者もいるわけです。そういう中において、その応募された、予算とかそういうものについても協議をされて、選定をしているということでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 選定委員会に出す、応募する数字が間違っていたら、どんだけ学者であっても、専門家であっても、それは分からないですよ。だからこそ、この二重帳簿そのものが本当に嘘なのか、正確なのか、そこをちゃんと解明すべきじゃないのかと。だから、第三者の会計で調査すべきじゃないかということは、私は言っているんです。

○**総務部長（有留茂人）** 反問権をお願いします。

○**議長（福永徳郎）** 許可いたします。

○**総務部長（有留茂人）** 選定委員会に出されたその内容と、今、議員のおっしゃる決算のこと

とごっちゃに聞こえるんですけども、選定委員会で選定するのは、私どもは、これこれこれ、しかじかの金額で指定管理料で選定をしますと。内容については、こういうことではまずよと。こういう内容でよろしかったら、是非選定してくださいということで応募をする。その応募の中には学識経験者というのがいますよという、私は説明したんですけども、今、議員がおっしゃる、その決算についてはですね、その選定委員会は全然タッチはしませんので、決算については、先ほど答弁しているモニタリングとか、あとは監査の方で指定管理者の監査もするというふうなことで言っているわけですし、その、何をどこの部分で、いつの時点での。

(発言する者あり)

○**総務部長(有留茂人)** 選定委員会のことではなくて、その決算のことなんですか。どちらを聞かれているのかというのがはっきり。

(発言する者あり)

○**総務部長(有留茂人)** それ、実績表じゃないです、それは。要項のこっちで積算した数字だよね。

(発言する者あり)

○**総務部長(有留茂人)** 実績であがってて。実績はこうですけども、こういう実績がありますけれども、その実績も参考にしてくださいという要項でしょう。そういうことですよ。

(発言する者あり)

○**総務部長(有留茂人)** 分かりました。どこ、その実績がおかしいということをお聞きしたいんですかね。実績がおかしいということをお聞きしたいというところですかね。

○**議長(福永徳郎)** 今の反問に対して、吉村議員は意味が分かったら、それに対して答えを出してもらわんな。

(発言する者あり)

○**議長(福永徳郎)** 答えられますか。

(発言する者あり)

○**議長(福永徳郎)** 指名されてから、答えられますか、今の反問の質問に対して。質問に対して答えられるのであれば、手を挙げていただけませんか。それでは、反問に対しての答弁を求めます。

○**12番議員(吉村重則)** 私が、今、言っているのは、この応募要項の中の実績表、ここの票が二重帳簿でおかしいんじゃないですかと、通告をされた数字が行政向けの数字で書かれているんですよ。社内向けの中ではかなりの黒字があるんです。黒字があるのを減らして、ここにこの数字が乗っかってきているから、選定委員会って言ってもおかしいんじゃないですかってことを言っているんです。

○**議長(福永徳郎)** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時01分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（川路潔） 募集要項にあります収支状況につきましては、ヘルシーランドの方からいただいた実績でありまして、私どもはこの実績に基づきまして、社会情勢等積算しながら、この指定管理料の基準価格、いわゆる限度額を設定したものであります。

○12番議員（吉村重則） 公募要項の中で、セイカスポーツから出てきた数字をそのままあげるといふことになれば、応募する業者が平等な形でできているんだろうかと疑いをかけるしかないんですよ。その通報された方に聞き取りをした中で、行政向け決算を改ざんして赤字にした理由は何かと聞いたら、利益が出ていると他の業者が指定管理に手を挙げる可能性がある。利益が出ていると指定管理料を下げられる可能性がある。だから、こういうことを続けさせたら駄目だからということで通報をしているわけですよ。市長、こういう状況の中でも、国税庁とか警察が動かなければ、社会的いろんな問題が生じてくると考えるんですか。それとも、第三者委員会を立ち上げて早急に解明して、この疑いを晴らすべきではないですか。どう考えますか。

○市長（豊留悦男） その件については、先ほどから申し上げております。私ども行政としてどこまで踏み込めるかということを行っているわけでありまして。もし違ったらどうするんですかと。社会的なこれまでのキャリアとか、会社のイメージとか、損なう恐れがあります。しかも、本件だけではなくて、県外を含めて多くの指定管理者として活躍している企業でもあります。ですから、そのことについては、警察とか国税局等にいろんな調査を依頼してあるというようなことですので、それを待ちたいということです。今、私どもがこれを解明して、どういう対応ができるのかということも考えなきゃなりません。つまり、その対応というのは、この指定管理者を取り消せというのか、どうするのか、そういうことを含めて慎重にやりたいと言っているわけでありまして。決してこの二重帳簿問題、これに市が全く無関係であるということは申しておりません。監査事務局でやっている、それも待ちたいし、警察や熊本国税局等にいろいろな問題を指摘してあるということですので、それが必要となれば、関係機関が詳しく調査し、その結果については、市の方にも報告があるだろうと、そう思っているところであります。

○12番議員（吉村重則） あと1点、忘れていましたので。昨年1月31日ですか、メールで通報があってから、これまで、5月8日以前に監査委員会なんかにも知らせたんですか。

○観光施設管理課長（園田猛志） 今回の件につきましては、市の監査委員事務局には報告をいたしていないところでございます。

また、すみません、先ほど私の方で職員が算定したと答弁をいたしました。正確には決算書に基づいた実績にということで、訂正をよろしく願います。

**○12番議員（吉村重則）** 第3者、公認会計士とか弁護士にお願いする気持ちはないようだけれども、私は、あくまでもこれをやって、二重帳簿の疑いを晴らすべきだと思います。

次に入ります。その地熱開発について、昨年JOGMECが不採択になったわけです。その中で、市民との共生という部分で採択できないという説明があったんですけども、市民との共生という部分で、どのように考えているのか。どのようにそういう問題を捉えているのか、質問します。

**○総務部参与（中村孝）** 市民との共生ということで、JOGMECの方からの助言もありました。地域にですね、説明会をとということでございました。その説明会につきましては、地熱の開発の専門家の方も、JOGMECの方からも派遣ができるということで、4月10日にそういう説明会を開催をしているところでございます。その中で、いろいろ地熱に対する疑問であるとか、そういうものが説明をされております。そして、最後にJOGMECの方がアンケートを実施しておりますけれども、そういう市民の理解が進んだということもあるところでございます。そしてまた、その後、地域からですね、この地熱開発について調査を進めてほしいと、まずは調査をしてみて、それから判断をすればいいのではないかというような陳情も上がってきているところでございます。我々はそういう陳情の声であるとか、説明会のそういう理解が進んだという声も大切にしながらですね、この事業を進めていきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 再申請については、いつ頃計画しているんですか。

**○総務部参与（中村孝）** まず、今現在、新しい事業者の再公募をやっておりまして、6月28日に企画書の提案がございまして。その企画書の提案を受けて、7月の8日に事業者の選定ということでございまして、まずは業者を選定していただく。そして、その後で、協議会であるとか、予算の関係を含めまして、作業を進めて、できれば8月のJOGMECの申請がございまして、それに向けて作業を進めることになると思います。

**○12番議員（吉村重則）** 4月の10日の説明会でアンケート、JOGMECが取ったと。それが、市民の理解を得られたということで、申請しても採択されると考えているんですか。

**○総務部参与（中村孝）** その4月10日の市民説明会については、説明会の中で、そういう市民が思っている疑問であるとか、技術的な部分について理解が進んだということでもありますので、それも一つの判断になろうかと思えます。それとまた、我々としても地域のそういう陳情書の中にもありますとおり、市民の強い思いであるとか、そういうものはですね、JOGMECの方には、そういう声があるということは大切にしてくださいね、JOGMECの方に伝えていくべきであろうかと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** オウナー会と懇談会持っていますよね。その中でどのような意見が出されたんですか。

**○総務部参与（中村孝）** オウナー会と市長とランチで語ろう会だったと思いますけれども、そ

の中では、ヘルシーの決算の関係の部分が主な内容だったと思っております、この地熱開発のこの部分については、特になかったと思っております。

○12番議員（吉村重則） 私もちょうど確認したわけではないんですけども、なんか話によると、市民にもう1回問うべきではないかという意見なんかも出たっていうこと聞いているんですけども、その辺はなかったんですか。

○総務部参与（中村孝） 手元の方に資料がございませんので、確認はできないところでございますけれども、市民に問うべきではないかということについては、私の方では、現在、承知していないところでございます。

○12番議員（吉村重則） この地熱開発に対して、オーナー会も含めてなんですけれども、何て言うの、異議っていったらいいんでしょうか、不安を持っている方々というのは、温泉事業者の方がほとんどだと思うんですよ。その辺でどのような話し合いがされてきたんですか。

○総務部参与（中村孝） 今現在、オーナー会という形で議員の方がおっしゃっておりますけれども、我々は、その地熱のことに関して、オーナー会と話をしたということではなくて、オーナー会といろいろな意見の中で話をしております、その意見がオーナー会の総意であるとか、そういう形では思っておりません。オーナー会の一部の会員と言いますか、その方の意見であるという形では認識をしているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 最初に地熱開発をするときに、利害関係者ということで、山川のフラワーランド組合に最初お願いしていったわけですけども、私も議会で取り上げて、市長も組合に行ってちゃんと話をしますと、理解をお互いに深めますという答弁なんかもされてきていると思うんですが、どうなんですか、もう協力をもらえないから、もう全然対話とか、そういうことは考えてはいないんですか。

○総務部参与（中村孝） その農家の方の面談については、前の一般質問だったですかね、議会の方とあって、こちらの方としても、農家の方にそういう面談について申し出をしております。その中で、農家の方からは、我々はその面談を申し入れたあれはないと、今後もそういう形についてはですね、面談の予定はありませんという形で、向こうの方からそういうお断りの返事があったところでございます。

○12番議員（吉村重則） JOGMECのいう市民との共生というのは、やっぱり一番心配されている利害関係者だと思うんですよ。地熱を利用して事業やっている方々。もし、温泉でも止まってしまったら、事業がもうできなくなるんですよ。だからこそ、行ってちゃんとお互いに話を、1回や2回じゃすまないと思うんですよ。お互いに理解しながら開発をするんだったらやるべきじゃないですか。そういうことはされてないんじゃないですか。

○総務部参与（中村孝） 農家の方の面談については、こちらの方からも面談について日程等の調整をさせていただきたいという申し出をしましたがけれども、農家としては、その面談には

応じないということでした。その中で、我々としては、いろんな市民説明会の中で、農家の方にも、4月の10日の説明会もですけれども、そういう団体の方にも、今回こういう説明会がありますという形で御案内を差し上げております。そして、その中でそこに参加をしていただいて、市民の理解というものをですね、深めたいという形で我々は思っているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 昨年8月22日、議会に対する陳情書の中で、温泉が止まった場合、何も補償しませんと言われたと本人たちは言っているわけですよ。この陳情書の中にそういう内容も書かれているんです。協力をしてないから排除するというような、本当にこういう立場で市民との共生ができるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 正しくその言葉が文章の一部を切り貼りした表現であります。前と後ろに必ず、それなりの理由があります。温泉が枯れたら市がやるのか、いうことでしたので、それは開発事業者等がやりますという、市は直接に関係はしません。しかし、枯れるような事業はやりませんと言ってあるはずであります。そういう意味で、温泉が枯れたときという、仮定の中でのことは、やらないとか、やるとかということは言えないはずであります。私は、確実にそう言ったはずですよ。開発業者が責任を持ってやります。市が責任を持って、枯れたらこうするということは言えないと、はっきりと申し上げました。でないと大きなリスクを負うからであります。この地熱問題、ヘルシーランドの問題、ごっちゃになって非常に解決、その方向性が見えなくなっているのが事実であります。もう何回も申し上げますけれども、地熱開発は温泉業者に影響があるような開発はしませんと、それが前提であると私は言っているはずであります。ですから、調査井を掘った上で、水質の問題、様々な問題を解決できるのかどうか。できないとなったら、この地熱事業は当然のことながら諦めるべきだと、私は思っております。そういう意味で、調査井を1本掘らせていただきたいと、必要があれば還元井を含めて、安全な開発に努めなければならない。これは、市長として当然のことだろうと思っております。是非、その辺のところは、言葉の一部をそのような形で言われると非常に困るわけでございます。JOGMECもそうだろうと思います。住民のいろいろな賛否を問うたそのことについても、改ざんをしている、こうしているという疑惑、それを言われましたけれども、決して私はそうではありませんよと言っているわけでもあります。

**○12番議員（吉村重則）** 4月10日の山川の文化ホールで説明会に私も行きました。この中で副市長は、影響が出たら指宿市が責任持ちますとはっきり発言していますよ。地下の中は、専門家も言ったじゃないですか。闇の中だと。宇宙の場合、見えるからどこまででも行けるんだけど、地下の中は絶対、何も分からない、こういう状態で責任持てるとか、そういうことが言えるんですか。副市長、本当に指宿市は責任取れるんですか。あなた、取るんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 4月の10日の説明会のときに、質問が確かあって、そのときにオーナー会



の席で市長が、市は責任を取らないということを発言をしたということをどなたかが、参加者のどなたかがおっしゃいました。それに対して、そういうことはございませんと。事業者として、当然のこととして影響があれば、対応はしますという趣旨の発言はしております。そのときの発言は、2年か3年ぐらい前の商工会議所で市長が発言したことをどなたかが言った、先ほどのように、市長が発言したことを言われたので、私はそれに対してそういうことではないと回答した記憶はあります。

**○12番議員（吉村重則）** あの中で私もはっきり聞きました。指宿市が責任取りますと。副市長はちゃんと答弁していますよ。闇の中は誰も、指宿市が責任取るとなったら、指宿は財政はもうもたないですよ。無責任な発言はしないでください。本当に闇の中だから分からないですよ、地下の中は。どこにどういう影響が出るか分からないです。そういう面では、本当に慎重にならなきゃならない。事業者との懇談もちゃんと持って行かなきゃならないと。

今度の再公募の中でも、5月13日から31日までと。本当言って、初めての方が簡単にそういうことが、簡単にできるんですか。指定管理の問題でも、それぞれ2週間とかそういう期間ではないですよ。ちゃんと期間を設けて、ちゃんと募集要項決めていきますよ。なんで地熱発電については、たったの2週間ぐらいで、こんなことを早急に決めなけりゃならないんですか。

**○市長（豊留悦男）** この地熱発電、ヘルシーランドで議会を含めて多くの意見をいただきました。事実は事実として、誤った情報は情報として峻別をしなければなりません。ただ、その前提に立つのは、いろいろな人権問題とか、人を非難、中傷するようなことがあってはいけません。それが民主主義のルールでもあります。つまり、何を言いたいかと申しますと、この議会というのはどういう場であるべきなのか。私は、常に良識の府であると言っております。それよりも、この議会というのは市民を代表する、いろいろな意見を戦わせる場でありますので、皆さんの意見というのは大切にはしたいと思っております。そういう意味で、この地熱の恵みプロジェクト、これは何回も申し上げますけれども、急に始まった事業ではないという、それだけは御理解をいただきたいと思っております。都市計画のマスタープラン、第2次の総合計画、そして、地方創生の戦略の中の位置付けとして、多くの方々の意見を踏まえて事業としてスタートしたはずであります。そのときどきについては、議員の皆さんには説明し、賛成をいただいてこの事業はなったわけでありまして。決して私どもが急に、しかも突然にやった事業ではございません。この事業というのは、皆さんのそれぞれの意見があるというのは百も承知であります。ただ、私どもが一番大切にしたいのは、この人口減少社会を迎える、今、山川地区が出した、審議会が出した、この事業は大切にしなければならぬという、それだけあります。もし、これを止めるとなれば、この審議会の委員の方々にもう1回集まっていたら、こういう理由で断念せざるを得ませんという、そういう会もしなければなりません。くれぐれも誤解してほしくないのは、温泉が枯れる、指宿の

観光にとっての生命線であります指宿温泉、それがダメージを受けるような開発にはしませんという、そこだけは信じていただきたいと思います。そして、この事業がみんなに認められて、この事業をやって良かったというような事業でないと、後世に大きな悔いを残すことになります。ですから、私どもも、この事業というのは大切にしながら、全国の様々な事例に学びながら、専門家の見識を大切にしながら行っている事業であります。

**○総務部参与（中村孝）** 先ほど応募期間のことがございましたけれども、前回の公募のときにつきましては、応募登録期間が27年の3月27日から4月の2日の7日間、それと、企画提案書が4月の24日ということで、全部で29日間という約1か月間でございます。この間に前回の応募のときには5者の方が応募をしてくれているところでございます。今回につきましては、応募登録受付期間が5月13日から5月31日までという形で、19日間を確保しております。それと、企画提案受付につきましても、6月28日という形で、全体で47日間という1か月半の期間を設けておりまして、これにつきましては、その分析、企画提案をするまで十分な期間であろうと判断をして、このような期間で応募をしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** もう時間がないので、業者決定は7月4日とさっき説明があったわけですけれども、6月22日に九電が山川の菜の花商工会の方にこういう事業をやりますということで、こういうチラシまで持って訪れているんですよ。ありきで選定しているんじゃないですか。九電が、ちゃんと名刺もあります。九電が来て、こういうことをやりましたっていうことで、チラシも含めてやられています。これが本当、ありきになっているんじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 九電ありきとおっしゃられましたが、そうではございません。全く真っ白な状態で、今、公募をしております。九州電力さんがそうした活動をされているのは、正に地域との共生を図りたいがためにされているのではないのかなということは想像しますが、私どもは、今、公募している状態であり、公募してきた業者に対してしっかりと審査会で審査していただくという手続きを踏むということになると思います。

それと、先ほど補償の件を私が述べましたけれども、当時が三者協定がまだ生きていた状態だったと思いますが、それを言った意味で、事業者として補償はしますという趣旨の発言でございます。

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

6月25日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会いたしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 御異議なしと認めます。

よって、6月25日は休会をすることに決定いたしました。

### △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

# 第 2 回 定 例 会

令和元年 6 月 28 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和元年6月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第50号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第51号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 指宿市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第6 議案第53号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第54号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第55号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第1号及び陳情第2号）
- 日程第10 議案第56号 財産の取得について
- 日程第11 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元，複式学級解消を図るための，2020年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第12 決議案第2号 豊留市長に対する問責決議（案）
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員 | 東 勝 義 |
| 3 番 議 員 | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員 | 新宮領 實 |
| 5 番 議 員 | 前 原 五 男 | 6 番 議 員 | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員 | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員 | 恒 吉 太 吾 |

9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	木 原 繁 昭	18 番 議 員	下川床 泉
19 番 議 員	新川床 金 春	21 番 議 員	福 永 徳 郎

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
総 務 課 長	鶴 窪 誠 作	危 機 管 理 課 長	山 下 秀 一
耕地林務課長	湯ノ口 孝		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上玉利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

△ 議案第49号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第49号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第49号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第50号及び議案第51号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第3、議案第50条、指宿市税条例の一部改正について、及び、日程第4、議案第51号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新川床金春) おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第50号、指宿市税条例の一部改正について、及び、議案第51号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第50号について。軽自動車の環境性能割の中で、消費税が10月から10%に上がるということで、2%減税ということだが、あくまでも消費税は10%に上がるというのが前提で、もし、上がらなかった場合は、条例の改正が出てくるのかとの質疑に対し、消費税率の8%から10%への改正については、前回見送られたという経緯があり、10月に改正されなかった場合は、施行期日等が送られると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第51号について。災害と言ったら、激甚とか、国が指定するそういう災害になってくるのかとの質疑に対して、そのとおりであるとの答弁でした。

災害弔慰金、援護資金ですが、災害を受けた方は1日でも早く支援を受けたいというのが本音だろうと思うが、国・県の資金に基づく支援はどういった手続きで、どのぐらいの期間を要するものなのかとの質疑に対し、災害援護資金の貸付の要件として、暴風豪雨、洪水高潮、地震といった自然災害で、災害救助法による救助が行われる災害が対象となっている。事務手続きの期間は、国・県の方から借り受けるような形になっており、これまで市内において貸付の実績がないので、期間については把握していないとの答弁でした。

保証人について、新たに加わったということだが、今までの要件として保証人がいなければ

ば貸付できないのかとの質疑に対し、従前の災害援護資金の貸付では保証人が必須であったが、今回、市町村の方で決められることから、保証人がなくても貸付ができるように改正を行おうとしているとの答弁でした。

これから先、大きな災害が起こる可能性も高いので、なるべく早めに支給するため、所管課である程度マニュアル的な部分を準備し、勉強していただきたいとの質疑に対し、なるべく早めに、被害に遭われた方への資金が提供されるように、県に要請したいとの答弁でした。

住宅であれば、半壊とか全壊とか、その判断基準と資金の限度額はどのようになっているのかとの質疑に対し、災害現場の確認をさせていただき、罹災証明等による判断基準を参考にしながら、1世帯当たりの貸付限度額は、被害の程度に応じて、150万円から350万円の範囲になるとの答弁でした。

国が指定した災害が対象だと思うが、対象にならない災害があった場合など、市で対応することは検討されていないのかどうかとの質疑に対し、市の単独での貸付というのはないが、見舞金であるとか、一部の弔慰金的なものは予算化されておりますので、その範囲内の執行になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号及び議案第51号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第52号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、議案第52号、指宿市森林環境譲与税基金条例の制定につ

いて、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました、議案第52号、指宿市森林環境譲与税基金条例の制定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

基金の用途はどういうものがありますかとの質疑に対し、森林環境譲与税は、木材利用の促進や、普及啓発の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。譲与税は、基金として積み立てることも可能でありますので、今回、基金条例を制定したところですとの答弁でした。

全部、または一部を処分することができるかとありますが、どういう場合を想定しているのですかとこの質疑に対し、譲与税の全てをその年に使っても構わないし、余ったものを翌年に積み立てるということも可能であるということですのでこの答弁でした。

譲与税755万2千円というのは、ほぼ継続していく金額なのですかとの質疑に対し、環境譲与税と森林環境税は、今年度から始まった税で、年々増えていくということが示されているところです。今年度は755万2千円ですが、令和15年度には2,300万円程度の譲与税が見込まれているところですのでこの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第53号(委員長報告, 修正案説明, 質疑, 討論, 表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第6, 議案第53号, 令和元年度指宿市一般会計補正予算(第2号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第53号, 令和元年度指宿市一般会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、地熱の恵み活用プロジェクトの地熱発電事業者再募集の件に関して、議会を通す前に全てことを運んでいることについては、非常に疑問に思いますので反対いたしますというものと、地熱発電に関わる事業者の公募に係る増額が含まれています。地熱発電については、一定の手続きをして行ったにも関わらず、JOGMECへの助成金申請は不採択という結果だったわけです。そういう状況の下で、地域との共生が足りなかったということを中心にして指摘されたわけですが、そこに対する反省や方策が全くない中で、また公募を行い、同じ道を辿ろうというのは全く拙速すぎると思います。今後、事業者が決まっても、8月には新たな申請をしたいというわけで、その間に説明会を何回行うのか、どのようにしていくのかも不明確であり、要望があれば行うという立場を強調されました。そういった下では、本当に正しい選択はできないと思います。公募に係る予算が含まれていますので、反対いたしますというものがありません。また、賛成討論として、事業の期限が令和2年度末となっている現状において、この地熱の恵み活用プロジェクト事業としては、これまでの説明を生かして、早急に構造試錐井の掘削をしていただきたいと思います。そういった点からも、公募の審査をするべきであると思いますというものと、これまで市民の利益になるとして進めてきた事業で、今回は、共生の部分で不採択となりましたが、事業年度が令和2年度までということで、やはり市民の中でも行って欲しいという声がある以上は、もう一度挑戦していくべき事業であると考えますというものがありません。

起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におい

て可決と決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川支所地域振興課所管分について。山川文化ホール全体を見てもらって、危険な所はないか確認した方がいいのではないかと思います。どうですかとの質疑に対し、建設から約40年が経過しています。老朽化している所もありますが、今回は、庁舎の移転に重点を置いたということと、1階部分は社会教育課の所管ですので協議が必要になるのではないかと思いますとの答弁でした。

菜の花商工会や医師会の事務所設置について説明をお願いしますとの質疑に対し、医師会は、以前から山川文化ホールの3階を事務所にしています。菜の花商工会は、事務所が大変老朽化しており、新しい事務所を模索していたところ、庁舎が文化ホールに移転するというので、そこに入れなかと要望があり、それを受け入れた形で今回事務所を2階に置くということになったところですよとの答弁でした。

意見として。1階の部分は社会教育課とも協議しなければならないのであれば、しっかりと予算を取って、危険な所がないように見直していただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。開聞十町西部地区の漏水の修繕料で、防火水槽は埋設していると思いますが、どのようにして分かったのですかと質疑に対し、防火水槽をはじめ、消火栓等の消防水利は、市民防火の日や、春と秋の火災予防週間の期間中に合わせて、消防団に点検をお願いしています。その際に、漏水が判明しましたとの答弁でした。

柳田分団車庫の工事が始まるわけですが、工事期間はどれぐらいになりますかと質疑に対し、工事完了は今年度いっぱいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。地熱の恵み活用プロジェクトの地熱発電事業者公募に係る審査員の費用弁償ということで、この補正予算で出したと思いますが、早くしなければならない理由があるのですかと質疑に対し、国の助成金の活用については、国の要綱の審査基準の中で6年間ということになっています。市の方では、平成27年度から事業に着手しており、令和2年度までが活用期間です。本年度、構造試錐井の掘削を1本実施したいと考えていますが、4月12日にセイカより辞退届があったことから、議員の方々に5月8日に説明した後に、5月13日から公募開始とさせていただいたところですよとの答弁でした。

これまでの3者の下での説明会はリセットされるのですか、継続されるのですかと質疑に対し、現在、公募を行っており、事業者がどうなるかということもあり、事業内容が変更になる可能性もありますが、地熱開発の概要や意義については、重なる部分もあると思いますとの答弁でした。

事業者が変われば、また方法も変わるかもしれない。これまで仮に10回説明会を行ってきたとしても、新しい事業者が仮に決まり、説明会を行っていく場合、全く別物なので、それ

はカウントされず、新たに1回目からカウントしていくことになると思いますが、どうかとの質疑に対し、現在、公募をしているところですので、説明会の回数のカウントの仕方については、その状況によって変わると思いますとの答弁でした。

構造試錐井を掘削し、可能性があれば生産井に変えることも可能という話をしてきたと思いますが、そのとおりですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

JOGMECからの助成金は、あくまで構造試錐井に対するものであり、これが目的外の生産井となれば返還してもらおうと言っているのではないですかとの質疑に対し、市としては、そのように認識していませんとの答弁でした。

構造試錐井を生産井に転用したときに助成金返還が生じるのですか、生じないのですかとの質疑に対し、JOGMECによると、自治体の場合は、地域再生計画を内閣府に提出し、認定されることによって、助成金返還は生じないということでしたとの答弁でした。

JOGMECへの助成金交付申請が、地域との共生が取れていないという理由で不採択になったと説明を受けています。今回、株式会社セイカスポーツセンターが協定から降り、再度、公募をして、一緒に行っていく事業者を探していくということですが、改めて市民への説明を行う考えはありますかとの質疑に対し、これまで20回以上の説明会を実施しており、地熱の恵み活用プロジェクトの意義などを含めお話をしています。今後については、要請があれば行っていきたいと考えています。事業者等が変更になりますので、必要に応じて説明はしていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。一般コミュニティ助成事業助成金は限度額があるのですかとの質疑に対し、限度額が250万円となっていますとの答弁でした。

宮地区の公民館に対する助成金250万円、全てが空調工事ということなのですかとの質疑に対し、空調工事の他に、机やテーブル、コミュニティ事業の備品購入に充てることとなりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第53号、令和元年度指宿市一般会計予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査しました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、地域福祉課所管分について。児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対し、臨時給付金が支給されるが、これは消費税の関係ですかとの質疑に対し、そのとおりでございますとの答弁でした。

こども園と保育園支援部分との仕分けということだが、こども園も保育園の施設の中に入れてできるのですかとの質疑に対し、認定こども園の場合は、保育園部分と幼稚園部分に分かれている。今回の補助申請は全体の改修費の中で、保育園部分と幼稚園部分というふうにすみ分けをし、それぞれ申請するとの答弁でした。

建物自体に保育園部分、幼稚園部分と線引きをし、設計上、施設をパーティションで繋ぐのかとの質疑に対し、保育園部分、幼稚園部分で通っている子供たちも、同じ部屋の中で保育教育を受けるような仕組みになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。男性の風疹に対する抗体ワクチンということだが、何人ぐらいが対象かとの質疑に対し、対象者は3,482人であるが、今年度の対象者は、そのうち1,491人になっているとの答弁でした。

今年の対象者が受けそびれた場合はどうなるのかとの質疑に対し、対象期間が3年あるので、その期間内に受けていただくことになるとの答弁でした。

予防接種の国からの補助金と個人負担はどうなっているかとの質疑に対し、予防接種は地方交付税対象で、個人負担は無料になるとの答弁でした。

男性だけが対象ということだが、年代について同じ条件だと思うが、抗体そのものを女性は持っているということかとの質疑に対し、女性の場合は、中学生のときに1回、集団接種で受けているので、今回は1回も接種を受けていない男性を対象にしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月11日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました、主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について。交付される森林環境譲与税の使い道が積立金という形

になっていますが、今年基金としての積み立てだけなのか、それとも、まだ始まったばかりなので積み立てておくのか、何らかの整備等に使うのか、どのような考えですかとの質疑に対し、今年度は差し引いた金額が633万7千円と少ないことから、積み立て来年度以降取り崩しをしながら使っていこうと考えているところですよとの答弁でした。

今までの県林業補助金はこういったことに使われていたのですかとの質疑に対し、間伐推進員の報償費として使っていたところですよとの答弁でした。

業務に関しては、継続ということですかとの質疑に対し、はい、そうですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。公用車2台の買い替えですが、この車はいつ購入した車ですかとの質疑に対し、いずれも平成19年に購入した車両ですよとの答弁でした。

走行距離はどのくらいですかとの質疑に対し、平成19年3月に購入した車両が14万3千km、平成19年4月に購入した車両が16万kmですよとの答弁でした。

開開加工センター内の冷蔵庫は、いつ購入したのですかとの質疑に対し、平成2年、モデル産地育成で導入した冷凍庫で、加工組合等が菜の花漬けの特産品を作る施設です。総事業費が3,600万円程度の事業で、県の補助金が2分の1の事業で導入した施設ですよとの答弁でした。

意見として。公用車については、職員の命にも関わることなので、メンテナンスが十分に行き届いたリース契約というの、今後、検討してもらいたいと思いますというのがありました。

次に、商工水産課所管分について。プレミアム付き商品券の事業の対象者はどういう方ですかとの質疑に対し、対象者は2種類です。一つ目は、今年度の住民税が非課税世帯の方々と3歳未満の子供がいる世帯の世帯主という形になっていますよとの答弁でした。

1人当たりの上限は幾らになるのですかとの質疑に対し、2万円お支払いいただき、2万5千円の商品券を差し上げるという形になっていますよとの答弁でした。

今回は郵便局から各対象者の方に案内がいて、対象者限定で誰でもは買えないということですかとの質疑に対し、以前、福祉の方で行っておりました福祉給付金の対象者と、子育て世代が対象という形になっています。以前は、全市民が対象でしたが、対象者が限定されているということになります。市から各対象者の方へ、このプレミアム付き商品券を買いますか、買いませんかという案内を差し上げて、買いますというお答えをいただいた方に引換券をお送りし、その引換券を持って郵便局で購入いただくというシステムになっています。但し、子育て世代の方々には最初から引換券を送りますよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。観光宣伝誘致事業費165万円は、観光協会に委託するとい

うことでしたけれども、観光協会はどういうことをするのでとこの質疑に対し、昨年はNHK大河ドラマ西郷どんの効果がありましたが、今年は、県の動向調査では、指宿の宿泊客数は1月から4月まで大きく減少しております。国内からの宿泊客が減少したと考えられていることから、東京や大阪、名古屋、広島、福岡など、国内の都市部の旅行エージェントやマスコミなどで、指宿への送客やPRのための指宿観光宣伝誘致事業を観光協会へ委託するものですとの答弁でした。

県外の方々に指宿市のアピールをということですが、そのやり方で指宿市に泊まっていただけなのか。今までどおり、砂むし温泉とたまたま箱温泉とか、そういう所は通過点でしかなく、宿泊という観点で見たときに、魅力のある観光地なのかどうなのかの視点が抜けているんじゃないのかと思うが、その点の考えはとこの質疑に対し、定番の砂むし温泉、たまたま箱温泉、そうめん流しなどが現在の指宿の観光を象徴しておりますが、それに続くものを発掘しようと思っております。今年、県の補助金を貰いまして、400万円事業でインバウンドの商品造成調査をやろうと思っております。これにつきましては、旅行業者、あるいはホテル関係者にお聞きしますと、あと2時間滞在を伸ばしてくれば宿泊は伸びると聞いております。餌やり体験とか、オクラ収穫体験とか、そういう体験ものを一つ二つ、まずは発掘して、そのメニューを出すことで宿泊に繋がるものと思っております。ホテル業界、あるいはドライブインの観光業界の方々からも強く望まれておりますので、今年、頑張ろうと思っておりますとの答弁でした。

意見として。今、整備中の指宿港海岸も観光資源として、今後、活用できるようなPRの仕方を是非考えてほしいというものと、指宿市が主導権を握ってでも、鹿児島の魅力発信の商業的なものを打っていけるよう、県と話し合いを早急にしていただきたいというものがありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。補助金の937万5千円は事業費的なものとあり、下水道処理に関わるものだという説明がありましたが、下水道事業のどのような工事ですかとの質疑に対し、指宿市浄水苑等の包括的維持管理業務委託に関する部分と、指宿市浄水苑のナンバー4汚水ポンプの整備に関する費用です。維持管理の委託業務については、労務単価の上昇がありましたので、それに相応する費用について、今回、増額の補正をお願いしているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。土木費国庫補助金の負担割合はどのくらいあるのですかとこの質疑に対し、国の負担割合は、鎮守山線の道路改良舗装事業が52.5%、橋りょう長寿命化修繕事業が57.75%となっておりますとの答弁でした。

土木債が1,600万円ということですが、償還計画は、何年の時点で返還するというのがありますかとこの質疑に対し、来年の出納閉鎖期間に借入れを行い、その翌年度から複数年か

けて返済になると思います。返済計画につきましては、財政課の方で決めることになろうか
と思いますとの答弁でした。

鎮守山線について、今回の予算措置が図られて施行された場合の進捗率はどれぐらいにな
るのですかとこの質疑に対し、進捗率という具体的な数字ではないのですが、平成19年度、整
備を約2kmしています。今回の工事で、ほぼ道路の形ができ上がることになります。舗装と区
画線が残ることになりますが、あと残り僅かというふうに考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。敷領団地建替事業に伴う遺跡調査で想定外のことがあつた
りすることはないのでですか。8月で全部発掘調査も終わるといふことですかとの質疑に対
し、昨年11月から発掘調査にかかっており、900㎡の範囲について、西半分、東半分という
形の掘り方をしていきます。西半分の調査で想定外の多数の遺物や竪穴住居が発見されるとい
うことがありました。それらを踏まえて、調査期間の延長を検討して、今回、補正予算を計
上した次第です。8月で終了予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） 本案に対しては、新川床金春議員ほか2名から修正案が提出されておしま
す。

この際、提出者の説明を求めます。

○19番議員（新川床金春） 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の修正案を説明いた
します。

別紙でお示しのとおり、議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の一
部を次のように修正する。

第1条中、追加の額、7億6,590万1千円を7億6,579万3千円に、予算の総額259億7,907万2千
円を259億7,896万4千円に改めるものです。

詳細は参考資料、1ページ、2ページ、3ページにお示ししております。

歳入において、款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金、節1財政調整繰入
金4,299万4千円を10万8千円減額し、4,288万6千円にします。

歳出において、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節8報償費6万円を減額し、節9旅
費4万8千円を減額するものであります。

減額の理由の1番に、平成30年9月28日付、独立行政法人石油・天然ガス・金属・鉱物機構
に平成30年度地熱資源量の把握のための調査費助成金交付し、補助金申請の不採択通知が平
成30年10月22日付で通知を受けています。不採択理由について、執行部から全議員のタブレ
ットに配信されているので、お目通しと思いますが、説明をいたします。不採択理由につい
て、不採択の要因が明確にされていないので、JOGMECに平成30年度地熱資源量把握の

ための調査事業助成金不採択について開示請求し、不採択の内容を精査し、JOGMECの本社で地熱統括部長、企画課担当調査役、地熱部事業、事業部開発課職員3名と面談し調査してきました。機構においては、国のエネルギー政策との整合性の観点から、厳正な審査を実施し、採択の可否を決定している。前記事業を取り巻く最近の地域環境は、国のエネルギー政策から導かれる地域と共生した開発及び中長期的な視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたいため、国のエネルギー政策とはエネルギー基本計画、平成30年7月において、政策の基本方針として、地熱については、円滑に導入するための地域との共生して開発が必要で、中長期的な視点を踏まえての持続可能な開発を進めることが必要であるとうたわれています。まとめとして、このような状況の中で、地熱発電を進めるのであれば、本年度はもとより、中長期的視点からも事業の円滑な遂行は困難と認めざるを得ない。以上のとおり、本申請について不採択相当と判断したと説明を受けてきました。JOGMEC地熱統括部長の説明で、平成30年10月22日に不採択になった時点で、これまでの取組を全てリセットされると話されました。国の求めている地域との共生のため、温泉事業者、利害関係者、市民に丁寧な説明が必要であると言われている中、利害関係者の山川フラワーランド組合を排除する行為に対し、JOGMECは排除する、排除に対する指導はしていないということでした。平成28年11月の市長と語ろう会のアンケート結果は、説明会、講演会を求める市民が62.7%いることをJOGMECは把握しています。平成29年度以降、地熱発電の住民説明会を実施していないことについて、JOGMECの担当者は必要だと重視していました。市は平成28年11月、市内12会場で市長と語ろう会で地熱の説明を開催しているので、市民の理解を求めるために汗をかいていただきたい。その後、地熱発電に対する市民アンケートを採り、市民の意見を十分に把握し、地熱資源の把握のための調査事業費助成金申請をしても、時間は十分足りると説明を受けてきました。

2番目に、補助金で掘った構造試錐井を生産井に転用した場合は、目的外で使用するようになるが、費用負担はどうなるのかということで確認しました。掘削費用は返納していただく。今後、20年間で売電収入として約100億円得る事業に、国民の税金をみすみす提供すること、国・国民が許さないので、7年間で返済してもらおう計画であると地熱統括部長から説明もを受けてきました。総務水道委員会で補助金返納について担当課に説明を求めたら、地方再生計画を洞爺湖町が出して採択されたと説明を受けました。洞爺湖町宝の山プロジェクト地熱エネルギー利用に環境、観光活性化を調整してきました。洞爺湖町温泉利用協同組合が地熱発電施設を整備し、発電出力50kwで発電の実用化を図っています。発電された電力のうち、40kwを洞爺湖温泉利用協同組合が自己消費、10kwを余剰として、洞爺湖温泉における電気自動車の充電源としています。洞爺湖町は自然エネルギーを活用した環境を重視した取組を行い、高温地熱水が流出したが、調査泉であり、調査目的外に活用することができないため、高温地熱水を使用できないと令和元年6月24日、洞爺湖温泉利用協同組合の担当者と電

話で伺いました。その後、電気の売電をしたらどうですかと確認しましたら、地方再生計画でできないことになっていると話されました。補助金返納の問題について、総務水道委員会の質疑の中で、市長公室の答弁は、申請されないと採択されるか分からないとの答弁でした。地熱の恵みプロジェクトにおける市の財政負担に対して、不確定要素が大分含まれていることが分かりました。

3番目に、指宿市地熱の恵み活用プロジェクト発電事業者公募について。公募要項の4にスケジュールというのがありまして、企画提案受付期間、令和元年6月14日から6月28日。調査、審査及び事業者選定、令和元年7月8日月曜日。スケジュールは変更になる場合があると記載されています。令和元年6月21日、菜の花商工会に九州電力山川発電所の所長、副市長が出向き、会長、2名の副会長、事務局長にヘルシーランドの計画中の地熱の恵み事業の内容と、地熱発電による売電収入について説明し、菜の花商工会と会員の協力についてお願いされたと、面談した当事者から直接話を伺ってきました。面談した当事者は、九州電力に地熱発電事業は決まったと受け取ったということでした。

4番目、6月24日開催された全員協議会において、市長公室の説明では、申し立ては6月18日、鹿児島地裁知覧支部からの通知が市に届いたのは6月21日とのことでした。申し立ての趣旨はこのような内容だったと思いますので、間違っているところがあるかもしれませんが、債務者は、令和元年5月以降実施している、指宿市地熱の恵み活用プロジェクトに地熱発電事業者の公募を中止し、これを続行してはならない。債務者は事業選定までの期間として、同事業の採算を検討するために必要な6か月以上の期間を設定し、掘削長1,500mを超える地熱生産井の発電実績があること。その他、選定事業者を特定する応募資格を設定せず、かつ、地熱発電事業に関する債務者が保有している情報を開示しない限り、地熱発電事業者公募は実施しないということだったと私は市長公室の説明の中で、こうだったなということと説明していますので、間違いがあると思います。そのところは指摘してください。仮処分の裁判費用で約100万円が必要で、本裁判になったら裁判費用は更にかさむことが懸念されます。裁判費用が高額になった時点の費用について、誰が負担することになりますか。市民の税金で賄われることを、議員の皆さん十分理解していただきたいと思います。令和元年6月25日の西日本新聞の記事に、いわさきグループから地熱発電公募の差し止め仮処分申請が提出されたと記事になっていました。岩崎産業グループの申し立て内容は、特定事業者ということでした。先ほども述べました、公募が5月13日開催され、企画提案受付期間は6月28日まで、審査及び事業選定、令和元年7月8日月曜日となっています。なぜ、公募期間に九州電力が菜の花商工会に出向き、地熱の恵みプロジェクトの説明に伺ったのか、議員の皆さん考えてください。正に、岩崎産業が指摘したことが、既に水面下で動いています。このような動きに対して、議会はどのように対応するのか問われています。このまま見過ごすと大変な事件に発展します。

最後に、JOGMECの考えをお伝えします。地熱の恵みプロジェクト地熱発電事業における利点、欠点をしっかり市民に説明し、理解を求める必要がある。秩序ある取組がなされない事業、不採択の原因説明をせず、地熱発電を進めるならば、先ほども言いました、本年度はもとより、中長期的視点からも申請を受け付けることはできないということです。4月10日、山川文化ホールで開催された地熱専門家による地熱発電説明会に参加したJOGMECの地熱統括部長が話されましたので、間違いありません。

これまで縷々説明しました、国が求めている住民説明会を開催し、市民の共生と理解が醸成されるまで、地熱の恵みプロジェクトの公募は中止すべきであることから、議案第53号、令和元年指宿市一般会計予算（第2号）の修正案を提出しました。市民の生活が安心・安全で豊かな生活を提供することが、行政の責務と考えます。我々議員一人ひとりには選挙で市民の付託をいただき、議会の場に参加しています。将来の指宿を担う子供たちに財政のつけを残さないために、議員の責任を持って常識ある慎重な判断をしていただきたいと思います。切にお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時11分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） ちょっと確認させていただきたいんですが、九電さんが菜の花商工会にお見えになられたということの中で、会長以下副会長2名と面談されたというお話がございました。これに間違いはありませんか。そのお3方とは直接確認をされたんでしょうか。

○19番議員（新川床金春） 副会長の1名と、事務局長とは出張していましたので、電話で話しまして、4名で面談しましたということです。

○議長（福永徳郎） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 53号修正案に反対する立場から討論申し上げます。

本予算は調査井掘削へ繋がる重要な予算であります。この調査井掘削については、国の補助要件等もあることから、遅滞なく着手すべきであろうと考えております。環境汚染を引き起こすような成分は含まれていないのか、既存の泉源等に影響を与えるようなことはないのか、そもそも地熱開発に適した熱量が確保できるのかなど、地熱開発に向けた基礎的なチェック項目をクリアできるのか、なるべく早く結論を導き出すべきであろうと考えております。よって、この修正案には反対いたします。御賛同賜りますようお願い申し上げて、討論を終わります。

○議長（福永徳郎） 次に、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、修正案に賛成し、本案に反対する立場から討論いたします。

5月8日の議員懇談会の説明会で、平成27年5月26日付の市、株式会社セイカスポーツセンターと九州電力株式会社の3者で締結した地熱の恵み活用プロジェクトに関する協定書については、平成31年4月26日に解除したと同時に、再度、企画提案の公募を5月13日から実施すると説明がありました。地熱開発ありきの、再度、企画提案を公募し、あとで補正予算を議会に提案をする。議会軽視であります。先にやるべきことは議会に説明をし、市民の皆さんにも納得のいく説明をしてから、予算を議会で議決し、再度、企画提案の公募をするのが当たり前の姿であります。また、昨年 JOGMEC に申請をして不採択になった理由の、住民との共生について、指宿市が汗を流していないことでもあります。4月10日に JOGMEC から来ていただき、専門家も含めて説明会が開催され、JOGMEC が採ったアンケートの8割が住民の理解が得られたと判断しているようですが、オーナー会との懇談会では異論が出

たとも聞いております。また、農家を含む温泉事業者との説明会や懇談会も開催されていない状態で、住民の理解や共生ができるはずがありませんし、このような状態で申請することも考えられません。また、西日本新聞によると、18日付で、当初から特定業者は決定しており、違法として、公募の中止を求める仮処分を鹿児島地裁知覧支部に申し立てたことが分かったと報道されております。申し立てによると、応募登録期間が約半月と短く、九州電力以外の業者が企画提案することは事実上不可能と主張、応募条件の1,500mを超える井戸の地熱発電実績を満たす事業者も、九州で他に2者程度しかなく、当初から九電の選定が前提であり違法としている。事実、私が24日の一般質問で明らかにしましたが、業者選定は7月8日にも関わらず、22日、地元の菜の花商工会に九電の方が2名訪れ、地熱開発についての事業説明等を行っております。このことについて、いろいろな理由を述べたとしても、業者選定が決定する前に、地熱開発について事業の説明が行われることが疑問視されるのは当然ではないでしょうか。以上の理由で、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（福永徳郎） 次に、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） セイカスポーツセンターが経営上の判断ということで辞退し、再公募の手続きを取らざるをえなかったことから、早急に対応した執行部の判断、並びに一連の手続きは大いに理解できるものと思います。したがって、今回の議案第53号修正案に対して反対の立場で討論いたします。

一刻も早く事業者を選定し、プロジェクトを進めていただきたいと思う次第です。4月10日にJOGMECの協力を得て、地熱開発の専門家による説明会が開催されましたが、その際にも、専門家からは、調査井掘削の重要性が唱えられました。また、同僚議員の一般質問では、説明会に参加された方の8割が理解が得られたとのことでした。地熱開発がなされる福元区からは、地熱開発に伴う調査井掘削の早期実現を求める陳情書が多く、多くの区民の皆様の署名が添えられ、提出されております。年々減っていく区民、増え続ける空き家などを目の当たりにしたとき、何かしらの雇用や地域振興策は必要不可欠であると認識しているように思えます。その危機感が今回の陳情に繋がったのではないのでしょうか。また、九州電力川内原子力発電所の1号機、2号機を安全のための対策工事が期限内に完成することが難しくなったことで、工期、工事の延長の申し出に対し、認めないという決定がなされたようです。このことから、原子力発電1号機、2号機を停止させなくてはいけないという方向性が出てきたようです。もし、原子力発電が停止とすると、すぐにはいかないかもしれませんが、電力不足の可能性が出てきます。もし、本市において、地熱発電が運用に得るならば、今後、不測の事態が起きて多少なりとも安心感はあるのではないのでしょうか。国が進めてきた再生可能エネルギーの活用で、太陽光発電、風力発電、そして、地熱発電。前の二つは条件さえ折り合えばどこでも設置できる発電所ではありますが、こと地熱発電においては、どこでもというわけにはいかないことは、皆さん、今までの説明において御承知のことと思います。ポ

テンシャルの高い山川地区での地熱開発。このプロジェクトを前に進めていくべきであろうと思います。

以上のことから、修正案に対しまして反対いたします。

○議長（福永徳郎） 次に、西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の修正案に反対、原案に賛成の立場から討論を行います。

今回、上程された議案第53号は、これからの指宿市の財源を確保できるかもしれない、地熱の恵み活用プロジェクト関係についての補正予算が含まれております。この地熱の恵み活用については、これまでも何回も議論され、賛否両論あることは認識しているが、指宿市においては、生産人口は減少し、高齢化が進む中で、ちなみに、6月現在の65歳以上の高齢化率は37.83%になっている指宿市では、今後、税収の減収も予想されることから、自主財源を確保することが重要になってくるのではないかと。以前の議会でも発言したかもしれませんが、地熱資源は地下に眠る膨大なエネルギー源であり、輸入に頼らない純国産資源であることから、指宿市は地熱資源を持つ自治体として、資源を守りながら、持続可能な活用をしていくことは肝要であるのではないかと。さらに、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の目的には、温泉資源は、市及び市民の共有資源であると位置付けているので、地熱の恵みを指宿市民が広く享受できる体制をいち早く構築し、地熱資源を活用した新たな付加価値を創造することで、地域活性化にも繋がり、魅力ある指宿市に発展すると考えられます。よって、この公募手続きを進めることが指宿市にとって重要であると考えられますので、議案第53号の修正案に反対し、原案に賛成いたします。以上です。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 井上伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 議案第53号、一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成の討論をいたします。

本削減案は、今年4月12日、セイカスポーツが地熱開発事業の3者協定から辞退申し入れがあり、新たな事業者を5月13日、再公募しております。また、7月8日には選定委員会を開催して決定するための補正予算でございます。今回の再公募に関しては、6月18日付で公募阻止のため仮処分がされております。これに対して、市は弁護士に委託し対応したいとして、弁護士費用の流用をさせてほしいとの説明を受けたときには、我々議員の中では、相手の名前、会社は公表されておりました。その後の新聞報道で、市内でもホテル経営などの観光事業を展開する岩崎産業株式会社であることが明らかになりました。岩崎産業は再公募に応募しておりましたが、当初から特定業者が決定しており、違法としての公募中止

を求める仮処分を申し立てているものでございます。これについては、先の24日の一般質問でもございましたように、山川地域の菜の花商工会においては、九州電力の方々在地熱開発事業に決定したかのような挨拶に行かれたことから見ても、九州電力ありきではと疑われても仕方のない行動でもございます。また、4月10日、山川の説明会にも参加された、経済産業省の補助金窓口でもありますJOGMECから指摘されておりますように、一旦リセットしてしっかりと仕切り直ししていくべきと指摘も受けております。このことから、多くの市民や関係団体、観光事業者へのしっかりとした説明責任を果たすことが、まず先決ではないでしょうか。そのことから、本53号の補正予算案の修正案に賛成といたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 通告はしてありませんでしたけれども、反対討論を聞いた上で、是非とも反論したいということもありまして、それを含めて修正案に対する賛成討論としたいと思います。

反対の理由の中で幾つか、3名の方が述べられているんですが、調査井掘削は急ぐべきことだという話がありました。しかし、問題はその前提になる地域との共生ややり方に問題はないかどうかということでもあります。そしてまた、原子力発電が停止をすると電力が足りなくなるのではないかと、いう話との関連もありましたが、私は、原子力はとにかく止めるべきだという立場であります。地熱発電については、一般的なものとして、原子力に代わる再生可能エネルギーとしての可能性を持っているということについては、そのように考えます。しかし、問題はJOGMECが不採択の理由とした一つであります。地域との共生、住民の理解、関係業界の理解、そういうものが前提でなされるべきものと考えます。それから、賛否両論はあるという話もありました。地域の早期実現を求める書面もあったという話もありましたが、賛否両論があるということは私も認めております。賛成がある、反対がある。JOGMECが指摘したのは、そこだと思うんです。一つは。賛成が圧倒的多数だとかいうことではない。賛否あるということは地域の共生がなされていないと、そこを正にJOGMECは指摘したのではないのでしょうか。修正案の内容は、地熱発電の事業者公募に係る報償費並びに旅費の10万8千円減額であります。地熱発電計画について、市としては準備を万端済ませて、JOGMECへの補助金申請をしたところですが、地域と共生した開発及び中・長期視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたいとして、JOGMECは不採択としたところでありまして。不採択の理由が示されているのですから、引き続き計画を続行するにしても、指摘された点をクリアするための努力と手立てを取ってからにすべきであります。発電事業者からセイカが経営上の理由として撤退をし、市が予定した計画はJOGMECの不採択で停滞しているにとどまらず、逆戻りしている状態です。そ

ういう状況にあつて、何の手立ても取らず、ただただ計画をするために再公募している状態です。地域との共生の点でも、4月10日に行った説明会1回で理解を得たとの判断に立っております。これまで20回もやった、それで理解を得た、そこには数字のまやかしがあったということで、地域との共生があったということになっていないわけでありませぬ。それをただの1回で、8割の理解があったとは私にはわかには信じがたいわけでありませぬ。というのは、理解が深まったということは、言っている意味がよく分かったということと、賛成だということとは、また違ふのではないか。私もあの場に参加しておりましたが、疑問の声も引き続きあつた、そういう中で、賛成というものが8割とはとても見えない状態と私は感じました。そしてまた、先ほどから言っていますけれども、7月8日に公募に応募した3者の中から事業者を決定するという運びでありますけれども、つまり、今日時点でまだ業者は決まていないわけでありませぬ。九州電力は自らが事業者になるとの前提で、菜の花商工会に挨拶だったのか協力要請だったのかは分かりませぬが、既に行つたという情報があります。出来レースなのではないかと疑問を持つのは当然であります。また、報道によれば、共同事業者公募について、自らも応募者であるいわさきグループが、当初から特定業者が決定してあり違法として、公募の中止を求める仮処分を申し立てたとあります。今、必要なことは、地域と共生した開発及び中長期視点を踏まえた持続可能な開発と整合性が確保されていると認めがたいと言われたわけですから、これをクリアするための手立てを講じることであり、何も方策を持たないまま、再公募を急ぐべきではありません。さらには、出来レースではないかと疑問を持たれるようなやり方では、ますます問題であります。やみくもに事業計画を進め、再公募を急ぐべきではありません。公募に係る経費の減額を内容とする修正案に賛成をいたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 私も修正案に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、縷々いろいろ賛成の方、反対の方、申し上げられておられますが、賛成の中に地域の皆さんの本当の要望だというような意見もありました。それから、今後の指宿市の財政の一部を担うというような話もありました。ただ、地域の皆さんが本当に発電所を造ってくれっていうことを願っているのでしょうか。私は、一般質問のときも申し上げましたけれども、ヘルシーランドが温泉施設としてもっと栄えてほしいということは、私も一緒です。地域の皆さんも一緒です。そこに、まず発電所ありきから話が始まっているってことに、私は非常に疑問を感じます。地域の皆さんが本当にその辺のところを理解されているかどうか。もう一度しっかりと説明をすべきだと、私は思います。皆さんも御存知だと思いますが、ヘルシーランドのレストラン、プール、そこから見える多目的グラウンドを望む、非常にきれいな景観。あの真ん前に発電所ができるんですよ。そんな小さな建物ではないです。多目的

グラウンドの端の方にちょっとかかるようなこともあると思います。そうすると、あその
景観、左側に竹山が見えて、非常にきれいな景観、あそこで多目的グラウンドでいろいろ子
供たちがサッカーをし、競技をし、そういう地域です。そのできるといふに予定をされ
ている裏側は、日本一を4年連続ですか、いただいているたまたま箱温泉です。風向きによ
っては、その蒸気とか噴気がその方向にどんどん流れていきます。私は、将来的にはあそこ
に発電所を造るといふことは、ヘルシーランドそのものがなくなっていくことじゃないのか
なというふうに思っております。それができかどうかは分からないといふことですが、
でも、そういうことまでしっかりと説明した上で、地域の皆さんがいやそれでもいいじゃ
ないかと、まず発電所を造ろうよ、いふことを地域の皆さんが言って来ているといふこと
であれば、私はもうこれで終わりたいと思います。山川地域の皆さんの話を、私もいろんな
人から聞きます。もちろん、それは賛成の人、反対の人います。何であそこに発電所よって
いふ人も結構いらっしゃいます。それよっか、たまたま箱温泉の洗い場をいけんかせい。今の本
館の温泉の方も、もう下が悪くなっている。その補修とかそういうのはいつするんだ、い
う要望もいっぱい出て来ております。そういう中で、あそこに発電所、発電所といふの
だけが、どんどん話が行っております。それから、先ほど提案書の中にもありましたけれど
も、構造試験井、試験井で掘るんだから、まずは掘ってみていふ話も先き出しましたけ
ども、掘るといふことは生産井に変えるといふことです。それが失敗だったら、失敗だ
ったねで終わりです。そしたら、また1,500mから掘ったのを埋め戻さないといけないで
す。それも、大変な費用です。生産井に変わるとしたら、JOGMECの経済産業省の方針
としては、返還をしてもらいますよといふことです。先ほど、話がありましたように、ま
た、他の施策で、洞爺湖町ですか、そこがやっていると。ただ、それは先ほど出ました、そ
ういふ財源になるとか、利益を得るとかといふことになったら、多分採択をされないと
思っています。そしたら、その調査井で掘った何億といふお金は、当然返さなきゃなら
ない。そのお金はどうするんですかといふことです。そういうことまでずっと考えて
ですね、全部説明した上で、よし、それでもやろうといふことなら、それはそれで結構な
ことですよ。本当、バラ色の話ばかりです。地域の皆さんが、賛成の方々が聞いている
のはですね、雇用が何10人、何100人増える。山川のあの地域に、何10万、ひいては
100万といふ人が来る。そのアイスランドのブルーラグーンといふのは、年間200万、
300万来るそう。そういうものを造ってくれるといふのだから、何で反対するんだ。
そういう人も結構います。いや、それはまだまだ先の話ですよって、こうこう理由があ
って、こういふ段階があって、そして、最終的にそれができかどうかといふこと
です。その前にいっぱいこういふ問題がありますといふことを全然説明してないん
ですよ。そういうこともきちり説明した上でやるべきだと思いますので、私は、この
53号については、他の認めなきゃならない案件もいっぱいありますが、この地熱の
恵み活用に関するプロジェクトの再公募の10万8千円です

か、これが入っているっていうことに関してを削る、修正するっていう案件に賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東勝義議員。

○2番議員（東勝義） 通告していませんが、山川の人間として一言、賛成の討論をさせていただきます。

今、伸行さんが言われましたように、山川の人間は、あそこの土地が前町長が一生懸命計画を立て、老後の安心のための雇用施設を造るということで造ったヘルシーランドです。今、言われたように、なぜ原発が止まるから、山川でその電気を賄わなきゃいけないんですか。それと、雇用が生まれる、その保証がどこにあるんですか。雇用が生まれるのであれば、何人の雇用が、どういうことで生まれるか、説明してほしい。それと、今、言われたように、景観が変わります。景観変わると、本当にあそこは保養施設じゃなくなります。それを、山川の皆さんは危惧しています。いい話だけではないことを、皆さんもよく御存知のはずです。指宿市は山川だからいいが、簡単なこと言わんでください。同じ指宿市です。山川だからいい、開闢だからいい、指宿市は駄目、そういう問題じゃないと思います。本当にこの計画が指宿市のためになるのかならないのか、やはりそこをちゃんと住民に説明し、幾らの雇用が生まれるのか、本当に指宿市が電力として賄っていけるのか。指宿の電力がタダになるんだったらね、そりゃいいでしょうよ。タダにしますとか、そういう理由ですらなんだたら、本当に素晴らしいことだと思いますよ。よって、私はこの53号の修正案に賛成として討論いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 齋藤佳代議員。

○7番議員（齋藤佳代） 53号修正案に賛成する立場から意見を述べます。

先日行われました全員協議会において、執行部から今回、市民の方から申し立ての仮処分申請について、弁護士費用の予備費からの徴用について説明がありました。その際、執行部は、申し立てをされた方は不開示だという説明がありましたけれども、不開示にする理由というのは何ともありません。そして、その翌日、西日本新聞で申し立てをされたいわききグループの名称が報道され、その真実を知ることになった方も多かったと思います。こういった正しい情報を議員にすら開示しようとしらない、今の市政そのものの体質が問われているんだと思います。この地熱事業に関して、しっかりと胸襟を開いて市民に説明をし、賛否両論問う。還元井を掘ってほしいという方もいるでしょう。そして、ヘルシーランドではやらないでほしいという方もいると思います。そういった意見をしっかりと集約をして、市民との信

頼関係を再構築することが、今、市政に求められていることだと思います。そして、今回、仮処分申請が提出されたこと、これはまた、地域との共生が図れていない、そういった事実が証明されたことに繋がります。豊留市政として、この地熱事業、大きなプロジェクトにどうやって臨むのか、再度、その姿勢が問われています。私は、そのような視点からこの修正案に賛成し、今一度、まずやるべきことは何なのか、問いかけるべきだと、その姿勢をですね、しっかりと示してほしいと思います。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第53号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか2名から提出された修正案について、起立採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第54号及び議案第55号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第7、議案第54号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、日程第8、議案第55号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会へ付託されました、議案第54号、令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、議案第55号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第54号について。岡元平のさく井拡張工事はどこにあり、どのような工事を行うのですかとこの質疑に対し、京田水源地、そうめん流しから東の方に390m、広域農道沿いに岡元平水源地があり、開聞地域は、この京田湧水地と岡元平の水源地2か所で、地域の水を賄っています。同じ敷地内に井戸を掘り、最終的には岡元平の水源地だけで地域の水を賄い、京田湧水地の水源地を予備水源地として確保する予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第55号について。労務単価の上昇に伴う業務委託料の増となっていますが、いつを基準にどのようにして決めることになっていますかとこの質疑に対し、労務単価の公共単価が平成31年の3月から上がっているの、委託先から委託料の見直しの申し出がありました。議会の承認を得られたら、7月から見直しを行うということで協議をしていますとの答弁でした。

毎年、見直しをしているのですか。今までの基準より何%労務単価が上昇したら交渉ができるのですかとこの質疑に対し、包括的委託については、平成24年から今回が第3期目になっており、労務単価による上昇は今回が初めてで、12%ほど著しく労務単価が上昇したので見直しとなりましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号及び議案第55号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号及び議案第55号の2議案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分
再開 午後 0時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第9、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

請願第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る6月10日、全委員出席の下、紹介議員の説明を求め審査しました結果、小学生の先生の話聞いたところ、やっぱり複式学級では大変だという声を聞く。単式学級にするためにも、臨時教職員ではなく、正規の教職員を雇うための定数改善を求めるといふことと、義務教育国庫負担金の制度の2分の1を確保してもらいたいといふことで、この請願は採択すべきといふ意見と、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時間の調整など、教員の皆さんは大変苦勞していると思う。また、働き方改革のためにも、教職員の定数改善が重要課題であるといふことから、採択すべきといふ意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号及び陳情第2号の2件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ付託されました、陳情第1号、地熱開発に伴う調査井掘削の早期実現を求める陳情書、及び、陳情第2号、会計規則の振込みでの支出についての規則が、実際の運用と異なっているため、実際の運用に合わせた会計規則への改正を求める陳情、の陳情2件について、去る6月12日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

まず、陳情第1号について申し上げます。陳情については、地元の市民から500数十名の署名が添付されて来ています。そういうことからすれば、地元の方が理解したと思っております。資源を活用することは、本当に市民のためになるという観点からも、この陳情については、採択するべきだと思いますという意見と、今回の陳情に関しては、非常に重く受け止めるべきではありますが、地熱の恵み活用プロジェクトの3者協定の再募集に関して、募集要項の最後に、プロジェクトについては、予算審議など、市議会の議決を得なければならないこともあり、議会の判断によっては、当公募審査及び当プロジェクトが遂行できない場合もあることを前提に応募するといったことも書かれています。また、JOGMECの回答として、市は不採択にした理由を全く理解していない。そして、構造試錐井を生産井に転用した場合は、目的外に使うので、掘削費用は返納していただくというような回答を我々はJOGMECから得ています。執行部側から、市として地域再生計画等があれば返還しなくてもいいと思うという答弁もありましたが、それもまだ結論が出ていない状況です。そういった中で、陳情を採択して、また不採択になったというようなことがあると、陳情をした意味もなくなってくるのではないかと思いますので、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において採択と決しました。

次に、陳情第2号について申し上げます。法的には何ら問題なく、指定の金融機関があるところは、今のやり方で問題はないということでした。また、逆に市からお金を貰う方の立場としても、その都度、領収書を発行しなくても、銀行振込で処理されるので、このシステムは非常に喜ばれていると認識しています。以上のようなことから、今回の陳情については、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○13番議員（前之園正和） 委員長報告は採択でありますので、不採択にすべきものとして委員長報告に反対の討論を行います。陳情第1号についてでした。

陳情が訴えている主な点は、計画は市民の反対の声を背景に、平成28年10月に凍結をされた。市長選で選挙の公約に掲げて再選され、その後の議会で調査井掘削予算が承認されたが、JOGMECから地域との共生した開発が確保されていないとの理由で、助成金は不採択になったとした上で、早期実現を願うものとなっています。この中には、幾つもの重要なキーワードが含まれています。一度は凍結をしなければならないと市長が判断せざるを得ないほどの反対が現にあったということでもあります。依然として、今も変わりはありません。市長が選挙の公約に掲げて再選されたということについてはどうでしょうか。選挙公報や選挙はがきのどこを見ても、地熱発電に関する公約や訴えたものは見受けられません。唯一、その証だとしているのは、講演会の内部資料の中に僅かに触れているということです。しかし、講演会資料は、あくまで内部の資料で、選挙活動とは区別される政治活動であり、広く市民に選挙の公約として訴えたということにはならないわけであります。仮に、講演会資料も選挙運動の一環だったとするならば、顔写真や名前入りの発行物を選挙で配布したということになり、公選法に触れることとなります。再選によって、地熱発電計画が市民から理解を得たということにはなりません。市としては、万端の準備をしてJOGMECに補助金申請をしたにも関わらず、JOGMECから地域との共生した開発が確保されていないとの理由で助成金は不採択になったということは、地熱発電計画に市民の理解が得られていないと判断されたということでもあります。ですから、仮に、地熱発電計画を進めるにしても、市民に十分な説明を加え、様々な疑問や不安に答え、文字どおりに地域との共生を図り、求めるべきであります。JOGMECから不採択にされて以降、何も変わらないまま早期実現を迫ることは、あまりにも無責任であります。一定の署名が添えられていることについてですが、賛成者がいるのも事実、反対者がいるのも事実、よく分からないのもう少し見極めたいという人がいるのも事実であります。肝心なことは、市民の総意として、あるいは圧倒的多数の意志として、賛成ということになっていないということでもあります。JOGMECが言う、地域との共生した開発ということになっていない、正にそこにあります。また、地熱発電による自然環境への影響を懸念する声に対して、これを払しょくすることが欠かせません。しかし、それはできていません。以上のようなことから、問題点を解決しないまま、早

期実現を求めるのは妥当とは言えず、本陳情は不採択にすべきであります。委員長報告は採択でありますので、委員長報告に反対をいたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 陳情第1号に、委員長報告のとおり、賛成する立場から討論を行います。

総務水道委員会の席上でも発言いたしました。今回、地熱開発を計画している福元区から調査井掘削の早期実現を求める陳情書が、多くの区民の皆様の署名が添えられ提出されてきました。福元区では、人口減少社会を見据え、徒歩で暮らせる住みよいまち、伝統と人の繋がりが生きる、様々な人に開かれた福元をキャッチフレーズに、高齢者支援、空き家の解消・利活用、子育て支援の重点課題を設定し、区をあげて取り組んでいるようです。福元区では人口減少問題について、真剣に向き合い、他地区に先駆け課題解決に向けた取組を行っているようですが、年々減っていく区民、増え続ける空き家を見たとき、何かしらの雇用や地域振興策は必要不可欠であると認識しているようです。このような危機感が、今回の陳情に繋がったと思われまますので、この陳情第1号は採択すべきである。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） 陳情第1号に、不採択の立場で討論をいたします。

委員長報告は採択でありましたが、私は、先ほども述べましたように、この陳情は非常に重いものであると。署名も非常に重いものであるということは、十分認識をいたしますが、果たして、ちゃんと理解の上で得られたかどうか、それは甚だ疑問であります。地熱を利用した発電に関しては、私も以前申し上げましたが、反対をするものではありません。なぜヘルシーランドの中ですかということです。すぐ近くに九州1・2を誇る九電の地熱発電所があるにも関わらずです。地熱発電は場所を選び、地域住民の理解を得て、周辺になるべく影響の及ばない所に造ればいいと、私は考えます。一昨年ですが、大分県、別府にも視察にまいりましたけれども、それは現あるその施設の内に発電所を造ることは、我々は一切考えておりませんと。視察に行ったところにも、山の中に行かせていただきました。そういうことは、他所の地域ではみんな考えてやっていることです。市長、執行部は山川地域の要望であるというふうに言われますが、それが発電所だったのか甚だ疑問であります。発電所が目的であれば、掘削費用が全額、これは当初の予定ですが、全額補助でできる。そして、発電で出る余剰熱水を利用して、アイスランドにあるようなブルーラグーンと言われる、水着を着

て入れる大きな温泉を造れば、外国人も含めて年間何10万、100万の人が来る施設ができる。そうすると、福元区から多くの雇用も生まれ、経済的にも大きな効果が創出される。そのことに思いを寄せ、地熱発電をすればそれができると思っている一部の市民の方がいるということです。夢ではないかもしれませんが、そこまで行くにはかなりの困難があると私は思います。そういうことについて、しっかりと地域の方々に説明をし、そして、理解の上でこの事業を進めると。そういった上での、また、陳情でなければならぬと、そのように思います。今のヘルシーランドの温泉施設をどうするかということを検討すべきであると思います。以前から、山川地域の人たちの要望であり、自分が押し付けたわけではないというような主張も市長はされておりますけれども、ヘルシーランドがよりよい温泉施設になることは、山川地域はもちろん、指宿市民全員の願いであると思います。そういった意味も含めて、しっかりと説明の上、長所、短所を含めた上できちっと進めるべきという意味からすると、この陳情を採択することはかえって地域の皆さんに、またいろんな問題を生じさせるものと思いますので、不採択ということにさせていただきたいという思いで委員長報告に反対いたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

まず、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

△ 議案第56号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第10、議案第56号、財産の取得について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、財産の取得に関する案件1件であります。議案第56号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページをご覧ください。

議案第56号、財産の取得について、であります。本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である、大山分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は消防ポンプ自動車1台。取得の方法は指名競争入札。取得金額は2,095万2千円。契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時21分
再開	午後	1時21分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第56号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員

会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第1号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第11、意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、複式学級解消を図るための、2020年度政府予算に係る意見書(案)を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 決議案第2号上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第12、決議案第2号、豊留市長に対する問責決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○13番議員（前之園正和） 提案説明を行います。

今回、所定の賛成者を得て、豊留市長に対する問責決議案を提出させていただきました。問題となる事項については、決議案の中に詳しく書いてあります。内容は公職選挙法違反に関わる問題であります。平成31年4月7日、投開票で行われた鹿児島県議選挙指宿地区において、豊留市長は6日、候補者とは別に、拡声器の付いた車で市内を回り、数か所で街頭演説をし、市長自ら候補の支持を表明し1票を託してほしいと訴えたとの報道がなされたことに対して、事実関係としてはそのとおりと認め、新聞報道についても間違いないと認めました。市選挙管理委員会並びに県選挙管理委員会は、選挙カー及び拡声器以外のもので街頭演説をした事実があるとすれば、公職選挙法第141条に違反するとしています。選挙管理委員会は事実があるとすればということですが、事実関係としては市長自身が認めているわけですから、明らかな公職選挙法違反であります。そして、市長自身がそのときは違反と思わなかったとも言っていますが、この言葉は、今は違反の認識があるという表明でもあります。また、違反の認識がなかったということで免罪されるものでもありません。議会として公職選挙法違反という事態を看過できず、豊留市長の責任を厳しく問い、猛省を求めるものであります。仮に、採決に際して、本決議案に反対するとすれば、市長自身が事実上認めている選挙法違反という行為に対して、何ら問題にならないとして、選挙違反を擁護する立場だと取られても仕方がないこととなります。指宿市議会の良識を示すためにも、全議員が賛成していただきますよう訴えて、提案説明とさせていただきます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時27分
再開	午後	1時36分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 決議案2号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています決議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員(高田チヨ子) 決議案第2号、市長に対する問責決議案に対して反対の討論を行います。

公職選挙法第141条によりますと、選挙運動で使用できる自動車と拡声機の数は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、自動車は1台、拡声機は個人演説会会場で使用する場合を除き、候補者1人につき1揃いとなっております。市長は、先日の一般質問の答弁において、西日本新聞の記事に書かれている陣営が公職選挙法に触れないと確認し、演説を頼まれたので街頭演説を行ったことを認めたただけであり、公職選挙法第141条に抵触する行為があったとは認めていないわけであります。また、現時点において、市長が公職選挙法に違反する行為を行ったという事実を証明するものは何もないわけであります。このように事実の確定していないことに関して、市長の責任を問う必要性は全く感じられないことから、決議案第2号、市長に対する問責決議案に反対いたします。

○議長(福永徳郎) 次に、前原五男議員。

○5番議員(前原五男) 決議案第2号、市長に対する問責決議案に対して反対の討論を行います。

市長は先日の一般質問の答弁で、候補者の街頭応援演説を行ったことは認めていますが、公職選挙法に抵触した行為はなかったと答弁しています。また、この件に関して、ある新聞の記事によりますと、公職選挙法に抵触すると県警に市民が通報したとなっておりますが、この件について、県警から市長に事情聴取等はないとのことでありました。市長には過去のことに捉われず、今までどおり、明日の指宿市発展のために、市議会、県議会、知事、国会議員と連携を取り、公務に専念することを切に望みます。よって、事案が明確になっていない現状において、今回の市長の街頭応援演説に対して、市長の責任を問う理由がないと思えますので、決議案第2号、市長に対する問責決議案に反対いたします。

○議長(福永徳郎) 次に、西田義哲議員。

○3番議員(西田義哲) 私も決議案第2号について、反対の立場から討論をいたします。

先ほどの討論と重複する部分がございますが、新聞記事によりますと、公職選挙法に抵す

ると市民が県警に通報したとありますが、その後、県警と捜査当局から市長は何ら事情聴取等受けていないということでした。したがって、事実が明確になっていない現状において、市長の責任を問うことはできないと思いますので、決議案第2号に反対をいたします。

○議長（福永徳郎） 次に、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 決議案第2号に対しまして、採択することに反対の立場から討論申し上げます。

公職選挙法に違反しているかどうかについては、所管する機関が判断するものであり、議員の判断に委ねることはできないものと考えております。したがって、今回取り上げられております事案について、違反に当たるとの判断を前提としたこの問責決議案につきましては、採択すべきではないと申し上げ、討論を終わります。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 東伸行議員。

○9番議員（東伸行） この問責決議案の提案者の1人でもありますので、採択をしてもらうために討論をいたします。

問責、まさしく責任を問うという意味です。市長という立場であり、3期目を迎えている中で、知らなかったとか、違反とは思わなかったとか、そういうこと、今、反対の方が述べられましたけれども、それで済まされるおつもりなのか。以前は市長も教育者だったと聞いております。そういう中で、どういうふうに判断されるかということだけ申し添えまして、問責決議に賛成の討論といたします。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、決議案第2号、豊留市長に対する問責決議案を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立少数であります。

よって、決議案第2号は、否決されました。

△ 議員派遣の件

○議長（福永徳郎） 次は、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、令和元年7月29日に南さつま市で開催される南薩地区市議会議長会主催の、南薩

地区市議会議長会定期総会及び8月8日に鹿児島市で開催される、鹿児島県市議会議長会主催の市町村生研修会、並びに8月28日鹿児島市で開催される、鹿児島県町村議会議長会主催の広報研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長(福永徳郎) 次は、日程第14、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっております。現在の広域連合議会議員が令和元年7月1日をもって任期満了となることから、候補者受付の告示を行い届け出を締め切ったところ、7人の候補者がありましたので、同規約第8条第2項の規定により選挙を行います。この選挙は同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することといたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福永徳郎) ただいまの出席議員は20人であります。
候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。
投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

(投票箱確認)

○議長(福永徳郎) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

(投票)

○議長(福永徳郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(福永徳郎) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に松下喜久雄議員、高橋三樹議員、木原繁昭議員を指名いたします。

開票の立ち合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中，山口たけし議員1票。福永徳郎議員10票。豊留榮子議員9票，以上のとおりであります。

△ 閉議及び閉会

○議長（福永徳郎） 以上で，本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて，令和元年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

参 考 资 料

意見書第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元，複式学級解消を図るための，2020年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が山積する中で，子供たちの豊かな学びを実現するためには，教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に，小学校においては，新学習指導要領の移行期間中であり，外国語教育実施のための授業時数の調整などの対応が求められています。

また，長時間労働是正に向けた教職員の働き方改革のための教職員定数改善も欠かせません。

指宿市においては，2学年の子供が一つの教室で学ぶ複式学級があり，単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき，憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から，複式学級の解消は，極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については，「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては，厳しい財政状況の中，独自財源による定数措置が行われていますが，地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし，子供たちが全国どこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために，下記の措置を講じられるよう，強く要望いたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善，教職員の長時間労働改善のために，計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月28日

指宿市議会議長 福永 徳郎

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿

議 員 派 遣 書

令和元年 6 月 28 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 南薩地区市議会議長会定例会及び議員研修会

- (1) 派遣場所 南さつま市
- (2) 期 間 令和元年 7 月 29 日（1 日間）
- (3) 派遣議員 議長 ほか 19 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

議 員 派 遣 書

令和元年 6 月 28 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 令和元年 8 月 8 日 (1 日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか 19 人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

議 員 派 遣 書

令和元年 6 月 28 日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和元年 8 月 28 日 (1 日間)

(3) 派遣議員

木原 繁昭 議員, 齋藤 佳代 議員, 東 勝義 議員
山本 敏勝 議員, 恒吉 太吾 議員, 新川床金春 議員

なお, 内容変更の必要がある場合は, その取扱いを議長に一任する。